

令和 7 年 6 月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（ 6 月 1 6 日〔 委 員 間 討 議 〕）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

（ 第 1 日 目 ）

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長予算議案及び報告議案説明	4
監理課長補足説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	5
予算議案及び報告議案に対する討論	7
委員会（土木部）	
土木部長総括説明	7
港湾課長補足説明	9
道路建設課長補足説明	10
道路維持課長補足説明	10
河川課長補足説明	11
議案に対する質疑	12
議案に対する討論	22
決議に基づく提出資料の説明	22
都市政策課長補足説明	23
道路維持課長補足説明	24
住宅課長補足説明	24
盛土対策室長補足説明	25
陳情審査	26
議案外所管事項に対する質問	27

（ 第 2 日 目 ）

1、開催日時・場所	52
2、出席者	52
3、経過	
分科会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長報告議案説明	52
報告議案に対する質疑	53
報告議案に対する討論	53
委員会（文化観光国際部）	

文化観光国際部長所管事項説明	5 3
決議に基づく提出資料の説明	5 7
ながさきピース文化祭課長補足説明	5 9
観光振興課長補足説明	6 1
陳情審査	6 3
議案外所管事項に対する質問	6 3

(第3日目)

1、開催日時・場所	8 0
2、出席者	8 0
3、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案及び報告議案説明	8 1
生活衛生課企画監補足説明	8 2
生活衛生課長補足説明	8 3
予算議案及び報告議案に対する質疑	8 4
予算議案及び報告議案に対する討論	9 2
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長所管事項説明	9 3
決議に基づく提出資料の説明	9 5
陳情審査	9 6
議案外所管事項に対する質問	9 6
分科会（交通局）	
交通局長報告議案説明	1 0 6
報告議案に対する質疑	1 0 7
報告議案に対する討論	1 0 7
委員会（交通局）	
交通局長総括説明	1 0 7
乗合事業部長補足説明	1 0 9
議案に対する質疑	1 1 2
議案に対する討論	1 1 6
決議に基づく提出資料の説明	1 1 6
議案外所管事項に対する質問	1 1 6
委員間討議	1 1 7
審査結果報告書	1 1 8

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・ 委員会関係説明資料（県民生活環境部）

- ・ 委員会関係説明資料（県民生活環境部：追加 1）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）

6 月 1 6 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月16日

自 午前10時47分
至 午前10時51分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委 員 長
湊 亮太	副 委 員 長
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
畑島 晃貴	〃
田川 正毅	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前10時47分 開会 —

【坂口委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、堀江 委員、富岡 委員のご兩人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和7年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前10時50分 再開 —

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

— 午前10時51分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月27日

自 午前 9時59分
至 午後 3時20分
於 委員会室 3

平 博敏

道路建設課長

田崎 智

道路維持課長

本多 健一

港湾課長
（参事監）

田中 隆

港湾課企画監

小川 秀文

河川課長
（参事監）

岩永 彰

河川課企画監

田中 良一

砂防課長

小島 俊郎

建築課長

進藤 政洋

営繕課長
（参事監）

野口 孝

住宅課長

小柳 正典

住宅課企画監

牛島 孝二

用地課長

船越 一成

盛土対策室長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長(分科会長)
湊 亮太	副委員長(副会長)
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
畑島 晃貴	"
田川 正毅	"

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第68号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）

のうち関係部分

第86号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

のうち関係部分

報告第1号

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）

のうち関係部分

報告第10号

令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第4号）

報告第13号

令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2
号）

報告第14号

令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

中尾 吉宏	土 木 部 長
中村 泰博	土 木 部 技 監
犬塚 尚志	土 木 部 次 長
椎名 大介	土木部参事監 （まちづくり推進担当）
高稲 稔也	監 理 課 長
金子 哲也	建設企画課長
濱崎 正一	建設企画課企画監
真鳥 喜博	都市政策課長

算（第5号）

7、付議事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議 案

第75号議案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

第79号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第80号議案

契約の締結について

第81号議案

契約の締結について

第82号議案

契約の締結について

第83号議案

契約の締結の一部変更について

第84号議案

財産の取得について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・鹿尾川流域の住宅地地盤沈下の補強工事依頼に関する陳情書
- ・要望書（松浦市）
- ・令和8年度 県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・陳情書（「平成21年10月佐世保市制だよりに、石木ダム建設代替えの可能性として、「既存ダムのかさ上げ可能なダムは、下ノ原ダムだけでした。」と前市長が公言しました。「代替えのかさ上げ可能な南部水系下ノ原ダム建設促進特別委員会」に変更することを、陳情

します。）

- ・要望書（大村市）
- ・選択的夫婦別姓についての陳情書
- ・要望書（雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路整備について）
- ・長崎市浦上百貨センター協同組合及び同組合員の移転に際して、正当で合理的な移転補償費の支払いを求めることに関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開会 —

【坂口委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」のほか、6件であります。そのほか陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び予算に係る報告議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会としては審査いたします案件は、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部署の審査における委員1回当たりの質問時間は理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中尾土木部長】今年度の土木部の新任幹部職員をご紹介させていただきたいと思います。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料の土木部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告（令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号））」のうち関係部分、報告第10号「知事専決事項報告（令和6年度長崎県港湾施設

整備特別会計補正予算（第4号）」であります。

初めに、土木部所管の令和7年度補正予算関係についてご説明いたします。

第68号議案のうち、土木部関係の歳入歳出予算は記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容は、公共事業に対する国の内示に伴う調整でありまして、公共事業といたしまして、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費、これから港湾改修費、ここまでの合計で24億1,437万円の増、また、崎戸港ターミナル浮桟橋連絡橋落下事故に係る損害賠償に要する経費として336万1,000円の増を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

本件は、さきの2月定例会の予算決算委員会において専決処分により措置することについてあらかじめ了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

まず、報告第1号のうち、土木部関係の歳入歳出予算はそれぞれ4ページから5ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、5ページに記載のとおりであります。事業費の変更に伴う減等でありまして、港湾災害復旧費4億円の減、河川等災害復旧費3億393万8,000円の減、港湾改修費2億2,826万3,000円の減などを補正いたしております。

また、報告第10号につきましては6ページに記載のとおりでございます。

このほか、繰越計算書報告についても6ページから7ページに記載のとおりでございます。

なお、繰越計算書報告につきましては、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】土木部の繰越明許費について、補足してご説明いたします。

分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。

4ページをご覧ください

令和6年度の一般会計における繰越額の合計は に記載しております900件、439億8,666万4,000円であり、その内訳は通常分 と経済対策補正分 になります。

一般会計と特別会計を合わせた土木部の合計は、下から3段目の に記載のとおり903件、440億9,409万9,000円となります。

次に、一番下の段に記載の令和6年度と令和5年度の比較であります - につきましては21件の増、1億7,606万6,000円の減となります。

なお、表の横の区分には、繰越理由を地元調整からその他の6つに区分して整理しております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】令和7年の6月補正予算、この参考資料が目の前に来ていますが、6月補正予算案ということでこの概要についてのちょっとお尋ねをしたいんだけれども、これは大体どういう状況の中で今回補正予算としてこうやって提案しているのかと、その経過をまず教えていただきたいと思います。

【高稲監理課長】今回は令和7年度の6月補正予算につきましてですが、まず、1点目が公共事業費につきましては、国の内示が当初ございます。通常はその内示を見込みまして当初予算を編成するわけでございますけれども、その後内示がございまして、当初予算に計上する場合は想定される内示の額というのも一定考慮しながら予算を計上させていただきますが、その事業によりましては当然ながら若干内示の額が結果として見込額よりも増減がございます。このうち増加となった部分を今回、補正予算の増という形で計上させていただいております。

公共事業費につきましては以上でございます。

【小林委員】今言われるように確かそうだと思うよね。内示見込みを基準にしているいろいろ当初予算等を組み立てると、計上するということについてはそういうやり方をやってきたと思うんです。そういうところの中で、今回、内示が大幅に増になっているというようなことで、これは本県としては大変ありがたいことであるね。その中で、この道路橋梁街路事業とか、これなんかは10億円を超えているね、10億9,000万円か、そういうようなことで非常にありがたい。また、港湾事業についても13億円ぐらいになっていると、こういうようなことになって、一番考えることは、要するに見込みで立てているわけだけれども、これだけの増額が喜ばしいことだけれども当初なかったもんだから、事業もこれ

はやっていかななくてはならないと、それだけの分を発注しないといけないと、それだけの事業が果たして間に合うのかどうか、準備はできるのかどうかとか、そんな点が疑問として出てくるけれどもどうですか。

【高稲監理課長】委員おっしゃいますように、予算を確保しましたら、早期発注に努めるといったことがございます。そういった意味でこの内示の増につきましては、今回6月補正予算でまずは計上させていただいて、そして実際に予算化をして発注につなげていくと、そういった流れで今考えているところでございます。

以上でございます。

【田崎道路維持課長】道路維持課から答えさせていただきます。

道路維持課におきましては、交通安全施設費が4億4,000万円ほど、橋梁補修費が6億5,000万円ということで合わせて10億9,000万円の補正をいただいております。

これらの事業は国の重点事業と重なっております、交通安全事業につきましては通学路の歩道整備でございます。橋梁補修につきましては橋梁点検で損傷が大きいところについての補修費となっております。国の重点になっている事業でございますので多くの内示をいただいております、これらの事業につきましては6月補正成立後、速やかに発注していきたいと考えてございます。

以上です。

【小林委員】この事業の確保、仕事の確保というのはそれに見合うだけちゃんと考えていますよという受け止め方でいいんですか、もう一回、道路維持課長。

【田崎道路維持課長】おっしゃるとおりで、準備しておりまして、速やかに発注していきたい

と考えてございます。

以上です。

【小林委員】道路維持課長がこの間大村市で陳情して、土木部長の横に座っとるときはえらい貫禄で、近寄り難かったけれども、今、答弁を聞いておったらどこにもおるような人だなという感じがするな。あのときは相当大きく見えたけど、今こうして君の答弁を聞いておたら、どこにでもおるような人たい。今の状況の中で、今の答弁はそれだけのことがちゃんとできているということだが、予測できなかった、見込みができなかったのか。当初、地方陳情とかいろいろやっていただいてご苦労をかけていると思いますが、それはこれだけ大幅にプラスになるというようなことは当初見込みができなかったのか、そこはどうか。

【田崎道路維持課長】予算は先ほど監理課長からもご説明したように、昨年度の予算と内示の予定ということで当初予算を組んでおりますが、今回の場合は重点事業でございます、ある程度要望はしていたという状況で予算がついたということですが、その内示の状況についての見込みが少し違ったという状況、いい方についたということでございます。

以上です。

【小林委員】何回も同じことを言って申し訳ないが、要するに、ありがたいことなんだよね。ありがたい顔をしていないように見えるが、ありがたいのか、ありがたくないのかどっちですか。もう少し喜んでいいのではないか。

【田崎道路維持課長】大変喜ばしいことでございますので、事業は進捗を図りたいと考えてございます。

【小林委員】したがって、今言うように、内容の問題ですよ。だから、これだけに見合うだ

けの仕事はちゃんと確保してちゃんとやっていきますよと、県民の皆様にとって非常にありがたいことですよ。ぜひ道路維持課だから、今の災害等々、あらゆる老朽化とか、いろいろな問題が出ているときに、道路維持課の役割は非常に大きいと思うんですね。そういう意味からもよろしくお願いいたしますと思います。

港湾課長、いますか、これはどういうふうになっているか、どうぞ、また説明してください。

【本多港湾課長】ご質問に対してお答えいたします。

今回補正予算では13億円の補正を組ませていただきまして、14港の整備を進めたいと考えております。同じように予算の内示を考慮しまして予算要求をしているところですが、国の施策に合致したものを増額していただいたということになります。

以上です。

【小林委員】確かに今おっしゃるように、工事の予定もちゃんと立てて、もう準備をしているというようなことで、これだけの13億円の仕事は県民の皆様のために十分役立つ大きな予算だと。これを生かした仕事はちゃんと頑張りますというようなことで受け止めております。ぜひこれだけの大幅な予算がこうやってプラスの内示で出てきたということでございますから、我々もあなた方の努力を、頑張りおうたとして、これからもぜひしっかり仕事で県民の皆さん方の安心・安全を確保していただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

取りあえず以上です。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】それでは、質疑がないよう

です。これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもちまして討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第10号については、原案のとおり可決承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第79号議案「和解および損害賠償の額の決定について」、第80号議案「契約の締結について」、第81号議案「契約の締結について」、第82号議案「契約の締結について」、第83号議案「契約の締結の一部変更について」、第84号議案「財産の取得について」であり、その内容は記載のとおりでございます。

なお、横長資料を配付させていただいております。

続きまして、議案外の報告事項についてご説

明いたします。

3ページをご覧ください。

まず、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、その内容は記載のとおりであります。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

石木ダムの推進についてでございます。

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図る上で必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得た上で事業を円滑に進めることが最善であるという考えに変わりはなく、去る4月20日と6月1日に川棚町で開催しました石木ダムの技術的な疑問点等に対する説明会では、川原地区にお住まいの皆様にもご参加いただき、川棚川における計画流量の算定方法や、ダム予定地点の地盤、環境への影響と対策など、皆様の疑問にお答えさせていただいたところでございます。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画につきましては、昨年12月に素案の公表を行い、広く意見を伺ったところであります。

今後、いただいた意見や地元説明会の結果等を踏まえ、国へ計画を提出する予定としており

ます。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に力を注いでまいります。

次に、幹線道路の整備についてでございます。

県では産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路をはじめとする幹線道路の整備を進めております。

本年4月1日に発表された国土交通省関係の令和7年度予算においては、島原道路のうち唯一の未事業化区間であった諫早市小野町から長野町間について、計画段階評価に着手されることとなりました。このことは当該区間の事業化に向けた大きな前進であると捉えております。

また、島原半島地域の道路網については計画の具体化に向けた検討が進められることとなりました。今後も国と連携し、関係市のご意見を伺いながら検討をさらに深めてまいります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する高規格道路など幹線道路の整備、推進に全力で取り組んでまいります。

そのほか今回ご説明いたしますのは、長崎駅前バスターミナルの再整備について、西海橋公園の再整備について、長大橋維持管理事業について、西諫早団地建替事業について、盛土規制法の運用開始について、新たな総合計画の策定について、長崎県行政運営プラン2025に基づく取組についてでありまして、内容は記載のとおりでございます。

なお、長崎駅前バスターミナルの再整備について、そして、西海橋公園の再整備について、そして、長大橋維持管理事業について、西諫早団地建替事業について、盛土規制法の運用開始について、これらにつきましては補足説明資料

を配付させていただいており、後ほど担当課長から説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】観光生活建設委員会説明資料、横長資料の4ページ、第79号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」ご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回上程しております和解及び損害賠償額の決定につきましては、令和6年8月に西海市崎戸港の港湾施設である浮桟橋連絡橋において、台風の接近に伴い、崎戸港ターミナルに接続する浮桟橋連絡橋をつり上げて支柱に固定する作業中、つり上げワイヤーが破断し、連絡橋に乗っていた作業員1名が落下してけがを負った事故に対する損害賠償の額の決定であります。

事故の原因としましては、県とともに連絡橋の点検・操作委託の受託者が定期的な点検を行っていたものの、つり上げ用ワイヤーが経年劣化により破断してしまったものであります。

賠償額につきましては、被害者に過失はございませんが、県と受託者の間では受託業務に点検業務が含まれていることから、県と受託者双方に同程度の過失があるとして、受託者が治療費の賠償を、県は休業損害など治療費以外の賠償を負担することとし、県が336万640円を賠償するものであります。

このような事故が発生したことから、同様な施設について緊急点検を行い、新設、もしくはワイヤーを交換した時期から20年以上経過しているつり上げワイヤーについては、一律に交換を行うことといたしました。

また、連絡橋をつり上げる際に人が乗って作業を行う必要があるものについての作業手順の見直しを行いました。

今後、同様の事故が生じることがないように進めてまいります。

以上で、第79号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、同資料の27ページをご覧ください。
第84号議案「財産の取得について」ご説明いたします。

28ページをご覧ください。

今回取得をしようとする財産は、航空事故に備えて壱岐空港に配備される空港用化学消防車でございます。

壱岐空港の空港用化学消防車は老朽化が著しいため更新を行い、空港の安全・安心な運用を確保するものでございます。

今回の財産の取得は、地方自治法施行令の特例を定めた地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されることから一般競争入札を行いました。

入札結果は、29ページの入札結果一覧のとおりでございます。

令和7年3月26日に入札を行い、2社の入札参加があり、最低入札者である帝國繊維株式会社と3月31日付で仮契約を行い、今回財産の取得の案件として上程させていただいた次第でございます。

なお、30ページに配備予定の空港用化学消防車のカタログを添付しております。

以上で、第84号議案についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【平道路建設課長】8ページをご覧ください。

工事名が一般国道251号道路改良工事（4、5号橋上部工）、工事場所は島原市寺中町から有明町大三東甲でございます。

島原道路は南島原市深江町を起点とし、諫早インターチェンジに至る延長約50キロメートルの高規格道路であり、産業の振興や交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的として重点的に整備を進めているところでございます。

本工事は、事業中の出平有明バイパスにおいて計画している（仮称）4号橋及び5号橋の橋梁上部工を架設するものであります。

工事延長は164.55メートル、幅員は全幅12メートルで、このうち車道部が3.5メートルの2車線道路となっております。

各橋梁の内訳としましては、4号橋が110.2メートル、5号橋が54.35メートルとなっており、橋梁の種別としましては、4号橋、5号橋ともに鋼橋となっております。

契約相手は株式会社名村造船所、佐賀営業所、所長、草野慶介となっております。

契約金額は、消費税を含め9億4,127万円でございます。

工期は430日となっております。

9ページに位置図、平面図及び標準断面図を示しております。

10ページをご覧ください。

入札結果でございます。

総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった4社の参加資格、技術提案等の審査を行い、株式会社名村造船所、佐賀営業所を落札者と決定し、仮契約を行い、今回契約の締結について上程させていただいております。

以上で、第80号議案、契約の締結についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議の

ほどよろしく願いいたします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】続いて、13ページをご覧ください。

81号議案「契約の締結、締結について」をご説明いたします。

工事名は主要地方道平戸生月線橋梁補修工事（生月大橋P5橋脚補修工）で、工事場所は平戸市主師町白石から生月町南免でございます。

工事の目的でございますが、長崎県の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、生月大橋の橋脚の耐震補強を行い、同橋梁の耐震性能の向上を図るものでございます。

工事概要といたしましては、P5橋脚の補強工事として、P5橋脚におきまして、仮締切とコンクリートの巻き立て、697立方メートルでございます。

契約相手は西海建設・大坪建設特定建設工事共同企業体で、契約金額が消費税を含め13億3,566万700円であります。契約工期は850日となっております。

14ページに位置図、標準断面図、橋梁一般図を記載してございます。

15ページをご覧ください。

入札結果一覧でございます。

一般競争入札で総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった5社のうち1社が予定価格を超過していたことから、4社の参加資格、技術提案等の審査を行い、評価値が最も高い西海建設・大坪建設特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行いました。今回契約の締結について上程させていただいております。

以上が81号議案「契約の締結について」の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお

願いいいたします。

【坂口委員長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【小川河川課長】説明横長資料17ページ、第82号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

18ページをご覧ください。

工事名は浦上ダム建設工事(貯水池掘削工1工区)、工事場所は、長崎市昭和3丁目ほかでございます。

長崎市水害緊急ダム建設事業は、昭和57年の長崎大水害により被害を受けた中島川、浦上川の抜本的な治水対策として、既設水道専用ダムの再開発及び新設ダム建設を行うものです。

本工事は、そのうち既設水道専用ダムである浦上ダム再開発の一環として、貯水容量確保のために貯水池の一部を掘削するものです。

なお、本工事完了後も引き続き貯水池の掘削を行う予定であり、将来的にはダム本体のかさ上げ工事なども予定しております。

工事概要としましては、工事長360メートル、貯水池掘削工4万8,500立米、揚土改良槽工3基、濁水処理設備工1式、受変電設備工1式を施工するものとなっております。

契約相手は西海建設・黒瀬建設・田浦組特定建設工事共同企業体で、代表者が株式会社西海建設、代表取締役、寺澤孝憲であります。

契約金額は、消費税を含め18億2,532万1,300円、工期は660日間であります。

19ページに位置図、平面図及び断面図を示しております。

20ページをご覧ください。

入札結果についてですが、総合評価方式による入札を行い、応札のあった3社の参加資格、技術提案等の審査を行い、西海建設・黒瀬建設・

田浦組特定建設工事共同企業体を落札者として決定し、仮契約を行い、今回、契約の締結について上程させていただいております。

以上で82号議案の補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、説明横長資料22ページ、第83号議案、契約の締結の一部変更についてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

工事名は浦上ダム建設工事（仮設工3工区）、工事場所は長崎市昭和3丁目でございます。

契約相手は三基・錦特定建設工事共同企業体であり、現在の契約額15億4,137万9,400円を今回、17億4,375万8,500円に変更するもので、2億237万9,100円の増額でございます。

24ページをご覧ください。

本工事は貯水池の掘削工事に先立ちまして、しゅんせつ土の揚土場として使用する仮設ヤードを造成するもので、盛土工と仮設岸壁工を行う工事となっております。

次に、25ページをご覧ください。

ページ下部に施工手順の図面を掲載しておりますが、手順としましては、まず、貯水地内に盛土を行い、その盛土の上にクレーンを設置して前面のくいを施工、次に、背面ぐいを施工し、最後に残りの盛土を施工するという流れになっております。

次に、変更内容についてご説明いたします。

26ページをご覧ください。

先ほど説明しました前面ぐいの打設で使用する施工ヤードの盛土について、当初はのり勾配を2割2分で計画しておりました。しかし、実際に施工を進めたところ、安定した勾配を確保するためには3割程度の勾配が必要であることが

判明いたしました。そのため、くいの打設長が平均で約1.3メートル増加し、全体で打設長で250メートルほど長くなったことから約2億200万円の増額をするものであります。

以上で、第83号議案「契約の締結の一部変更について」、補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】79号議案なんですけれども、発信をしますね。今説明があったとおりに、この崎戸港の浮き桟橋の連絡橋なんですけど、状況としては事前に定期的な点検を行っていたんだけれども、経年劣化が分からなかったということなんですけど、定期的な点検ではこれは分からないものなのか、そこら辺を教えてください。

【田中港湾課企画監】点検でございますけれども、目視での点検を行っております。このワイヤーが通常のクレーン車のようなもので頻繁に使うものではございませんで、台風が来たときとか、毎月の定期点検のときのみを使うようなものでしたので、外観が綻びが非常に目に見えて出てくるというようなことがなかったということで、見落としが生じてしまったということでございます。

外観が、細かい鉄の線が幾つも巻きついたようなものになっているんですけれども、一般的にそういったものが剥がれ落ちたりとか、そういったことが通常のクレーンではあるようなんですけれども、今回のワイヤーでは外観はさほど傷んではいなかったものの、内部的に老朽化が進んでいたというふうに考えております。

【堀江委員】説明の中では今後の対策も言われ

ましたけれども、その内部の劣化は目視ではできないというふうに今言われましたね。そうしますと、今後の定期的な点検は、その内部の劣化の部分をどんなふうにされるというふうに言われましたか、今後の対応も含めてその点をもう少し説明していただけますか。

【田中港湾課企画監】点検ですけれども、すみません、説明がちょっと曖昧な説明をしてしまいましたが、目視での点検でもある程度分かるものというのもございますので、ただそれが具体的に点検の仕方として具体的に分かるようなマニュアルを作成しておりませんでした。そこで、写真等をつけて、ワイヤーの綻びが何本以上あったらもう交換するとか、そういったものを写真で照らし合わせながら、画像と照らし合わせながら具体的に点検を行えるようにいたしました。

それに加えて、先ほど港湾課長からご説明をさせていただきましたが、20年以上たっているものは全て交換をいたしまして、さらに作業手順として一旦上に上げた状態で、安定した状態でないと上に上がらないとか、そういった作業手順の具体化をいたしました。

【堀江委員】損害賠償の云々というのはもうこのとおりだっていうふうに決定されたことなので、どうこうではないんですが、いずれにしてもけがをしたということで、人命に関わるという事故につながるということであるので、言われたように、目視で点検をするという中にもさらに厳密にしていきますという答弁だったけれども、こういうことは二度とあってはいけないというふうに思いますので、そういう意味では安全を確保するという立場からも十分な対応を今後求めてほしいというふうに思います。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】第82号議案、浦上ダムの貯水池の掘削の契約締結のこの資料を見ておりますと、3社JVということになっておりますが、これが何とこの3JV、全部16億5,938万3,000円と、これはみんな全部、この3JVとも全部同額、1円たりとも変わらないと、こういう状況が、以前にも私は土木委員会に所属していたときに、あれは長崎の確か江川トンネルじゃなかったかと思うんだけど、7社ぐらいのJVで、1円たりとも変わらないぐらいの金額になっていたと。そういうところの記憶はあるわけで、そういうことから今回、今言うように16億5,900円というようなこの大きい金額、こういう状況の中で、今言う、1円たりとも、いわゆるこの入札価格は違いがないと、もう3社全部金額は同じと、同一になっていると、こういうところを見たときに、県民目線で見たとときに全く我々は素人であることはもう言うまでもないことでありますけども、今言う県民目線で見たとときに、こういうことが果たしてあるのだろうか、果たして一番大事な競争性というものがどれだけ確保されているのだろうかとか、また、一番は県民目線で考えるときに、大事なことはこの透明性と、こういうようなことがどれくらい確保されているかということ、さらに、大事にしないといけないのは技術力、経験とか、こういうことは何といっても大事であるところはよく分かります。ちゃんとした仕事をしていただかなければならないと、安ければいいという問題ではないということもよく分かります。

しかしながら、今私が申し上げているような県民の皆様方の目線で果たして透明性があるのかとか、あるいは競争性はあるのかと、こういうことを問われたときに、率直に言って我々は何とも答えようがないと、我々は技術者でもな

ければ、あなた方みたいにプロでもない、ということでもありますから、こういう大きな金額を、16億円を超えるという、この入札金額の中で、全く1円とも変わらない、よくこんな数字が出るものだと、今時の状況はどうなっているのだろうか、こういうようなことを考えるんだけど、まずこの点についてお尋ねをしたいと思います。

【小川河川課長】小林委員からのJV3社の入札額が全て同額と、こういうことがあるのだろうかというご質問ですけども、今回、この工事の入札は、参加した3つの共同企業体全てが設計価格の92%であります履行確実性確保価格と同額で入札をされたものと思われま。企業の積算につきましては設計金額を算出するために必要となります資材の価格であったりとか、労務単価、歩掛、諸経費、そういったものを全て公表しておりまして、設計価格に近い積算が可能となっている。

また、履行確実性確保価格の算出につきましても公表しておりますので、入札金額が同一となり得ることは、そういったものはあり得るというふうに考えているところでございます。

以上です。

【小林委員】競争性は確保されているのかということに対してはどうですか。

【小川河川課長】競争性が確保されているのかというご質問ですけども、まず、履行確実性確保価格といいますのは、工事の契約内容を確実に履行するために最低限必要な価格でありまして、先ほど申し上げたとおり、設計価格の92%で設定しております。その価格で、JV3社が入札してきたということは受注意欲が高いということを示しているというふうに考えております。したがって、競争性が確保されているもの

ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

【小林委員】今お話をされているような、この履行確実性確保価格、いや、なかなか舌をかむような話だけれども、これは我々素人ではよく分からないのだけれども、履行確実性確保価格とずっとこう読んでいけばなるほど、まあ確実性のある確保を、仕事をやってもらわないといけないとこういうことで読めばよく分かるわけですが、それを8%下げて92%、これが今まで言った予定価格というような意味でこれだけの92%は絶対にキープしないとよい仕事はできませんというようなことなんですか、そこはどうですか。

【金子建設企画課長】履行確実性確保価格というのは、指名競争入札でいけば最低制限価格に該当するものでございまして、それを下回ると品質が確保されない可能性があるというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】そういう意味で、あなた方は発注する以上、しっかりと仕事をしていたかなければいけないと、これは当然だと思えます。だから先ほどから言っているような、こういう金額は1円たりとも変わらない状況で並んだときに、これをどうやって選定するのかと、それは総合評価方式の中で技術力とかそういうところの点数が出てくるのではなかろうかと推測をしているわけですよ。

透明性の確保ということを我々も非常に大事にしているわけですよ。さっきから何回も言うように、競争性にしようと、競争性も単価の問題は県民の税金、国民の税金、こういう状況だから適正価格、これはしっかり考えていただかなければいけないと。なかなか分かりづらいと

ころは、予定価格を92%として、これを下げたならばいい仕事につながらないよと、こういった場合はどうするんですか。

【金子建設企画課長】履行確実性確保価格を下回った場合ということでございますけども、下回って落札した場合は、例えば、前払金を通常4割で払っているものをそれだけ払わないでありますとか、あとプラス技術者を1名追加で配置するとか、そのあたりのペナルティーを科しているというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】92%を下回るという状況であるならば、果たして立派な仕事につながるのかと、そのためには、その一番大事なことは技術者をもう1人追加してもらおうと、ここは一番難しいところだよね。技術者はそう何人もいるわけではないと。今人手不足の中で一番いい仕事をしてもらおうところの技術者、これを1名プラスとかいうことになってくると、これはただごとではないわけですね、企業にとっては。そういうところは十分考えて入札・応札をされると思うんだけど、ただ、そういうところから考えてみたときに、では、先ほどから言っているように、92%にはその仕事において92%というのが決定しているわけないだろう。この工事の92%、こっちの工事は何%と、こうやって92%というのは、今まで言った最低制限価格みたいなものだとおっしゃっているけれども、全ての事業において92%というものが今こうして最低制限価格みたいな形で、これだけの予算を確保してもらわないといい仕事にはならないという92%、全部の事業に通用するのかどうか、その辺はいかがですか。

【金子建設企画課長】履行確実性確保価格につきましては、全ての工事で92%ということにな

っております。

以上でございます。

【小林委員】全ての工事で92%がまさに全部通じると、これくらいの予算をしっかりと確保して、必要な最低でも事業をやってもらうため92%はもう最低ラインだと。それを下回るということになってくると今みたいに技術者も出してもらわないといけないし、工事が果たしてどうだろうかと、安かろう、悪かろうじゃこれは困ることの、あなた方の発注者側の姿勢はよく分かります。この点はよく理解ができました。

すると、こういうように入札価格は1円たりとも変わらないと、こうなったときにこの落札者をどうやって決めるかということの中に総合評価方式というものが出てくるのだろうと思うんです。

この総合評価方式が率直に言って数字は全部出ていますよね、誰が何点で、本当にきめ細かなところが、2.5ぐらいか、そのくらいの状況の中で出てきているような感じがいたしますが、この透明性というところからなかなか理解しにくいところもあるわけだ。

そこで、この総合評価方式の中で、同じ金額の場合においては技術提案型で決定をすると、このやり方ですが、まず、庁内に例えば土木部長をこの委員長にして、そうやってみんな関係者が寄って、技術提案型というような形で委員会で協議をして、そしてそこで決定をすると、こういうやり方をやっているのですか、いかがですか。

【金子建設企画課長】最終的な落札業者の決定につきましては、例えば浦上ダムの工事でありましたら、長崎振興局の方の委員会で最終的に決定するというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】だから、この技術提案型に対して、一つの決定を出すということ、みんなでそれなりの協議をしてやるんでしょう。だからまずこの長崎振興局で、これは所管をしていると。じゃあそこでどういう形で決めるのかということ、さっき私はちょっと言ったけれども、土木部長を委員長として、何か委員会を構成してそこで協議して決めるのか、どういう決定の仕方をしているのか、総合評価方式は。そこをちょっと聞きたいんだ。

【金子建設企画課長】各振興局でそういう委員会、決定する委員会を組織いたしまして、その中で各社から出たいろんな資料、それを確認いたしまして、加算点というものを算出いたします。その加算点と価格等で一番優れているものというところを決めまして、それで決定となるというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】結局、県庁内の担当者、それぞれの技術者、そういう方々が寄ってそこで評価すると、こういうようなことで内部の評価だよね。これは外部からは全然委員としては入らないのか、そこはどうなっている。

【金子建設企画課長】技術提案につきましては、外部の委員の意見を聞くという規定もございまして、当然技術提案の評価につきましては外部の専門家の意見を聞くというところで行っているところでございます。

以上でございます。

【小林委員】それならば、これについても、外部から委員を招いて評価してもらったのか、それで内部と外部の意見は一致するんですか、そこら辺のこういう規定というか、線引き、こういうところで決定するという、特に外部の委員の意見を聞くということは、ある意味では、透

明性というような形につながる可能性が高いと考えられるわけですね。そういうことから、総合評価方式のときには、せめて外部委員を招いて、そして一緒になって検討すると、こういうようなことになっているのか、ケース・バイ・ケースか、その辺はどうですか。

【金子建設企画課長】技術提案等につきましては、総合評価の項目につきましては、外部の委員の意見を聞くという、これはもう必須のものになっておりまして、その上で加算点というものを最終的に決めまして、落札者を決めるというところ、そういう仕組みになっております。

以上でございます。

【小林委員】そうすると、このケース、浦上ダムの全く同一金額、こういうことはしばしばあり得ると。だから同一金額だから不透明ということじゃないと、これは理解しないといけないと思う。今の入札の仕組みが、現場は設計価格により近いような92%というようなことからよく分かっていると、いろんなことをオープンにしながらやっているというようなことから、同一金額だから不透明というわけにはいかんと、これはよくしばしばあることだと、こういう認識をしっかり持っておかないといけないと思う。総合評価落札方式でいくときに、外部から招いて委員も一緒に意見を言うことができると。外部委員というのは例えばどういう人なのか、例えばこういうところで何名ぐらいの外部委員が入ってくるのか、そのところはいかがですか。

【坂口委員長】休憩いたします。

―― 午前11時 0分 休憩 ―

―― 午前11時 1分 再開 ―

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【金子建設企画課長】それぞれの案件ごとに総

合評価の審査委員会の小委員会という会を開くんですけれども、そこに長崎大学の先生とか、そのあたりの方を2名招いて意見を聞くというところになっております。

以上でございます。

【小林委員】大体何名ぐらいでやっているのか、今、外部から2名を招いて意見を聞くということだったけれど、こういう小委員会とかいうのは何名ぐらいになっているのですか。

【坂口委員長】休憩いたします。

―― 午前11時 2分 休憩 ―

―― 午前11時 2分 再開 ―

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【金子建設企画課長】小委員会につきましては、まず、国、国土交通省からも招いていましてその方がお一人、大学、学識経験者が2人程度で、あと各事業担当課の総括補佐で、あとはその他の補佐ということで大体6人ぐらいの委員で技術提案の方を、内容を確認しているというところでございます。

以上でございます。

【小林委員】国土交通省からも来るわけ、大学からも来るわけ、立派なものだね。そして大体6名ぐらいでやっている、そういうような形でしっかりやっていただいているということは失礼だが初めて聞いた。私もよく知らなかったけれども初めて聞いた。そういう状況で、これは本当にきちんとやってもらっているということ、で額面どおり受け止めていいんだね。そんなに担当課長が知らなかったということはちょっとびっくりしたんだけど、しかし、今の答弁を頭の中に入れて、これから入札の透明性とか、あるいは競争性とか、それから技術力とか、こんなことを考えていかなければいけないと思い

ます。

そうすると、そういう形の中で大体決まるということなんでしょうけども、今の話を聞いて、ちょっと私が素人ながら考えることは、総合評価方式というものはその会社にいる技術者、そのの方が大体どれくらいの実績を持つかと、これまでにしているんな事業をやっていただいている、その会社に、そしてその技術者がこれだけの仕事をやってもらっているという実績、ここは非常に大きな加算とか、点数になっていくのではなかろうかというふうな感じがするわけですね。そこまではいいということでよく理解ができるとして、そうすると、総合評価方式提案型というのは、新しいところが全く参入できないと、そういう道が閉ざされているということになりませんか、その点はいかがですか。

【中村土木部技監】新規の参入はないのかというご質問ですけれども、資料の21ページ、この貯水池掘削1工区の資料を見ていただきたいのですが、上段のところに技術提案の欄とその右側に配置予定技術者の能力ということで、この能力が、要は実績があるとなかなか配置技術者の点数が高くなるというふうなところでございますけれども、下の段の企業の施工能力という欄がありますけれども、例えばここで年間受注高の状況というふうな欄もございます。これは過去1年間でどれぐらいの受注をしているかというふうな状況を見るわけですが、やはりここで一番上は0.45、次が0.23、その次はマイナス0.45というふうな表示がありますけれども、要はこれは受注をかなり多く取っているところはマイナス点をつけると、受注がまだ少ないところの点数はプラスになってくるというふうなところで、常には技術者の評価が高くても受注高がかなり高いところで逆に減点をす

るということで、このようなところで企業の能力、配置技術者の能力が高くても受注高が高過ぎるところで減点するというようなところもありますので、場合によっては必ずしも技術者能力が高いところが取るというふうなことはないというふうなところも考えてございます。

以上でございます。

【小林委員】今のご説明は技監、よく分かります。だからおっしゃるとおりで、そんなにいろいろ判断しているんだよというようなことではないかと思います。

ただ、一般論として、この仕事はもう地元では無理だろうと、我々の気持ちはいかにして地元発注をしていただくかと、県内発注と。だから県内業者の方にそれくらいチャンスを与えていただき、そして育てていただく、育てると、新規の業者を拡大していく、育てていく、育てる、そういう機運はこの長崎県庁の土木部にあるのかないのかと、こういうようなことも考えられるわけだ。もう一回言うぞ。今言ったように、この仕事はこの金額だから無理だろうと、長崎県では無理だろうとか、地元では無理だろうと、こういうことに一概に入れて、結局は県内で言えば県内の大手、地元の業者ではやれないと。また今度は、県内の中の工事においても、これは県内の業者では無理だろうと、それで今度いわゆる中央から大手、地方というのみならず、そうやっていろいろ経験の多いところということで、地元発注というように対して技術力が足りないということで致し方なくこのA、B、Cで組んで、Aは県外大手とか、Bは県内大手とか、Cは地元とか、こういうような形でやっている経過があると思うんです。私はこれから非常に厳しい時代を、不透明な時代を迎えるという中において、これだけの国土

強靱化を、新しいこういう計画等々もあって、予算も2兆円を超えるのではないかと、こんな状況に出てきたときに、災害とか、あるいは老朽化とか、そういうような県民の皆様、国民の皆様、市民の皆様方の毎日の生活の利便性、そして、安心・安全を守っていかねばいけないと、こういうことを考えるときに、この土木業者の方々、いろいろこういう建設関係の皆様、これからいや応なしにそういう新規の技術者も含めたところで広くこうやって県民の皆様方も命を守っていただかなければいけない、暮らしを守っていただかなければいけないと考えたときに、何か新規の事業者、真面目にやろうとするところ、それから、新規の技術者を育てるという一つの空気というか、そういうことに対してはどのような受け止め方でやっているのか、その辺についてはいかがですか。

【中村土木部技監】新規の技術者の養成としてどうするのかというふうなご質問かと思いますが、おっしゃるように、今若手がなかなか入職しないと。総合評価も既に実績を持っています方がなかなか強くなるという傾向がございますけれども、やはり若手の方に力をつけてもらいたいということで、若手技術者育成のために総合評価の施工能力3型というふうなやり方があるんですけれども、若手を抱えている企業にアドバンテージを与えとか、そういう総合評価もやっておりまして、その中で若手の技術者の方の能力を磨いてもらうというふうな形で入札方法も実施しております。

以上でございます。

【小林委員】意気込みは分かるけど、まだ内容は伴っていないと。これは国の制度、環境整備ということを考えたときに、ちょっと建設、土木とかいう関係の方々、先ほども言ったよう

にこれから重要な仕事をやっていただかなければいけないというようなことで、担い手三法とか、いろんな新しい法律もできて、そして、仕事も発注についても一定の間隔を空けて、結果的に平準化というか、そういうものになっていくわけだから結構なことだけれども、一定いろいろ建設土木の業者の方々に寄り添った状況の中でそういう対策とか、法律とかができてきているということは大変ありがたいと思うんです。確かに今まで考えてみたときに、週休2日制もなかったとか、有休も取れないとか、いろんなびっくりするような制度が定着していなくて、今頃になってやっと週休2日制とか、いろんな新しい法律の下によってやってもらっているけれども、私は何と言っても県の仕事の中に、技監がおっしゃるように、言葉だけでもよくして、いかに若い人を育てるか、新規の事業者を拡大していくかと、こういうことに対して具体的にどんなことをやりますとか、やっていますということをもっとしっかり言ってください。

【中村土木部技監】新規の技術者の養成につきましては、過去県の方でN E R Cの方に委託しまして、若手の技術者を養成するということで各企業から募集いたしまして、約2か月の間N E R Cで研修をさせて技術力を磨いていただくと、そういうふうな形で若手育成を行っております。

以上でございます。

【小林委員】だから、そういうことを実行して、それに参加していただくような企業は、まさに意欲のある会社と。だからそれこそ加点もしなければならぬのではないかとというようなことで、確におっしゃるとおり。

そこで、もう一つは、これは土木部長からひとつ、この県の土木行政の中において一番大事と思うことは、例えばさっき私が言ったように、

この仕事は県内ではできないだろうと、だから大手を連れてこないといけないと、じゃあ大手を連れてきたと、そうするとこれはベンチャーを組むと、企業体を組むということ、A、B、Cということでさっき言ったように、A、B、Cの中でいえばAは県外大手、Bは県内大手、Cは地元とか、こういう割合が比較的によく見られるとを感じるわけだな。そうすると、例えばねA、B、Cで組んだときに、実際の仕事は大手のAだけがやってB、Cは何もやっていないと。ただ電話番ぐらいをやっているとか、そんなことでお金をもらおうと、ペーパーカンパニーとこんなことを言われてきてずっとこれは長いのではないか、こういう期間が、今もそうだと思うんだよ。

だから、そういう大手の技術を地元に教えていただかなければならない。また、B、Cとかいうことで地元が入ったところは、その大手の技術を学んで一人前の技術者になってもらわないといけないと、こういうところが今言うところの言葉がいいか悪いかわからないんだけど、そういうこのB、Cの方々がペーパーカンパニーでは困るわけだよ。技術をしっかり学ぶために、一緒に仕事をやるために、いわゆる企業体を組んでA、B、Cとかやっていると思うんだよ。だから、B、Cの皆さん方が、Aだけが仕事をやっていて、ほとんど仕事に携わっていない、何らそこから学ぶべきことがないというようなことがずっと素通りしている。こんなようなことで、今技監も言ったように、これから新しい人材を育て、また、本当に仕事の量がいっぱいかさんでくるわけだ。人がいなければいけないわけだよ、技術者がいなければいけないわけだよ。せっかく大手と組ませて地元と一緒に仕事をやっても、何ら仕事をやっていない

というようなことを黙って見逃してきているわけだよ。だから、その点については今後、現状と今後をどういうふうを考えるか、それを部長からちょっとご意見を聞きたいと思うんだ。

【中尾土木部長】委員おっしゃられますように、土木の工事の中には極めて高度な技術が必要なものがあります。それは県内の企業ではできないものが当然あります、たくさんはないですが。そうしたときに、やはり我々としては県内の企業に技術力を高めていただきたいという思いがあります。そうした中で工夫している点がございまして、高度な技術が必要で県外の企業に任せなければいけない、そうした仕事については、県内の企業を下請につけるとか、例えばそういうところを加点したり、あるいはそれをそもそもの条件にしたりすることで、その県外の企業しかできないその技術を学ぶ、これを県内の企業にさせていただくという仕事の発注の仕方ですね、それを取り入れてやっております。そうした活動を進めることで、高度な技術でも、県内の企業ができるものを増やしていく、これは続けていきたいというふうに思っております。

【小林委員】部長が言うとおり、基本的に我々が県内の人材を育成してもらいたいと。だからA、B、Cとかいうことで大手にちゃんと地元をつけているんだと。それで確かに地元業者と一緒に統合チームに入っていたら、企業体に入っていたら点数が幾らか増えるとか、そんなことは確かに聞いたことがありますよ。だから、あなたが言うとおりなんだ。だけどこれを実行しているかと、これがどのくらいの成果を生んでいるかということについてはどうですか。ただ、部長、このままでは駄目だよ。要は、そういうことを願ってA、B、Cとか、こうやって一緒に企業体に地元を入れてやってもらってい

るわけだよ。その地元は今言うように、本当に仕事をやっているかどうかと。ただ名前だけのペーパーカンパニーでは駄目ですよ。だけどそこまでチェックはしていないんじゃないか、そこまでチェックをしているのか、そんなこと言えるか、B、Cまで一緒にやって、大手からいろいろと一緒に仕事をやってもらっていると。そういうところについて、本当に成長著しいと、これによってこれだけの人材が確保され、これが広がっていると、こういうふうに育ててもらわないといけないけれど、本当にそうになっているか、そこはどうか。

【中村土木部技監】例えばトンネル工事で言いますと、WTOの金額以上であれば大体県外大手が入ってくるのですけれども、10億円前後とかそういう金額帯であれば、先ほど委員おっしゃいましたように、県内企業を育てたいということで、県内業者に発注というふうなやり方を取っております。

これまでも県外大手等が地元は組んだ中で、構成員になっている県内業者の方の技術を学ばれて、実際単独でも、県内業者だけでもJVを組んだりする場合がありますけれども、それで実際トンネルが掘られているというふうな状況がございますので、これまでのJV発注した中で県内の構成員となった企業もある一定の技術がついてきているものというふうに考えております。

以上でございます。

【小林委員】言っていることは同じなんだよ。人材を育成しなくてはいけないという気持ちはみんなで言っているんだよ。それが現実になされていますかという今の状況を問うているわけだよ。だから地元業者の方がいろいろ聞いてみると、電話番号に1人出しているとか、誰でも

できるような、失礼だが使い走りみたいなことをやっている。それではもったいないと思うんだよ。いろいろと覚えてからしっかりとのご指導をいただいて、それを学んで、いずれ自分のものにすると、そこに育成という本当の発展性が出てくるわけだよ。だからそういうことにこれから土木行政を発注する側はもっともつと意欲を持ってもらわないといけない。地元をいかにして育てるか、こういうことを第一義に考えながら一緒になって仕事をしてもらおうというような、何か具体的な条例なんて言わないけれども、そういうルールをこういう総合評価方式の中にそれこそ加点するというようなことで、もっと強力に前面に押し出していかなければいけないと、こういうことを言っているわけです。土木部長ももう少しそのところ、これから人材を育成する、だから地元業者がいろんな学ぶ機会をつくる、そんなことを前面に押し出しながらこれから長崎県の発展、これで長崎県で暮らすことができると、前は南海トラフなんかは今対象になっていないかもしれないが、どういうふうにこれから災害等が発生するか分からない、それから老朽化しているような上下水道とか、橋とか、橋梁とかいろいろあるし、トンネルだってあるし、どこでどんな事故があるか分からない。人の命が奪われるか分からない。こういうことを考えるときに、予算は増えるけれども県外の大手ばかりがやっていて、全然地元が育たないと、もうそういうような事が土木行政としてあってはいけないと思うよ。もうちょっとしっかりあなた方は将来のことを考えて人材を育成するというような、そういうやり方をやっていただかなければいけない。だからそのためにどうするかというぐらいのことはよく協議をしていただいて、次の委員会に坂口

委員長のご了解をいただいて、きちんとまた尋ねてみたいと思うけれども、その辺のところをやってもらうように強く要望したいんだけど、何かご意見があれば最後に聞いておきたい。

【中村土木部技監】業界の担い手不足は、先ほどから申しますように非常に喫緊の課題というふうに我々は考えております。我々も業界の方と意見交換会を以前からやっていたんですけども、以前は年間1回というふうなことでやっていたんですけども、やはり担い手が不足しているというふうな状況の中で、近年は年間2回、なおかつ業界の支部の青年部の方も含めた意見交換も年に2回というふうな形で業界との意見交換会も回数を増やしてやろうというようなことで今やっております。

その中で、今時間外労働規制であったり、週休2日、あと6月1日からは熱中症の対策をきちっと義務化しなさいというふうなところで厚生労働省の方からも、もう義務化されております。業界の方からそういう縛りがかなりあると実際の労働時間がなくなってしまうというようなことも今我々としては聞いていますので、それを極力現場で働いていただけるようにということで、省力化であったり、書類の簡素化であったり、そういうところを今後を具体的に進めて、業界が働きやすい環境をつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

【小林委員】今の理解ができるんだけど、何かいまひとつ物足りないんだよな。中村技監かな、君もいろいろ経験の中で技監にまでなっているのだから、もうちょっとその辺のところは、君は地元の人だから、本当に中尾部長なんかはいずれ石木ダムもやらずして帰ってしまうんだよ。そういうふうなことだろうと思っ

ているんだけど、そんなことを考えれば地元貢献をするということは人を育てることや、人材を育成することだよ。これはあなたに一番与えられた使命だよ、そういうことで、最低制限価格を引き上げて、それだけこうやって業者の方々にもしっかり経営安定を図って、いい仕事をしていただきたい、人材を育てていただきたいと、環境整備はしっかりやっているではないか。最低制限価格を引き上げて、何百億円かそれだけのアップだろう。それだけ県民の皆様方の納税者の立場になってきたときに、これはそれだけの結果を出してもらわないといけないと思うんだよ。そういうことが足りないのではないか。そうやって最低制限価格を上げて、業者から献金をお願いするような、そんなような内容ではないわけだ。だからそういう点を考えれば、あなた方もちょっと気を引き締めてもらわなければならない。建設業者の社長たちはあなた方を神様と思っているんだろう、仕事をもらうんだから。調子に乗るなよ。みんな人だよ。土木部の役付というか、理事者というか、皆さん方はそういう業者から本当にこうやってちやほやされて、仕事を発注するからということで、それに図に乗っているような姿は我々があえて言えばチェックをさせてもらわないといけない。態度が大きいような、挨拶もしないような格好の理事者に成り下がるな。もっと基本的に謙虚な姿勢に持っていけないといけない。なめられたらいけない。そういうことでいい仕事をやってもらうということは、今一番大事なことは、これからの状況の中で人を育てる、会社を育てる、技術者を育てる、こういうことに全力を挙げてですね、身を引き締めていい仕事をやってもらわないといけないと、こういうことを強く要望しておきます。

以上、よろしくお願いします。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第79号議案ないし第84号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【高稲監理課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっており、令和7年2月から同年5月までに実施したものであります。

初めに、2ページをご覧ください

県が箇所づけを行って実施をする個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、6ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付をしております。

次に、飛びまして、753ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、762ページから776ページまで附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【金子建設企画課長】6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、土木部関係の要望結果をご説明いたします。

土木部関係におきましては、強靱な県土づくり、西九州自動車道の整備促進、地方創生を支える高規格道路等の整備促進など6項目の最重点項目について、内閣府の国土強靱化担当の坂井内閣府特命担当大臣、国土交通省の古川国土交通副大臣など5名に対し、知事、議長、土木部長により要望を実施いたしました。

このうち強靱な県土づくりの項目におきましては、6月6日に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画に基づく予算措置及び令和7年度に終了する緊急自然災害防止対策事業債等の地方財政措置の継続が必要であることから、坂井内閣府特命担当大臣、古川国土交通副大臣に対し強く要望を行いました。

これに対し、坂井内閣府特命担当大臣からは、国土強靱化についてはしっかり取り組んでいき、

資材価格、人件費の高騰等の影響分についても、別枠の予算で確保していくとのことご意見、古川国土交通副大臣からは、実施中期計画の事業規模はおおむね20兆円強とされているが、資材価格、人件費高騰等の影響分についても、毎年度の予算編成過程で必要な予算をさらに積み上げるようにしていきたいとのことご意見をいただきました。

このほか、まちづくり事業の推進など7項目の重点項目も含めて、国土交通省73名に対し、土木部長、道路建設課長ほか7名により要望を行いました。

以上が土木部関係の要望結果であります、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【坂口委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【真鳥都市政策課長】観光生活建設委員会、補足説明資料3ページをご覧ください。

私から2点ご説明いたします。

まずは、長崎駅前バスターミナルの再整備について、補足してご説明いたします。

長崎駅前バスターミナルの再整備につきましては、事業を進めるに当たり、右上の施行区域図に示すように、A街区とB街区の2つの街区からなる1、大黒町地区第一種市街地再開発事業、2、高度利用地区、3、都市計画道路江戸町道ノ尾線に関する3つの都市計画の手続を県と長崎市で連携して進めてまいりました。

都市計画のスケジュールについてですが、説明会を2月に行い、加えて西坂地区連合自治会、長崎駅前まちづくり協議会、長崎県身体障害者福祉協会連合会への個別説明も行いました。4月に長崎市の、5月に長崎県の都市計画審議会での審議を経て、5月30日に都市計画の決定がなされ

たところ です。

4ページをご覧ください。

市街地再開発事業の大まかな流れを示しております。現在、都市計画決定がなされたところでございます。今後は、再開発ビルの基本設計や建物調査などを行った上で事業計画を策定し、その後、詳細の設計等を行った上で権利変換計画の認可手続などを経て再開発ビルの工事着工へと進む予定です。

以上で、長崎駅前バスターミナルの再整備についての補足説明を終わります。

続きまして、補足説明資料の5ページをご覧ください。

西海橋公園の再整備について補足説明いたします。

西海橋公園の再整備の目的は、集客力の向上を図り、広域周遊や県内外からの交流人口拡大につなげるために、Park-PFIなどの官民連携手法の導入を視野に入れた再整備を行うものです。

次に、現状と課題ですが、公園施設の老朽化や西海橋公園の魅力を十分に生かし切れておらず、利用率が低い施設もあること、また、再整備に当たっては、公園の魅力をより一層高め、集客力の向上につなげられるよう、最新のニーズの把握や民間のノウハウ、資金の活用を検討が必要であると考えています。このため、まずは民間事業者から提案をいただくとともに、参加意欲の向上を目的としたサウンディング型市場調査を実施いたしました。

サウンディング調査の募集は3月26日に開始し、その後現地説明会や個別対話を行いました。参加者からいただいた提案内容の結果は、承諾を得た内容に限りますが5月30日に公表いたしました。

現地説明会には造園業関係、建設コンサルタントなど15者の参加があり、個別対話には遊具メーカー、リース業、ファシリティマネジメント業などの6者が参加いたしました。

個別対話の参加者からは、条件が合えば参画したいと前向きな意見もいただいております。

6ページをご覧ください。

具体的な提案の概要についてはお示ししたとおりであります。整備する施設については、モビリティ、アトラクション、体験型施設など、民間収益事業の提案については、地元特産物の物販、アクティビティ、周辺施設と連携したコンテンツ、情報発信などがございました。その他の意見・要望として、交通アクセスの強化、補助金や税制優遇等の支援、県による大規模な設備投資などがございました。

今後のスケジュールですが、再度のサウンディング調査を実施するなど、民間事業者との意見交換を継続して行いながら、官民連携手法の導入可能性の調査を行い、事業内容の検討を進めてまいります。

官民連携手法が有効であると判断された場合は、民間事業者の公募・選定、設計・整備、供用開始という流れになります。

以上で、西海橋公園の再整備についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】続きまして、補足説明資料7ページをご覧ください。

長大橋維持管理事業についてご説明いたします。

特殊構造で延長の長い橋梁の維持管理においては高度な技術力、ノウハウを要するとともに、

ライフサイクルコストの縮減や維持・補修予算の平準化が課題であることから、PFI事業の導入をいたします。

今回の取組は国内に前例がないことから長期契約による官民双方の課題・効果を検証するため、2橋を5年契約で行うスモールスタートで試行してまいります。

8ページをご覧ください。

予定のスケジュールでございます。

PFI法に基づき実施方針の策定の見通しを公表し、9月に公告、来年3月末までに優先交渉権者の決定を目指すものでございます。

9ページをご覧ください。

PFI事業に係る実施方針の策定の見通しについての資料でございます。

事業期間は、事業契約締結日の令和8年度から令和13年3月までの5年間としております。対象橋梁は伊王島大橋と大島大橋の2橋で、業務概要はマネジメント、維持管理、点検・診断、詳細調査、補修設計、修繕工事、工事監理業務となっております。実施方針の公表を令和7年7月に予定してございます。

以上をもちまして、長大橋維持管理事業についての補足説明を終わります。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【野口住宅課長】観光生活建設委員会、補足説明資料の10ページをご覧ください。

西諫早団地建替事業についてご説明させていただきます。

当該事業はPFI方式にて実施することとしており、2月議会でご報告したとおり、PFI法に基づく実施方針の公表を3月に行ったところでございます。

その後、公表後の質疑応答などの手続きを経て、入札公告を7月に実施する予定であることをご報告いたします。

なお、事業者の選定方法は、総合評価落札方式による一般競争入札とする予定でございます。

次の11ページをご覧ください。

整備のイメージでございますけれども、当該事業では左側の現況約900戸の既存住宅を建て替えと改修工事を組み合わせ、約600戸に集約する予定であり、生み出された余剰地は民間事業者へ売却し、活用していただくことと考えてございます。

次の12ページをご覧ください。

事業者選定スケジュールでございます。

今年12月に審査をいたしまして、翌年1月に落札者を決定し、そして、2月議会にて契約締結の議案をお諮りさせていただく予定としてございます。

以上で西諫早団地建替事業についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】次に、盛土対策室長より補足説明を求めます。

【舩越盛土対策室長】説明資料13ページをご覧ください。

盛土規制法の運用開始について、経過をご説明いたします。

昨年9月の観光生活建設委員会で、規制区域の案をご説明した後に、この案を9月27日に公表いたしました。併せて行いました市町への意見聴取を経て規制区域（案）を確定し、県内各地で県民や事業者の皆様に対する説明会を行い、先月23日に法の運用を開始しております。

14ページをご覧ください。

法の運用開始と並行して進めている既存盛土

調査の取組についてご説明いたします。

この調査は、一定規模以上の盛土がどれくらい県内に存在するのか、その盛土が安全であるのかを確認するという調査で、令和5年度から着手しております。

現在、調査の途中ですが、長崎市と佐世保市を除く県内では面積で3,000平米以上の盛土が約3,000か所分布していることが判明しております。現在、これらの盛土について応急的な対策が必要である危険な盛土であるのかを順次現地で確認しております。この応急対策に関する現地確認が終了した後に、個々の盛土の安全性を評価したいと考えておりまして、これにつきましては優先度をつけた上で評価を進めていきたいと考えております。

15ページをご覧ください。

盛土等の監視についてご説明いたします。

盛土対策室では、危険な盛土等を造成させないため、大きく3つの項目に取り組むこととしております。

1つ目が、盛土等情報提供窓口の設置で、広く県民の皆様から情報提供いただくため、ホームページ上に情報提供窓口を設置しております。

2つ目が違法盛土等の監視・パトロールで、地方機関や市町の技術系職員など、普段から現場に出る職員に対し、現場への移動の際に気づいた点を情報提供いただく連絡体制の構築や、盛土対策室の職員による違法盛土監視パトロールを実施することとしております。

3つ目が、衛星を活用した監視で、衛星の観測データを活用して未許可工事を発見し、安全性の確保に向けた是正指導などを行ってまいります。

これらの項目に取り組むことで、危険な盛土等が造成されることを未然に防ぎたいと考えて

おります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情者の送付を受けておりますのでご覧ください。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山口委員】陳情書の25番になっていますね。浦上百貨センターの関係で若干お願いとありますが、この件につきましては、川口アパートの建て替えの関係において、浦上百貨センターから移転してくれと、入居者の方に対しての退去の要請がされてあると。全部で20団体というのかな、店舗等々が半分の方はその退去に応じておられると。しかし、残り半分の方については、いわゆる住宅供給公社等々か、あるいは県からのお示しをいただいた条件ではとても現状において退去をすることができない。なぜかという、それぞれの皆さんが退去するためには、いわゆるお金もかかるし、あるいはいろんな条件もあるわけなんです、そこがなかなか整わないということで残りの10戸の方はまだ今退去できない状況にあります。

そういうことで、いずれにしても、川口アパートは建て替えをしなければならないということはもう十分私どもとしても分かりますし、それぞれ皆さんもご理解されているというふうに思いますが、要は残り10戸の方が残られている条件というのがそれぞれに個々に違うようです。聞いてみますと、それを一定退去するに納得できることを、条件をお互いに話し合いをするなり、一歩進めていかないことにはこれは遅々として進まないのじゃないかなというふうに思ってい

るところです。結果的には裁判とかそういう方向に行くということも言われておりますけれども、そういう状況ではなくて、一番お願いをしたいことは、それぞれのこの退去のいわゆる条件というのを十分にお聞きになって、あるいは、いわゆる弱小の商店なんですよ、聞いてみますと。そうしますと、自ら行き先を探し出すということについても、とても困難を極めておられる状況のようです。そういうことで、県の方で、あるいは公社の方で退去先といいますか、行き先を具体的に見つけてお示しをすることによってそのことは十分に進められる状況になっていくというふうに思いますので、そのことについてどうお考えなのか、お聞きしておきたいと思えます。

【野口住宅課長】ただいま陳情がございましたけれども、浦上百貨センターというのは現在建て替えを進めております川口アパートの1階と2階に該当する住宅供給公社が区分所有している部分の話でございます。

1階が浦上百貨センター、いわゆる店舗部分になってございまして、2階が公社が自ら賃貸借契約している住宅になります。2階の住宅につきましては全て退去される状況と伺っておりますが、1階の浦上百貨センターにつきましては、住宅供給公社と浦上百貨センターの組合との賃貸借契約に基づいて契約がなされているところでございます。先ほど委員の方からも今回10店舗の方がとおっしゃいましたが、全体で26店舗ございまして、そのうちの半数以上の方はもう既に合意されておりました、既に新しいお店に移られたり、退去を完了されたりというような状況でございます。

今回の陳情につきまして、大家であります住宅供給公社の方に我々も逐次確認をしながら進

めておりますが、令和3年度より住宅供給公社は浦上百貨センターの皆様方に対する説明会や個別の面談等も含めまして行ってきたところでございます。そういった法律的な契約に基づくお話でございますので、当然ながら弁護士など法律の専門家にも相談しながら進めてきたところでございます。

令和6年度には一定今回陳情をご提出いただいた皆様が主な対象となっているのでございますけれども、この皆様方に対して双方での話が折り合いがつかないということで裁判所の方に和解を申し立てて、和解を成立させようというところでは行いましたが、結果としまして和解が不成立になりました。そういう状況の中で大変やむなくなのですけれども、今年6月17日に裁判所の方に住宅供給公社が提訴という形をさせていただいてございますので、詳しい今後のお話につきましては、私どもからできることが限られてまいりますが、今までの状況としましてはそういったところでございます。

県としまして、当然住宅供給公社の補償につきましては、公共工事で使われている用対連基準に基づいて算定されており、適正に根拠のあるものという理解はしておりますが、あとはそれに対する加算の部分というところであれば、もう既に最大限の配慮はさせていただいているところでございます。あとは実際の店舗の方々と今後何らか根拠となる資料のご提出だとか、そういったところを頂戴できれば歩み寄る余地があるものかと思いますが、いずれにしましても裁判所に提訴させていただいている状況ですので、今後はそういった場でお話を進めていけるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

【山口委員】このことについては、それぞれ入

居者の方とそれを取り巻く公社の方、それと皆さん、県ときちっともう理解と納得のいける方法で退去していただくということに尽きると思うんです。そのまま居座られて、これから先も居座られたら、これは大変失礼な言葉なんです、進まない、事業が。ということは、県民の皆さんにも迷惑をかける、地域の皆さんにも迷惑をかけるという状況になりますので、個々に聞いてみますと、いわゆる十分に話し合う余地がまだ残っているようですから、これは当然それぞれ個々詮議が、ここまでなってくると大事になってくると思います。要は、20平米のところを今管理している。立ち退きなさい。じゃあ23平米のところに行ったら、もう3平米分は自分たちで支払ってください。どうもこういうむちゃな、ある一見むちゃなこともおっしゃっているようなんです。これはむちゃというかどうかよく分かりませんが、そういう細かい部分のいわゆる気配り、心配りというのがこの案件には必要だなと私も聞いておりまして思っておりますので、県としてもやはり県民の皆さん、市民の皆さんが安心してこれから先も営業、商売ができる状況をつくってやるというのも一つの大きな課題でありますので、そのことをしっかりお願いをいたしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など

に関する資料についてご質問はありませんか。

【富岡委員】事前に確認しておけばよかったんですけれども、1,000万円以上の契約状況一覧表の中で唯一、一つだけ随意契約がありました、310番です、26ページの。こちらについてその契約の簡単な内容と、なぜ随意契約なのかというところをご説明いただけたらと思います。

一般国道382号電線共同溝設備工事、電力系引込道路、連携管路その3ですね。その3とあるのはその1、その2がもしかしたら1,000万円未満で、そちらについても同じように随意契約になっているかもしれませんけれども、そこも含めて教えていただけたらと思います。

【田崎道路維持課長】一般国道382号電線共同溝設備工事、電力系の引込管路、通信管路その3にかかる随意契約の過程についてのご質問でございます。

随意契約の業者名は九州電力送配電株式会社となっております。こちらの工事につきましては、電線共同溝ということで、電線を埋設する工事でございます。埋設した本管からそれぞれの民地の方に引き込む電力引込管の整備ということで、民地につながる工事であり、九州電力の方に随意契約をしているということでございます。

以上でございます。

【富岡委員】ちょっと随意契約の理由の部分がよく分からなかった。多分九電さんだから、もうそこぐらいしかできないのは分かるんですよ。やっぱり所有関係とかも全部電線も所有も九電ですし、ほかの業者さんをお願いしたら要するにその九電さんとの関係、九電送配電株式会社ですか、かなり複雑なことになってしまうから。あとはそういうことができるのも技術的にここしかないというお話で、技術的にはできる

けれどもほかの部分ではということでしょうか、ちょっとその部分を。

【田崎道路維持課長】もともと九州電力から送配電を受けている道への補償工事ということになります。電力線を管理している九州電力送配電株式会社しかできないと考えてございます。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時58分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。次に議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【まきやま委員】この前の一般質問からの件なんですけれども、石木ダム事業についてお聞きします。

昔の事業計画が幾つかの点で間違いがありまして、その中でも2点、相関係数の0.94というのに、回帰式が当てはまらないというところと、川棚川流域平均3時間雨量の算定の仕方が間違っていましたので早急に見直しをしていただきたいんですけれども、お願いします。

【岩永河川課企画監】一般質問でもございましたけれども、川棚川の流域平均雨量といたしまして、近傍の佐世保雨量局の雨量データと川棚

川流域平均雨量の相関を確認の上、佐世保雨量局の0.94倍の値を川棚川の流域平均雨量として採用しております。

これにつきましては、相関係数が0.73あるということで、一般的に高い相関が認められるということで考えておりますので、妥当な値を使用しているものというふうに考えております。

それから、もう一点、3時間雨量のお話がありましたけれども、この3時間雨量の算定につきましても先ほどの0.94倍というものを使用しております。これは川棚川の流域面積が81.4平方キロということで、全国的に見て小さい中小河川であるということから、降雨全体のボリュームとなる24時間雨量だけでなく、洪水到達時間内の降雨量である3時間雨量、こちらの方も非常に重要であるというふうに考えておまして、先ほどの日平均雨量と同じように時間雨量をベースにして使用しました0.94倍の値をそのまま使っているということで考えております。

以上でございます。

【まきやま委員】県の見解はあるんでしょうけれども、統計的に間違いなんですね。ですので計算はしっかりと正しい方法でやらないといけませんので、ぜひ早急に修正をお願いします。

【岩永河川課企画監】統計的な間違いということをおっしゃられるわけですが、県の方といたしましては、この川棚川の治水計画につきましては、河川に関する法令や技術基準に基づき策定をしております。当初は有識者等で構成された川棚川水系河川整備計画検討委員会において審議をされ、決定をしております。その後もダム検証でありますとか、事業認定の手続においても確認されております。さらに、事業認定取消訴訟がございましたけれども、こちらの方でもその一連の資料を全て裁判所の方に提

出をしておまして、書証として提出をしておまして、そこでの審査を受けて最高裁まで結論が出ておまして、事業認定取消訴訟においてもその治水計画の算定に当たっては不合理な点は見当たらないということで認められているということで、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

【まきやま委員】裁判所は特に問題がないと判断したのが、県が出してきた数字をそのまま正しいと見ているので、検討しているので大丈夫と言っているわけで、もともと出てくる数字が間違っていたらその根拠すらなくなりますので、ぜひ早急に見直しをお願いします。

【岩永河川課企画監】その出してきた数字ということなんですけれども、そこは先ほど申しましたような理由によって算出したもの、その算出根拠でありますとか、算出過程、これにつきましても一連の資料として全て書証として提出をしております。その上で裁判所の方で判断をされたということを考えておりますので、不合理な点は見当たらないという言葉どおり、県としては特に問題がないというふうに考えております。

以上です。

【まきやま委員】3時間雨量の算定に日雨量から回帰式を当てはめたところにどう不合理がないか説明していただけますか。

【岩永河川課企画監】川棚川につきましては、先ほどありましたけれども、昭和61年以降にこの流域内に時間雨量を観測する観測局が設けられたということで、それまでは川棚川流域内にも雨量局はあったのですが、日雨量しかデータがないというようなことがございました。そういったことから、先ほど3時間雨量、中小河川の

治水計画を立てるに当たって非常に大事な値である3時間雨量というものを算出する方法としては、時間雨量がある近傍の佐世保雨量局のデータを使わざるを得なかったということでございまして、その佐世保雨量局の0.94倍という値を日雨量の相関なんです、3時間雨量にも当てはめて算出しているということになります。

以上でございます。

【まきやま委員】そこが間違いなんですけども分かりますか。

【岩永河川課企画監】間違いと言われますけれども、県の方としては、そこは特に問題はないと思っておりますということが見解になります。

【まきやま委員】簡単に言うと、例えば夏の暑さ対策をするときに、暑い月の3か月分のデータを使うというのは分かりますよね。それを県は夏の3か月のデータじゃなくて1年分の平均データで使っている、当てはめて計算しているということです。だから、そういったもともとの計算式が合っていないというか、もう考え方がおかしい。ちょっとここは譲れないので。ただやり取りが進まないの、これはぜひ委員会から国交省に質問状か何かを提出してはいかがでしょうか。

それと、あと委員会での勉強会とかをやって、多分皆さん聞けばすぐ分かると思います、この間違いは。だから、この間違いを聞いて、知らないまま通してしまったらそれこそ県議会議員は何をやっているんだという問題にもなりますので、ちょっと委員会で検討するようにお願いいたします。

【坂口委員長】委員会として出すのであれば、委員の皆さんの合意が要りますので、また後ほど協議をしたいと思います。いいですか。

【堀江委員】石木ダム事業なので関連して私も

質問したいと思います。

まず、第3回の説明会についての考え方について質問いたします。

6月1日の第2回の説明会のときに、小川課長は、この場で継続するという約束はできないけれど、持ち帰って検討させてくださいと言われました。中尾部長は、説明はさせていただきたい。市民委員会と相談させていただきたいというふうに述べています。市民委員会の方は、10個の質問のうち3つまでしかお答えいただけなかったの、ぜひもう一回続きをやらせていただきたいと、説明会3回目を実施していただけますでしょうかというふうな要望が出されました。6月1日の第1回、第2回の説明会が終わった段階で次はどうするのかという方向性が出されておられませんけれども、第3回の説明会についてはどのように考えているのか、答弁を求めます。

【小川河川課長】堀江委員からの技術的に関する説明会の3回目ですけれども、4月20日と6月1日、2回やらせていただいたんですけれども、その中でまだ説明できていない、先ほど委員おっしゃったように、できていない部分もあるかと思います。したがって、第3回の説明会についてはやる方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

【堀江委員】今やる方向でと言いましたかね、じゃあ、やる方向で市民委員会と協議をするということで、その答弁を了としたいので、ぜひ実施する方向で、これまで第1回から含めまして河川課と市民委員会の皆さんは粘り強い協議をされてこられました。そのご苦労は本当に評価をしたいと思いますので、ぜひ第3回の説明会を実施していただきますように私からも重ねてお願いをしたいと思います。

2つ目には、その第3回の説明会に知事の出席があるのか、この点について質問をしたいというふうに思います。このことについてはまずどのように考えていますか。

【小川河川課長】第3回の説明会について知事は出席するのか、どのように考えておられるのかという質問ですけども、先だっの一般質問でも知事の方が答弁されたと思いますけども、これまでの説明会、2回にわたる説明会については技術的な説明を主眼とする説明会だったので、これまでの説明会とは別の形でどのように機会を設けるのか、改めて調整させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

【堀江委員】今の答弁は、第3回の説明会をやりましょう、これを技術的な疑問に答える説明会ですね、これをやりましょうと。じゃあ知事の出席はどうするんですか、知事は13世帯の皆さんとコミュニケーションを取りたいというその意向は変わらないので、取りたいと思うけれども、じゃあ、この第3回の説明会に出る考えはないということだと理解いたしました。私は忘れていけないと思うのは、この説明会が開かれた経緯です。昨年末に課長自らそうですけれども、河川課の皆さんは、県側としては13世帯に説明をしたいと。でも、13世帯の皆さんは、いや、いや、私たちは長崎県と会いませんと、それは私たちの理解を本当に得たいと思っているならば、まずは私たちが一任している市民委員会に対し誠意ある対応や説明を実現されるよう強く求めますと、それが実現されない限り、私たちだけで説明の場に出向くことはありませんということで、今年の3月4日に、これは川原の13世帯の住民一同の皆さんから知事に宛てて文書が出されております。だから、私たち、私たちと

いう意味は、川原の13世帯の皆さんは、いろんなこれまでの県に対する不信感がある、信用できない、不信感がある、それはそうでしょう。50年も長く県は私たちの気持ちを酌んでくれなかったという思いがあるわけですから。それで説明会を市民委員会の皆さんに一任して、そのことによって、市民委員会に一任することによって13世帯の皆さんも、1回目も2回目も参加することができたんですよ。それなのに知事は出ないんですかという私の質問に、話を振出しに戻して、知事と要するに長崎県と13世帯だけで会うんだったら会いますよという、知事の考えは振出しに戻りませんか。それを考えると、13世帯の皆さんが希望するのは、この説明会で知事が十分お話をしてくださいという希望も第2回のときには出されましたよね、実際に。それを思えば、説明会とは別に長崎県が13世帯の皆さんと説明会をするというか、会うというか、コミュニケーションを取るという、それは13世帯の皆さんから考えられないことなんですけれども、そうであっても今の課長の答弁は、今の知事の気持ちは説明会には出ませんと。けれども13世帯とだけだったら会いますよと。振出しに戻した立場で言われていることですか。

【小川河川課長】振出しに戻ってという形ではなくて、やはりこれまでの説明会、本当に技術的な部分の説明会であったと思います。知事も13世帯の方と会いたいということは以前から常々おっしゃっていたことで、その思いは今も全然変わっておりません。

この技術的な説明会、技術的な話をする場でもそういった機会を設けていただけるよう、13世帯の皆さんの意見を聞きながら今後調整させていただきたいというふうに思っております。

【堀江委員】13世帯の皆さんは3月5日に知事宛てに出しましたように、私たちだけで説明の場に出向くことはありませんと、この態度は変えられていないですね。何よりも第3回の説明会をするんだという、課長の答弁がありました。そうであるなら、ぜひ知事が出てほしいという要望をいただいています。知事が出席しなければならない理由として、第2回の説明の場で地元住民から知事の出席をぜひにとお願いをされた。説明会が実現できたのは、昨年、知事が説明を尽くす必要があると議会で答弁されたことがきっかけであって、その知事に対して説明会の場で覚書についての知事の考えを聞きたいと求められたのだから、それに応じるのは当然ではないか。あるいは、知事が説明を尽くす必要があると議会で答弁されたのは技術的な疑問に対してであって、それは土木部河川課の役目であるけれども、本当に説明が尽くされているのか、ご自身ももっと耳で確認すべきではないか、半世紀も続いている重要案件の最高責任者として職員任せであってはならない。こういう声もいただいています。

さらに、事前通告なしの田畑への土砂の搬入、用水路の破壊など、住民の県への不信感が強まり、県と住民の間だけでの話合いは事実上不可能になっているではないか、本当に理解を得たいと思うなら、まずは説明会の場に参加して真摯に対応すべきでないかと、ここで知事が出席を拒めば、住民からの要請を拒否したことになり、今後県がどのような話合いの場を設定しても住民が参加することはないだろう、こういう指摘になっているんです。だから、今課長は、今の段階で知事は住民の皆さんと話したいと思っているけれども、第3回の説明会を開きます。でもここじゃないんだと、別の形を考えている

と言いましたけれども、これまでの経緯、私が縷々述べた知事が第3回の説明会に出席してほしいということを考えた場合に、別の形で13世帯の皆さんと知事が会う、あるいは説明を聞く、これは不可能じゃないでしょうか。その点は課長はどんなふうに率直に考えられていますか。

【小川河川課長】繰り返しになりますけども、どのような機会とするかということについては、改めて調整させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【堀江委員】どのような機会となるかという、そのどのような機会となるかという選択肢の中に、第3回の説明会に知事が出るという、この選択肢も入っていますか、どのような機会になるかということは、第3回の説明会には出ないという形でのどのような機会ですか、どちらですか。

【小川河川課長】第3回目に出るか出ないかという質問ですけども、ずっと述べていますように、今後そういった13世帯と知事との話合いについては、部局含め知事とも相談しながら、また13世帯の皆さんの考えも聞きながら調整させていただきたいというふうに思っております。

【堀江委員】とても大事なことで、ここは大事なことなんですよ。冒頭に課長がまだ質問に答えていないところもあるし、あるいはまた協議もしたいところもあるので、第3回の説明会を持ちますと答弁されました。13世帯の皆さんも含めて、市民委員会の皆さんも含めて要望していることは、この第3回の説明会に知事が出てくださいと、これを要望している。でも一方で、知事は、もちろん皆さんと話をしたい、13世帯の皆さんと話をしたいと言っている。あらゆる機会を考えたいと言っている。あらゆる機会を考えたいんだったら、第3回の説明会に出るという

ことも選択肢として考えてくださいよ。そういうふう知事に提言してくださいよ。そこはどうですか。全く切り離しているというふうにするのか、今の時点で、あらゆる機会というのであれば、あらゆる機会の中にこの第3回の説明会に知事が出るということも検討しませんか、答弁を求めます。

【小川河川課長】繰り返しになりますけども、説明会の出席については部内、または知事とも相談しながら調整していきたいと思っております。

以上です。

【堀江委員】相談しながら調整をする。

部長にお聞きします。

部長は第3回についても市民委員会と相談させていただきたいということを述べられましたね、第2回のときに。そして、今、課長が答弁しましたように、第3回の説明会があるということは部内で、今の段階で確認していることだというふうに理解しました。だから部長も了解していることだというふうに思います。

そこで、私はぜひ知事に出席していただきたい、そのことを部長から知事に要望していただきたい。でないと先に進みませんよ、この事業は。理解を得たいんでしょう、13世帯の皆さんの。でも13世帯が言っている、知事と13世帯の皆さんだけで会いませんと、会いませんと言っている。だから市民委員会に一任して、市民委員会の皆さんが仲介して、間に入ってこそ、第1回、第2回の説明に13世帯の皆さんも来たではないですか。そう思えば第3回の説明会をするのであれば、知事に出席してほしいということを部長から言ってくださいよ。

人事の内示を私も見ましたけれども、これはぜひやってほしい。部長の答弁を求めます。

【中尾土木部長】説明会という枠組みというか、それは形であって、要は、どういう機会にするかは調整させていただいた上で、知事はぜひ参加していきたいというふうにおっしゃっております。それで、その意味するところは、これまでのやり方は物すごく一つ一つの技術的な事項に対して我々の方で説明をさせていただいてやり取りをする、そういうやり方をするのは、本当にもう技術的な話なので、それは我々で対応させていただきたいんです。やはり知事はいろんな全体的な考え方について質問を受けたらお答えになられると思うので、そういう進め方を調整させていただきたいと言っているだけでありまして、それが説明会かどうかというのは入れ物なので、説明会ということにこだわるのであれば、説明会の中でそのやり方を調整していけばいいのではないかと考えています。

【堀江委員】そうしますと、今の部長の答弁は、第3回の説明会を開きますと、課長が言いました。じゃあ、その第3回の説明会の開き方を1回、2回と同じようにするのか、それ以外にするのか、それ以外にしてここに知事が出るのかということも含めて、そういうあらゆる機会も含めてこれは検討するということですか、そんなふうにも取れたんですけど、私が間違った取り方をしているかもしれませんので、部長に再度答弁を求めます。

【中尾土木部長】今堀江委員がおっしゃられたとおりでございます。

ただ、もう一つ付け加えておきたいのが、3回目に知事に来ていただくのがいいののかも分からないんです。つまり、まだ積み残して、一部の市民委員会の方の疑問に答えてない部分もあるので、もう1回例えば前回みたいな形で

我々土木部と開かせていただいて、論点というか、そういうところをまとめて、本当に一個一個の3時間雨量とか、そういうことではなくて、もう少し大括りな切り口でその論点を整理して例えば知事にお答えいただくとか、そういうやり方を工夫しないといけないと思っていて、なので3回目はまた同じようにやって、全部を整理した上で4回目に知事に参加していただく、つまり、僕が付け足したのは、3回目にやるのがいいのかどうかも分からないので、そこも含めて調整をさせていただきたいというのはちょっと補足しておきたいです。

【堀江委員】私の20分の時間がもうすぐ終わると思うんですけど、今の部長の答弁というのはすごく大事な答弁だと思って、置き土産は素晴らしいと思うんですけど、その第3回になるのか、第4回になるのか、どういう形にするとかは別にしても、今の部長の答弁は、知事がここに出ると、だから13世帯と知事だけじゃなくて、今まで市民委員会の皆さんが間に入って説明会という形でやってきたけれども、そこに、それが説明会になるのかどうかは別としても、市民委員会の皆さんも入って、川原の皆さんも入って、そこで知事が出るという機会を持つということも検討していくというふうに理解をいたしました。それでいいですか。

【中尾土木部長】知事が話をされたいのは13世帯の皆様なのです。ただ、それはご理解いただきたいくて、市民委員会の方がそこに見えても当然いいはずなんです。あとはどういうふうな形でそれを開催していくかということなので、そこはぜひお互いの立場を理解し合いながら前向きな調整ができればというふうに思っております。その形を知事に、我々から整理ができた上で知事にご相談させていただきたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村（一）委員】幹線道路の整備についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

部長の説明では、島原半島地域の道路網については、計画の具体化に向けた検討が進められることとなったということですが、この島原半島地域はどこを指すのか、全体を指すのか、西回りルート等を含むのか、その辺の説明をまずお願いします。

【平道路建設課長】ただいまの中村委員からの質問にお答えいたします。

島原半島地域の道路網に関する検討に関しましては、島原半島全体の道路網の検討を行っているところでございます。

【中村（一）委員】そうすると、全体をということになれば、1周のことを指すのですか。

【平道路建設課長】まさに今委員がおっしゃたとおりでございまして、この島原半島の幹線道路に関するものにつきましては、これまでに検討会を進めてきております。先日の6月6日も検討会を行っておりまして、その中で島原半島の道路整備のイメージにつきまして、半島を1周する循環型道路のイメージを整理したところでございます。

【中村（一）委員】そうしたら、島原道路とは別に1周を計画されているのですか。それとも、島原道路が今できていますよね。そこを起点として1周を回る計画なのか、その辺はどのような。

【平道路建設課長】島原道路も含めた形での1周、半島を循環する道路ネットワークを考えております。

ただ、どの道路というわけではございませんけれども、半島全体を循環できるような道路網が必要であるという認識でございます。

【中村（一）委員】そうしたら、今、天草・長

島循環道路と、そして、西回りルートについては3年ほど前から1年に1回ぐらい検討会が進んでいますよね。それとまた同様の検討会ですか。

【平道路建設課長】島原・天草・長島連絡道路とは切り離れた形で島原半島内の道路網について検討を行っているところでございます。

【中村（一）委員】西回りは。

【平道路建設課長】西回りの構想路線も含めたところで検討を行ってございます。

【中村（一）委員】分かりました。そうしたら今まで長島・天草道路、あるいは西回りルートが、今度国土交通省がある程度認められたということですが、その上での3回の検討会の内容等はどういった検討をされていたのか、お尋ねをいたします。

【平道路建設課長】これまでの検討会におきましては、半島における地勢、経済、防災、医療も含めたところで課題等を整理してきております。課題とあと道路の必要性とか、そうしたものを整理してきたところでございます。

【中村（一）委員】そうしたら、この間、中島議員の一般質問でもちょっと加速をさせていくと、1年に2回ぐらいか、3回会議を開くというようなことですが、この具体化に向けた検討会を国、県、市でするものなのか、それ呼びかけは大体どちらが主導権を取るのですか。

【平道路建設課長】事務局といたしましては国と県で担っております。

今後、検討会のスピード的な話でございますけれども、現在6月の検討会におきまして、島原半島内の島原、雲仙、南島原市の方に半島内での課題の大きい箇所とか、そうしたものを今後ヒアリングをするように考えております。

【中村（一）委員】そうしたら、長島・天草連絡道路と西回り道路は、島原市、雲仙市、南島

原市その3市と国、県で会議をずっと開くということに理解していいですか。

【平道路建設課長】今委員がおっしゃられました三県架橋の島原、天草、長島連絡道路とは切り離れた形で半島内の道路網について国、県、市で意見交換を行ってまいります。

【中村（一）委員】ということは、その連絡道路は今のところを一つ置いておいて、その西回りルートと島原半島のネットワークを今会議をしているということに理解をしておいすね。

【平道路建設課長】委員おっしゃるとおりで、半島内の道路網について検討してまいりたいと考えております。

【中村（一）委員】そうしたら、今まで3回か4回か会議を開いていますよね。その会議録とか、そういったやつは私たちも貰うことができますか。

【平道路建設課長】これまでの会議は非公開で行ってきております。その理由といたしましては、今後の道路整備の方針を示すものであったり、またいろんな利害関係者とかにも影響を与えることから、お尋ねをさせていただければ、検討の概要についてはお伝えしますけれども、議事録の公開は差し控えさせていただきたいと考えております。

【中村（一）委員】分かりました。私たちにとっては、どのようにお話をされているのかさっぱり見えてこないんですよ。期間的に天草道路は平成4年からですから、33年か4年かですが、そのまま構想路線になっているだけであって、ほかの西回りルート、半島ネットワーク道路についても、その会議はしているけれども、どこまでどのように進んでいるのが見えないんですよ。だから、地域の人たちははっきり言ってあと30年でそういうふうな話が俎上に乗るのだ

ろうかというようなことがあるものですから、私は今の答弁に苦慮するんですよ。国、県、市も一生懸命頑張っているんですよとは言っているんですけども、その具体性が何もないものですから、全然地域の人にも信用はされないし、本当に出来るのだろうかというようなことも言われていますので、できれば透明化をして、こういったことでいっていますということだけは私たちにもお伝えをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それともう一本、県道主要地方道路、小浜北有馬線ですね。このトンネルが貫通をいたしまして、最後の工事が来年の9月、10月に出来上がるようにしております。あそこは当然県道ですので、そのトンネルの道路、その位置づけ、今までの県道を通っていたところがトンネルが出来ることによってそのトンネルが県道になるのかならないのか、今からの話合いの中ですよというふうに思っておりますけれども、そういったところは関係市と今協議段階とかに入っているわけですか。

【平道路建設課長】現在、県の方で整備を進めております大亀矢代工区、県道でございますけれども大亀矢代工区が出来上がったときに、今の現道の管理がどうなるかということについてお答えいたします。

大亀矢代ができることによりまして、もともとあった道路につきましては、南島原市と協議をいたしております、市に移管することで予定しております。その移管する部分につきましては現在、視距改良、要は今の現道の線形が悪くて車が通りにくい、あとは先が見えにくいとか、そうしたところが現道部分100メートルほどございます。現在、その100メートルにつきましては切土工事を行いまして線形がよくなるよ

うな工事、また、旧諏訪亭で国道との交差点でございますけれども、その交差点につきましては交通安全上の問題から交差点改良を行うように考えておりまして、大亀矢代工区が完成し、その現道部分の対策も完了した暁には市へ移管するように考えているところでございます。

【中村（一）委員】もう南島原市の建設部等とお話はしているということでご理解していいですね。

そうしたら、仮に今のトンネル部分から主なところ、トンネルの端のところですね、あそこまで市の方に移管をするというようなことですが、市は何も言わなかったんですか。そういうことはちょっと問題がありますとか、そういったことはなかった、すんなりいったんですか。

【平道路建設課長】移管に伴いましては、この大亀矢代工区にかかわらず、そうしたバイパス工事をする場合には、県と市の方で現地立会いをするなどして、現道に問題がある箇所につきましてはいろんな対策、例えば道路を若干拡幅したり、もともとバイパスをきれいにつくりますので現道に対しても100点を取るわけではないですけれども、幅が狭いところであったりとか、防護柵を新たに付いたりとか、舗装をし直したりとか、そうした県の方で修繕を行った後に市の方へ移管するようにしております。大亀矢代工区におきましてもそうした協議をした上で市が引き受けるということで合意を得ている状況でございます。

【中村（一）委員】ということは2つあります。1つは旧諏訪亭ですね。あそこは先ほど説明された市道にありますよね、市の管理になりますよね、あそこの方は非常に樹木が垂れ下がって、木が物すごく覆っていますけれども、その辺の管

理も市がするんですか。

【平道路建設課長】諏訪亭のところにつきましては、今ある県道のところ、県道の部分については市に移管するんですけれども、諏訪亭から諏訪の池、要は諏訪の池のそばを通る国道部分ですね、それは県が管理し続けます。先ほどの交差点部でいけば樹木の茂ったところとかは、それぞれ国道に面している樹木であれば現在の管理者である県が、新たに市道となる部分に面している樹木とかであれば市が今後管理するようになってまいります。

【中村（一）委員】私が言いたいのは一方通行になっていますよね。あれは県道ですよ。あれを真っすぐ行ったら当然国道になりますけども、右折するところは一方通行で県道が当然入っていますよね。あれも当然市道の方に移管をするとなれば、木が物すごく覆ったり、民地の木がありますよね、あれは多分、民地の木だというふうに理解をしていますけれども、その辺の管理は市がやらないといけないということで理解していいですか、理解していいですね。

【平道路建設課長】今委員おっしゃったように、基本的にはその道路管理者が管理するのでそのようになると思います。ただし、移管する前において、あまりにひどい樹木の覆いかぶさり、あと基本、民地から生えている木につきましては、その民地の所有者が管理するようになっていますけれども、なかなか現実問題そういかないことも多くございます。そうした場合は、それぞれの道路管理者が土地所有者、権利者と話し合いをして、どうしても土地所有者で対応できない場合、かつ道路の交通安全上問題がある場合は管理者において伐採することがございますので、移管前にそうしたところをきれいに整理したいと考えております。

【中村（一）委員】私は毎日、県に行くときにはいつも通っていますが、非常に樹木が覆いかぶさっております。1回ちょっと見ていただいて、これが市の管理になると管理が大変だなというふうに思っておりますけれども、ただ、大きい木は赤いテープで巻いて、多分これは切るんだなというふうに思っておりますけれども、その辺は整理をしていただいて、市に負担をかけないように伐採等もお願いをしておきます。よろしくお願いします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】まず、技監にお願いをしたいと思っています。

先般から一般質問でも時間がなくて少ししかできなかったんです。ここに新聞記事がありますけれども、我が県の大石知事に個人献金ということで行われているけれども、実際は企業の所在地、企業団体の所在地を記載して個人献金ということになっていると。その件数が我が大石知事は78件、金額にして681万円ということで、681万円については、今取りあえず知事20名ということであるけれども、一番最多と。1年足らずで、1年も満たない状況の中で681万円の最多ということになって件数も78件、そして、訂正を進めるという世の中の流れに対して法でそういうふうになっていないということで訂正はしないと、こんな流れになっているようです。

そこで、技監の方に、土木部に聞きたいのは、知事に献金を、個人献金をされたら、これは献金はもう当然自由であります。そういう認識を支える大事な献金という立場でありますけれども、そのことをどうのこうのじゃなくして、知事に企業名で、企業の住所で代表の方が寄附しているという個人献金が令和4年と令和5年で長

岐県の受注業者、指名業者、本県の指名業者、これがどのくらい、何名くらい、何社くらいあるのか、そういうことは非常に関心を持つわけでございます。

今も言うように、長崎県の知事だから、大石さん個人で企業の献金とか、個人献金が集まっているわけではないと。あくまでも長崎県のこの膨大な事業に対する発注、それをたくさんの企業の方々に発注していると、そういう恩恵の中で何か見返りと言わないけれども献金をしていると、こういうようなことですから、分かりやすく言えば令和4年と令和5年、その中で長崎県が発注した中、大石知事にどれくらいの方々、代表者が個人献金をされているのか。しかも、その企業の住所をもって献金している人がどれくらいいらっしゃるかということを、これは何か分かりますか、ちょっと調べてくださいという、私なりにご連絡を申し上げておりましたけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

【中村土木部技監】知事に対する個人献金の件でということでのご質問でございますけれども、知事に対する収支報告書というのがございます。これはもう一般的にも公開されているということで、我々もその中身を確認させていただきました。全ての役員の方の名前を我々が全て把握しているわけではございませんので、代表取締役社長の名前が記載があるところと、あとそこに記載されている住所を確認いたしまして、会社の本社と合致しているところというところを確認いたしましたところ、令和4年度につきましては17社の会社が会社の住所で、社長の名前で献金をされているというようなところが確認できました。令和5年度につきましては16社が同様な形で献金をされていると、そういうところだ

け確認はいたしております。

以上でございます。

【小林委員】ありがとうございます。忙しい中に、よく調べていただいたと重ねてお礼を申し上げます。

今言われるように、例えば今お話があった令和4年に会社の住所で知事に献金をされているのが17社、それから令和5年のそういう会社住所より献金をされているところが16社というようなことでございます。

これは例えば今私が言うところの指名業者、受注された業者、この中からこの数字が17、16というような形で出てきているんじゃないかと。そういうことですから、もう一度言いますけど、県の指名業者ですよ、県の指名業者が企業献金なのか、個人献金なのか、企業献金は絶対やってはいけないわけで、これは法律で違反になる。だからそれは止められているからあくまでも個人献金ということではなければいけない。この収支報告書に令和4年、5年を見て、掲載されるのが5万円以上の献金をした企業の代表とか、団体の代表とか、そういうことになるわけですね。例えば今もう一度聞きますが、長崎県のAクラスで、受注された方で何名かで見るときに、この17とか16とか、こういう数字になるか、もう一度確認の意味でお願いをいたします。

【中村土木部技監】先ほど申しました件数につきましては全ての会社がそれぞれの年度で受注はされているというふうな状況でございました。

以上でございます。

【小林委員】だから、受注された業者がまさに長崎県内の指名業者という形の中で、要するに名前、顔が全部分かるわけではないけれども、分かるだけでも17社、16社と、これは多いか少ないかということでございますけれども、私は

決して少なくないと思っています。まだ顔を知らないとか、名前を知らない、企業名を知らないというようなことで、いろいろの指名業者で大手の方もいらっしゃるのではないかと思います。恐らく技監が言われたこの17、16というのは、県内業者のAクラス、こういうところである程度顔とか名前をご存じの方ではないかと。そういう点から考えて、こういう状態であるということに改めて私は驚いているわけです。大体受注業者、県が発注して仕事を与える、そこに一定の利益を生む、そういうような裏返しの中に個人献金という形になるのかどうか、それは分かりませんが、県の指名業者、受注業者であるならば、その辺のところについても知事ももう少し慎重な姿勢を貫いていただかなければいけないのではないかと。私は他の県の知事たちと同じように、訂正するとか、見直しとか、そういう間違いがあったらいけないわけですから、そういう点については積極的に、もし仮に何か間違いがあったならば訂正をするぐらいのことがないといけません。また、反対に言わせれば、県としてもこういう違法献金的なこととか、おかしいことをもしやっていたならば、これはもう県の指名停止になると、このぐらいの強い姿勢で、あるべき姿を求めていかないと。とにかく、国民の税金、県民・市民の税金で予算が確保されて、それは発注者が知事という大石賢吾氏の名前をもって発注をしているわけです。だから業者の方々にとっては、大石賢吾さんから、知事から仕事をもらったと。ならばそれについては何らかの形で期待に応えないといけないというようなことが個人献金ということになるかもしれない。しかし、会社の住所だったらひょっとしたら企業献金と、こういうようなことになっているかも

しれないと。こんなことを1年もたたないうちに78件で681万円と、これは新聞を見ましたら、そういういろいろ国会の国務大臣、総理大臣、あらゆる人よりも相当多いよ。一国の大臣たちが、その数字を調べてみましたけれども、例えば石破総理でも14件で132万円とか、こういうようなことで、多いと言われる外務大臣の岩屋さんで108件の144万円とか、官房長官に至っては4件、13万4,000円と、こういうようなクラスで実は名前が載っているわけです。日本の大臣の名前が載っているんです。しかし、大石知事よりも相当少ないと。そこら辺部長、間もなくお帰りになるということだから非常に聞きやすいわけだけれども、こういう県の受注業者で、指名業者で、そして、そうやって実際的には法律のというけれども、企業献金と個人献金の区別は明らかにしないといけません、これはもう当然でございます。大石知事と個人的につながって、大石さんの政治的な支援をされているということよりも、率直に言わせていただいて、先ほどから言ったように、県の仕事をいただいた、既にいただいた、まだこれからもいただきたいと、こういうような期待感の中で個人献金となされていると、つまり献金となされているというような状況で、もし法的に、仮に違反するような、そういう業者が、指名業者がいらっしゃれば、その点についてはどういうふうになっていくのか。今どうお考えになっているのか、これはひとつ部長にお尋ねしていいですか。

【中尾土木部長】答えられる部分しか答えられませんが、個人献金を仮にされても、先ほどの総合評価の入札の仕組みをご理解いただいたと思っておりますけれども、個人献金をしたからといって仕事を取りやすくなる仕組みはないので、その点は間違いないので、すみません、そ

この説明しかちょっとできませんが。今はそういう状況だと認識しております。

【小林委員】仕事を取りやすいとか、そういうことにつながらないと、そんなことを聞いているわけじゃないよ。そんなことしていたら大変だよ。もしそういう変なことをやっていて仕事を取りやすいと、あるいはまた知事はあなたに対して、ここからこれだけの献金をもらっているから、この会社に特段の配慮をしてもらいたいとか、もしそんなことが仮にあれば、それは一大問題じゃないか。県知事の首が吹っ飛ぶよ、あなたの首も吹っ飛ぶ。そういうことからしてそんなことを聞いているわけじゃないんだ。取りやすいとか取りにくいとかそんなことじゃないんだと、きちんとしてもらうということで、いろいろ法律もそういう限界はあるけれども、今いいと言っていることは、例えば個人名を、個人の住所を書いてください、個人献金は、大体その方向でいっているわけだよ。生活の実態があるところの住所を書いてくださいと。今言うように、企業の所在地の住所を書かれれば、金額の多寡は別としてこれは企業献金になるのではないかと、そういう疑いを持たれると。だからそれは面白くないと、そんなようなことであってはいけないと。だから、他県の知事たちは個人献金が企業献金と間違えたら大変と、だから精査する、訂正すると言っているわけです。だけでも残念ながら本県の知事は、それは法律で限界があるから現状でよろしいということで見直しもしようとしな、訂正もしようとしないと、こういう状況で報道されているわけですよ。だから今私は技監に聞いているように、長崎県の指名業者で、仕事を受注されたAクラス、その中でこの大石知事に献金をしている人、しかも代表者がちゃんと分かる人で、要するに個

人の住所じゃなくして企業の住所を書かれている、その所在地を書かれていると、そういう人が何名いらっしゃるかとということを聞いて、17、16というこの数字が出てきて、トータル33だけれども、恐らく議会が忙しい中に調べてもらったけれども、まだまだ漏れている人もたくさんいるのではなかろうかと推測をするわけですよ。だから、そういう指名業者の方がもし個人献金を企業献金だったと、こういうふうになった場合において、我々としては違法行為だから指名を辞退してもらうとか、指名停止の期間をつくるとか、あるいは指名の業者から外すとか、こういうことを一般論として考えられますかということを新たに聞いているわけです。そのところは、技監でもどっちでもいいですけども、ただ、土木部の姿勢として答えにくいじゃないんだよ。答えないといけないよ。そういうことをしっかりやらしてもらわないと、こういうふうにやらしてもらわないといけないと。そういうことで最低制限価格を上げて、それが一体どういうふうにつながっているのかと、こんなこともいろいろ言われているわけだよ。土木部がそういう巻き込まれるとか、変に見られるということは絶対あってはいかんだろうが。だから、私はあなた方の姿勢を聞いているわけだよ。違法行為に対しては指名停止とか当然あるだろうし、おかしいやり方をしたら指名停止もあるだろうし、もう少しあなた方もそういう問題があって、もう絶対的にこれだけの受注業者が献金していると、しかも会社名でやっているということが明らかになっているわけだから、何らかのそういう対策はしておかなければいけないのではないかと思うし、また、きちんと法的に整理をしてもらうためにも、そういう指名業者の方には献金をする場合には個人献金しか

駄目だということは分かっていると思うけれども、生活、暮らしの個人の住所でひとつ献金をしてくださいということだけはしっかり受け持ってもらっておかないといけないと。それに違反したら長崎県としては、土木部としてはきちんとした手続を取らせてもらおうと、もうこのくらいの姿勢を持っていっているのではないかなということをお尋ねしているわけです。答えにくいですか。全然忖度しなくていいぞ、遠慮なんか要らないよ。

【中尾土木部長】当然に入札契約のもろもろの規定に反する行為があれば、指名停止とか、入札ができないような形にペナルティーを科したりする流れになります。常日頃からそうした姿勢で公共調達を進めております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】では、1問だけ質問させていただきます。

ぜひ部長にお伺いをしたいのですが、前一般質問で私ここから見える旭大橋について質問をさせていただいております。その際にも20年、30年はこれを伸ばすというのが国交省の方針であるという話が出ていました。というのは、現在この高架下というのはこの間も委員会でも聞きましたけれども、駐車場という形になっている。今のところ多分1年、単年度、単年度での契約だったかと思うんですね、年間の金額もちよっと後で正確に教えていただきたいのですが、今、様々なところからここを使いたいというような要望なども入っているかと思うんですけれども、そのあたりを今後どのように整理なさるおつもりなのか、教えていただければと思います。このままにするつもりはないというふうに前ご答弁をいただいたのであえて部長から答弁いただければと思います。

【中尾土木部長】今浅田委員がお話しされたように、個別の業者様からここを使いたいというようなお話はいただいております。もう少し、例えば占用料をお支払いいただかなければいけないので、そうしたもろもろの条件を共有して、向こうの希望もありますので、そうしたところを今、情報共有、情報交換をしてきたところでです。

ただ、個別の業者様を指名するような形でその占用許可を出すわけにはいかないもので、当然それを聞いた上でほかの方々も利用されたいかもしれないし、そうしたところは公平性を確保した形で、どういうふうに利活用をいただく形にすればいいかというのはまた別の検討になると思います。

【浅田委員】多分議会の中でも一つは名前が出ていたかと思うんですけれども、そこに長崎の物産である魚関係とかを扱うとどちらもよろしいのではないかというお話が出ていたかと思うんですけれども、一つの企業様宛てにとか、今駐車場ですけど、そういうことではなくて、長崎全体的な水産県長崎を活かそうではないかというような話の中から案が出ているものか、そのあたりを横並びで検討をなさっているのかどうか、公募でしっかり今後やろうとしているのか、もっと明確な、もうずっとなんですよ、ここ、最初は、県庁ができるときにはこれはもう低床化させて、駅と真ん中の県庁をつなげるという話があったわけですよ、もともとは。県庁舎を移転するときには、ここと駅をつなげて南口からこっちの県庁の方に出られるというような絵面も県の方では出してありました。そのときもったいないのではないかという話をしたんだけど、そのときは潰す、潰すという話だったわけです。でも、国の方針にのっと

って、それがこうやって伸びてくる流れの中で、もう大分たっているわけですね。そこは早く検討しないと、じゃあここから建物を何をといっても時間がかかってしまう、そのあたりはどれぐらい真剣に取り組まれているのか、さっき言ったような長崎県全体の物産とかも含めて、ここを活性化させるために使いましょうというような団体に対しても一律とかとおっしゃるのかどうなのか、そこをどう覚悟を持ってやっていかれようとしているのか、お伺いしたいと思います。

【中尾土木部長】多分僕が今から話すことで足りなかったら技監が補足してくれると思っていますけれども、実はずっと駐車場の形で変わらないという印象を皆さん持っておられるのはそれはもう本当にそのとおりだと思うんですけども、庁内でいろんな実は検討をしてくれています。こういう使い方があるんじゃないか、その関連の分野の営みをされている方に利用の可能性あるだろうかというのを個別に聞いたりとか、ただ、そういう過程を経て何かうまく利用できないだろうかということで検討した上で一旦駐車場に今なっている状況です。

ただ、その中で、改めて個別の業者様から、やっぱりどうしても使いたいんだというお話があったものですから、しっかりお話を聞かせていただいた上で、そういう公平性を確保してまちづくりとか、にぎわいづくり、そうした意味で意義があるところを公平性を確保しながらどこに使っていただくか、その形をもし話がうまく成立しそうであればそういうその公平性を確保した選定の仕方というのを考えていく流れで考えておりまして、ちょっと外から見るとなかなかその動きが見えなくて、ただ、利活用についてはもしチャンスがあれば積極的に見つけて

いきたいというふうには思っております。

【浅田委員】繰り返しの言葉で気になる公平性を欠かないようにというのは、どのような具体的に検討するつもりですか、公平性を欠かない、その公募なのかとか、いろいろ考えて、結局、何年も何年もそのままになっているように見えるのは、中間報告みたいなことがなく、目途がなく、いろんなバスターミナルにしてもはい、何年後とかという、いろいろ計画があるじゃないですか。それもないままでは、あっという間に20年、30年たってしまうわけですね。なので、そこを年内にはここまでやるんだという思いなのかどうなのか、それがないと私たちもはい、分かりましたとはやっぱり言えないかなという気がしていますが、いい置き土産があると私もうれしいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

【中村土木部技監】この件につきましては、昨年の前技監の植村の方から私も引き継いでおります。公平性という点では最終的にはもしやるのであれば公募、やっぱりやると、一般公募ということで考えています。ただ、そのやり方について昨年から引き継いでちょっと時間もたっておりますけれども、我々としても早めに結論を出して、一般公募をやるような形でやっていきたいというような形で考えているんですけども、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【浅田委員】なかなかこの件のもう少しの時間が何年もということではよくなり得るわけですよ。今年度中にはある一定の方向性を出しますというのであれば理解はできるんですけど、移転してからもう何年もたっているわけですね、県庁が。結局低床化することもなくなった、何十

年もこの後そのまま残すということが決まってから何年もたっていて、もう少しお時間、もう少しお時間、十分なお時間はあったはずなわけですよ。そこにきちっとした県としても収入を上げましょうとか、もっと県産品を売ることに力を入れましょうとか、様々な課と話し合っているのはもちろんのことだと思いますが、やはりもう少しお時間が、毎議会、この質問しなきゃいけないわけです、どこまで進みましたか、どこまでどうなりましたか、検討している内容を我々はしっかりとお示しいただきたいと思いますが、どうでしょう。

【中村土木部技監】我々も何年も引っ張るといふようなことを考えておりませんので、時期は9月なのか、12月なのか、3月なのか分かりませんけれども、できれば年度内の議会の中で、委員会の中で一度どういう形でいきたいと、もうちょっと時間が要るような形になるのか、一定こういう方向性でいきますというような回答なのかちょっと分かりませんけれども、そこは一旦報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

【浅田委員】しっかりと毎議会聞かせていただきますので、進捗状況というのを教えていただければと思います。

例えば仮に今、公平性の問題は別として、今どうしてもここを活用したいというところがたくさんあるかもしれないから、もちろん公募というのは理解するんですけども、県としては、方向性とかはある程度考えたりというのは今あるんですか、今は駐車場だけでも、もっと活性化に使うのかとか、いろいろあると思うんです。それよりも何よりも収益なのかとか、いろんな考え方があると思うのですが、それも検討

中ということですか。

【真鳥都市政策課長】今は駐車場として利用しておりますけども、まずはまちづくり、にぎわいのあるような施設ができないかというところで考えておるところです。今相談がございしている企業さんもございますけれども、そういったところにもにぎわいというお話があるところですよ。

ただ、それが実現するためにも少し課題がございしますので、そういったところの整理も含めて、先ほど技監が答弁いたしましたけども、今後の方向性を考えていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】にぎわいのということで進めていくということで理解をさせていただきたいと思います。多分そこに今の陳情と同じようなものを求めるのかとか、いろんな部分は多分検討なさっているのかなという想像ですけども、そういうのも含めて、ぜひにぎわいのということだけは理解できましたので、ぜひとも早急に進めていただければありがたいなと思います。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】ありがとうございます、簡潔に石木ダム事業について、大きく2点質問したいと思います。

石木ダムを造ることで住民の安全を守られるのかということの疑問の中で、想定以上の雨が降ったときでも、石木ダムで住民の安全は守られるのか、この疑問についてどういうふうにお答えされますか。

【岩永河川課企画監】想定以上の雨が降った場合に、ダムで安全は守られるのかというご質問ですけども、この石木ダムを含みます川棚川の治水計画では100年に1回起こると想定される

大雨として24時間雨量、400ミリメートル、に加えて3時間雨量、203ミリメートルの降雨量としております。実際こういった雨というのは、川棚川水系において、これまでこういった大雨は観測をされておられません。

ダム設計の中で、ダムの洪水調節容量には、流入洪水の予測に関する不確実性などを考慮しまして2割程度の余裕を見込んでおります。さらに、その中で想定以上の雨が降った場合というのはダム計画の余裕の範囲でカバーできることがあるわけなのですが、さらにそれ以上の想定雨が降ったという場合でもダムが有する洪水調節機能によりまして洪水のピークを小さくしたり、遅らせたりするということから、住民の安全・安心を確保するという上でも石木ダムは必要不可欠なものであると考えております。

付け加えますと、先ほど想定以上の雨に対してのそのダム計画の余裕の範囲でカバーできる部分があるというふうに申しましたが、当然ながら全ての雨、どんな想定以上の雨が降ったからといって100%安全であるということは当然あり得ません。

ただし、先ほど言いましたように、ダムが有する洪水調節機能によって住民の避難する時間を確保することができるというようなこともございまして、そのハード対策だけではなくてソフト対策としましてそのハザードマップの周知でありますとか、町民の防災意識の啓発とか、そういったものを含めて対応していければと思っております。

以上です。

【堀江委員】第1回、第2回説明会の中でこういうやり取りがありますよね。市民委員会の方から、去年の8月に長崎県公共事業再評価委員会の質疑の中で、線状降水帯なんかの局所的に

雨の降り方も起こるということで、この計画については、今の石木ダムの計画については、このような気候変動の影響を考える必要はないんですかと、そういう質問されたのに対して、今言われましたように岩永企画監は現在のところ長崎県においては幸いにもそういう雨は降っていないので、雨量を見直す必要はないというふうに今のようにお答えされています。このことに対して市民委員会の指摘は、令和4年5月に国交省が基本計画、基本方針の変更をしたでしょうと。その中では、気候変動を踏まえた水害の在り方について、計画の見直しということをするべきじゃないかと方針転換したんですよというふうに指摘をしています。それは、過去雨が多く降ったとか、あまり降らなかったとか、そういうことではなしに、そのデータに基づく計画から気候変動による降雨量の増加を踏まえた基本方針をつくるべきだと、国が方針変換したんですよ。そのことには対応できていますかという、そういう指摘もあったんですね。そうしたやり取りの中で岩永企画監がその説明会、第2回のこれは委員会説明会の中だったと思うんですけども、国の方針等を確認することはしたいという答弁を行ったと思うんですね。ただ、それが石木ダムの計画に反映されるかどうかというのは別問題だけれども、令和4年度にいわゆる国交省がそのダムのつくり方、ダムの在り方についても大きく方針が変わったでしょうと、その計画は国に内容については確認したいと私は岩永企画監が答弁したと思うんですけど、それは国に確認する考えは今おありですか。

【岩永河川課企画監】今委員の方からございましたけれども、この川棚川の治水計画を含めまして川棚川水系河川整備基本方針につきましては、

管理者である長崎県が策定するものでございます。

県としましては、この川棚川水系における近年の洪水の発生状況を踏まえると、この河川整備基本方針の見直しは必要ないと考えております。これはこの前の一般質問の方でも答弁をさせていただいております。

それでは、私の方が確認をするといったことは何かということなんですけれども、これは私が県の説明会の中で申し上げましたのは、ダム設計洪水流量の設定について国に確認をするというふうに申し上げております。このダムの設計洪水流量といいますのは、ダム堤体の安全性を確保するために、堤体から越流しないように設定するものでございまして、ダム地点において工学上発生すると考えられる最大の洪水量でございます。これが、この算出の仕方といいますのが国の方の基準で決まっております、この基準の方が気候変動を踏まえた見直しを行うかどうかということを確認すると申し上げております。したがって、石木ダムを含む川棚川の治水計画そのものを見直すことを国に要請するというふうに言ったものではなくて、気候変動を踏まえたダムそのものの設計の考え方について最近の動向を確認するというふうに発言したというものでございます。

以上です。

【堀江委員】私の質問は確認すると言ったでしょうと、説明会のときに、それを確認するんですかと聞いている。確認するんですか。

【岩永河川課企画監】今申しましたダム設計洪水流量の算定の仕方について、国の方がどのように考えているかということを確認しております。

以上です。

【堀江委員】確認しております、もう確認したの。

【岩永河川課企画監】確認中でございます。

【堀江委員】岩永企画監は言っているじゃないですか、説明会のときに、それが石木ダムの計画に反映されるかどうかはまた別の問題だ。私が今質問しているのは、国にその方針を確認すると言ったでしょうということでは、じゃあ今確認中ということですね。そういう答弁をいただきました。

そこで、もう一つ、先ほどまきやま委員と縷々やり取りをしていた件なんですけれども、川棚川水系の計算雨量を算定するのになぜ佐世保の雨量計を使い続けるのかということなんですけれども、さきにそれぞれやり取りをされていて、石木川流域には雨量計はなかったという県の主張なんですけれども、実際はあったんですよね。あったんですけども、長崎県としてはそのデータ、必要なデータは佐世保雨量局から取ってきて、0.94という、それで計算するという、だからそれはもうずっと変えませんという、そういう主張している。

一方で、市民委員会は、先ほどまきやま委員のやり取りで、質問の中で、日雨量、時間雨量、相関係数、回帰式とかいろいろ聞きなれない言葉が出てきたのですが、市民委員会の指摘は、川棚川の流域にはきちんとデータがあるでしょうと。そしてそのデータを使ってちゃんと説明すべきじゃないのと、そのデータといや、いや、長崎県がこれまで使ってきた佐世保の雨量計0.94という、これは同じなのでもう絶対これは譲りませんというふうに言っているんですよね。だけれども、このことに対して市民委員会は全く適切じゃないというふうに言っているんですよ。こういう理解でいいですか、平たく言うと、

そういう理解でいいですか、その点だけ教えてください。

【岩永河川課企画監】市民委員会が言われていることは今、堀江委員がおっしゃったようなことだと理解をしております。

以上です。

【堀江委員】そこで、委員長、副委員長にお願いがあるのは、先ほどまきやま委員が言いましたけれども、長崎県は石木ダムは昨年10回目の公共事業の見直しを行いました。10回目というのは異常です。継続の結論を出しています。いわゆる市民委員会の指摘はダム建設のプロの方が指摘をしていることなんですけれども、長崎県は長崎県として川棚川のこのデータは使わずに、佐世保に持ってきて0.94倍というそういう計算をして、これと一緒にだからしないのというふうに主張しているんですけれども、そこは本当にどうなのかということを素人で、議員もそうですけれども、私はこの学習会なりをすることにも提案したいと思います。過去、文教厚生委員会の中で、例えば学力テスト、このことについて賛成、反対抜きにしてどういうことが行われ、それがどうなのかということを当時の委員長の主導で学習会という時間を持ったことがあります。だから例えば今回10回目の継続がなされたというこの中にあって、観光生活建設委員会の中で、その長崎県とその市民委員会の方はプロの方、あるいは長崎県の公共事業評価委員の方でもいいのですけれども、きちんと石木ダム事業の計画についてお話をいただくという機会をつくるということも、私も検討していただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】国土強靱化の対策についてお尋ねをしたいと思います。

ご案内のとりの国土強靱化対策、いよいよ今年度をもって終わるというふうに聞いております。そうすると、前半の3年間、それから、加速化も国土強靱化対策というようなことで5年間、トータル8年間やって、今言うように今年度で終わると、取りあえずこういうふうになっているわけですね。それで端的に、本県にとって大きなプラスをもたらしたんだろうと思いますけれども、こういう国土強靱化のこれまでの8年、今実際7年間だけれども、それを本県としてどのような評価をしているかというようなことで、そういう国土強靱化対策について、この1年で終わろうとしている状況を見て、どれだけの評価をしているのか、まずこの点についてお尋ねしたいと思います。

【金子建設企画課長】国土強靱化3か年、緊急対策等5か年加速化対策合計で今まで1,488億円の予算を確保しております。それで取組を進めておりまして、かなり国土強靱化の取組が進んできたというふうに考えております。

しかしながら、まだまだ本県にとってはやるべきところがいっぱいあるというところで、今後も継続的かつ安定的な予算の確保が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【小林委員】もう少し評価の仕方に含みがないといけないというか、評価が1,488億円、この3年、5年のそういう対策で約1,500億円に近い予算をおかげさまで確保することができた。これは県民の暮らしとか、長崎県の経済定着にどれくらいの効果をもたらしたかと、こういうようなことをきちんと言えるようでないといけない。まだまだやる必要があるから足りないん

だと。だからずっと継続してやってもらいたい
と、こういうところの評価というよりは、現時
点で今年度をもって終わろうとしていると、そ
ういう中において、この1,488億円というものは
長崎県にどういうプラスをもたらしたかとい
うことはもうちょっと上手に、論理的にしっかり
話をする事ができないのか。この辺をお願い
します。

【金子建設企画課長】具体的にちょっと事例を
言いますと、国土強靱化予算によって、例えば
トンネル事業、これが5か所同時に進められるよ
うになったと、そのうち1か所が完成していて、
2か所がもう貫通に至っているというところ、そ
ういう事例もございます。あとは河川事業にお
きましては、事業が前倒しで進んだことによ
って新たに5事業の事業化が図れるようになった
と。そのほかについてもいろんな砂防事業であ
ったり、補修事業であったり、そのあたりの進
捗がかなり図られていると、そういった効果が
上がっているというふうに考えております。

以上でございます。

【小林委員】だから、約1,500億円、そういう中
で今あなたが言われたような一つの事例だけ
も、それ以外でも相当現時点におけるという
気候変動だとか、老朽化とか、そういうイン
フラとか、いろんなことが言われて、これだけ災
害が多い今の時代になっている。そういう中か
らまさに国土強靱化、長崎県の強靱化という
ところで果たした役割は非常に大きいのではない
かと思っている。部長、これはちょっと今建設
企画課長が言っているけれども、あなたは部長
としてどういうふうに受け止めているのか、国
の予算だけど、国の人だけれども、もう少し何
か論理的に語る事ができるか。

【中尾土木部長】今、建設企画課長から事業が

進められる量が増えた、あるいはその対策の箇
所数が、例えばのり面、斜面对策ですと、具体
的な強靱化の取組が始まる前と後を比べると何
件ぐらい増えた、前は何件だったけどそれが5倍
になったとかという数字も聞いたら出てくると
思うのですけれども、それに加えて、例え
ば災害が起きたときは、高規格道路などが非常
に緊急活動を支える面もあります。ですから、
例えば河川の改修とか斜面对策というのは、非
常にハザードに対して直接対応するものなので
すけれども、道路は直接的ではないにしても、
災害が起きたときに命を救ったり緊急活動をし
たりする者を支える力を持っているんです。こ
うしたインフラ整備も、直接的じゃないインフ
ラ整備も加速度的に整備が進むように、強靱化
のお金を入れることでそうなっています。すみ
ません、それを今データとして持っていないの
で示すことはできないのですけれども、それは
間違いありません。

長崎はまだまだそのインフラ整備が途中のも
のがあります。例えば東彼杵道路は事業化され
ていなかったり、西彼杵道路が全然進んでいな
かったり、こういう災害のときに緊急活動を支
えるし、平時にあってもスムーズにそのインフ
ラが使えないと人がどんどん減ってくる中で、
その生産性を確保して早く移動できると、労働
時間を減らしてほかの輸送もできるようになる
わけです。ですので、そういう直接的なものに
加えてそうしたものの整備がどんどん進められ
るので、やはりこれは大いに活かすべきだと思
っています。その中で県議会からもご支援いた
だいて、せっかくに勝ち取った第一次実施中期
計画が閣議決定されましたので、しかもこれが
前の5か年は15兆円だったのが20兆円強とい
うのが目安として示されておりますので、何割分

が増えたものの中で、その強というのをあとどれだけさらに増やせるか、強の中身が決まっていけないので、やはり継続して地域の実情を訴えて、この強の部分を増やしていくことが必要ですし、あと長崎にその20兆円強というお金を持ってくるということも当然に必要なので、そうしたことをこれから一生懸命やっていかなければいけないと思っております。

【小林委員】建設企画課長がおっしゃったことも、今部長がご答弁されたこともよく分かります。本当に我々は感謝しているということで、離島とか、あるいは土砂災害が日本で2番目に多いとか、そういういろんなハンディがある中において、いろいろ県民の皆様方の暮らし、そういうものを守るということで、この災害対策にまた全力を注ぐことができたし、それでそういう事業をもって本県の経済対策にもつながっているとこういうふうに私は受け止めているわけです。まず、この8年間の3年と5年のこの間におけるところの約1,500億円の予算をつけていただき、それによって事業ができたということ、まずその分析をよくしながら、それから、そういうこの実施中期計画、これから始めるところにまた、かじ取りをしていかなければいけないと思うわけです。だから私は質問通告をしていないので、それぞれのことに100%の満足のいく答えをくださいというわけにはいかないが、まず基本的な考え方としては、これまでのそういう国土強靱化の対策によって長崎県がどのように大きな貢献を受けているのかとか、そういうことをある程度土木部としては真っ先に考えてアピールしていかないといけないし、感謝も込めなければいけないと。もちろんその間において国にお願いをし、動かす。国に頭を下げて、要望活動をずっとしていただいた部長

はじめ、今日ここに座っていただいている方、土木部の皆さん方のご尽力は並大抵ではなかったと。それはそれだけの予算獲得につながり、これだけの仕事ができ、おかげさまで経済対策にもつながっていると、こういうところの分析をまずしっかり私はやってもらいたいと思います。

そして、これから、来年度から始まるこういう評価の下においてこれからどう取り組むかということでおっしゃるように、この加速化5か年が15兆円だった。これはもう20兆円強、この強はどのくらいプラスアルファがあるのかと、ということについても取り組んでいくよというのはまさにこれからと。だからこれからは3年、5年の分析をしっかりやっていただいた上で、新しい戦略を土木部として考えてもらいたいと思っているわけです。この辺のところはしっかり私は土木部の戦略として、国に対してまだ県民にアピールするところ、こういうところをひとつお願いしたいと思っているわけです。

その評価の部分で、これから始めらんとするわけだけれども、今大体が20兆円強ということで、1,488億円が8年間で予算の獲得をさせていただいたと、こういうことであるけれども、そうやって5兆円プラスになった、あるいは強ということでまだプラスになる可能性も残っていると、こういう中において、これからどういうふうな戦略を練って、長崎県のすばらしい暮らしやすい町をつくるか、人を呼んで栄える町をつくるかというような全体的な長崎県の発展に資する、そういう計画を練っていただかなければいけないと、こう思うわけです。

そこで、私は一つお尋ねしたいし、当然取り組んでいただけるだろうと思うんだけど、大体今までのこの国土強靱化の予算の使い方、

ずっとある意味では、例えば今、令和7年度だけでも、令和7年の分は令和6年度に前倒しでこれを消化していつているというようなことで、ずっとこの1年ごとに早めに早めにと、こういう形の中で、そうやってゼロ県債を使ったり、あるいは債務負担行為をやったりということで、それなりのきちんとお金は後できますよと、これだけの仕事をお願いしますよという方で、長崎県の業界の方々にも相当安心・安全で期待が膨らんでおったと思うんですよ。だから、そういうゼロ県債、債務負担行為、こういうことの中で先んじて業者の確保、技術者の確保、こういうことにつながっておったと思うんですよ。だから、そういうようなことから、令和7年の分は令和6年度にもう消化していると、前倒しでやっているとかいうことになると、じゃあ今年度はどうなるのかと、令和7年度はどうなるのかと、令和8年度からのまだ見通しが立っていないから、まだ幾らぐらいの予算が来るかということが現時点で分かっていないと、令和7年度は空っぽやろう、令和7年度はもう使っているだろう、そういうことになると、令和7年分の確保をどのくらいどういうふうにしてやっていくのかと。だから今までではよかったが、令和7年度の予算はいわゆる切れ目がないというようなことを言ったけども令和7年度で切れ目があったと、こういうことになるとあなた帰れないぞ、言っておくけども、まだ帰さない、そういうことでちゃんとしたり方方をやってもらわないといけない。そういう点についてはどう考えているか。

【中尾土木部長】予算の前倒しでこの5か年加速の予算は前年度の補正予算としていただく流れで来ています。それがいいと思いますのは、今、小林委員がおっしゃられましたとおり、年度の

途中でそれが来る。そうすると、そこから工事が始められる、準備も含め始められる。年度の当初にいただく予算もあります。それはそこから準備を始めて工事に結びついていく。つまり2つのフェーズで仕事が進められるので、1年を通してその工事の仕事が平準化できるわけです。これも小林委員がおっしゃられましたけれども、担い手が減ってきている、ですからこれをいかに有効に使うかというのは重要でありまして、仕事を平準化するというのは、その資源を1年を通して有効に使うことにつながる面があります。ですので、前倒しの補正予算を確保していくというのは、そういう意味の重要性を持っていると思います。

ただ、これは反面、補正予算になりますと、いつ来るのか分からないという部分も当然反面として出てきます。ですから、毎年、年度当初に必ず来る、強靱化の予算が仮にあるとしたら、それはそれで意義があります。もういつ来るかというのは確実にもう決まっているからです。それが今、これからどうなっていくか分かりません。今年度の補正になるのか、来年度の当初になるのか、もっと選択肢はあると思います。来年度の途中で来る可能性もあるんです。一番防がなければいけないのは、来年度の途中に来るような予算になってしまうと、かなりそのタイムラグができてしまうので、早期措置、早くとにかく予算を措置してもらうということが大事なのです。その補正でもできればいただきたい、平準化という意味で、最悪でも年度当初にはいただきたい。それが2つに分かれて予算措置がされるようになっていく可能性もあるし、まとめて補正予算、まとめて年度当初になるかもしれないし、それが大きな流れがこれからどうなるか実は分かりません。ですので、とにかく

切れ目がないような形で早期措置を求めていくことが大事だと思います。

それで、実際に5兆円強増えた形でお金がつき始めるときが来ます。それで仕事を回していったときに、例えば不調不落が生じる。そうしたもし状況が発生するとすれば、それを地域の課題として国に訴えて、予算のつけ方を変えてもらうための要望をしていくことが必要だと思います。そうしたらきっと国の方も、その補正予算はある程度設け、年度当初は年度当初である程度設けというやり方を変えてくれるかもしれないので、とにかく早期措置をまず要望しながら、実際に動き始めたときには課題が出てくるかもしれないので、それをしっかり分析して、地域の実情を訴えながらこの新しい強靱化の予算を有効に使っていくということが大事だと考えています。

【小林委員】ありがとうございます。そういうご答弁をいただいて、しっかり分析をされているなという感じであります。ですからこれから、令和8年度から始まる、こういう中期計画、これはどういうふうにこれから取り組んでいくかということが一番大事な問題じゃないかと思うわけですね。だから、私がさっき指摘したように、今年度の予算をどうするのかと、もう令和7年度分は令和6年度に前倒しして補正予算を組んでいると、こういうことでもう使い切ると、こういうふうになっている。だから、令和8年度にいただかなければ、令和7年度分は確保することができんと。しかもいつ出していただけるかということ、繰越しになるようなことでは困るわけだよ。そういう点から考えて、今戦略をしっかりと練ってもらいたいし、国に対する働きかけをこれは全国知事会とか九州知事会、このレベルでしっかり地方の声を国に届けて、せっかく

のこういう実施の中期計画の20兆円強、これをやはり長崎県のものにしていかなければいけないと。絶対に令和7年度に実は予算がなくて何もできなかったと、こういうことになることがないように、大変でありますけれども、土木部も今までよかったが、まだこれからもうちに帰って頑張るんだという意識で取り組んでもらうことを重ねてご要望しておきたいと思います。お願いします。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より、国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）の提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配布をお願いいたします。

〔文案配付〕

【坂口委員長】それでは、畑島委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【畑島委員】国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書の案でございます。

昨今、激甚化する自然災害、あるいはインフラの老朽化に伴う事故等が全国各地で発生しており、本県においてもその対策は急務となっております。

現在、令和7年度末となっている防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算を最大限に活用して事業を進めているところでございますが、資材価格や人件費の急激な高騰の影響による事業進捗の遅れも懸念されております。

そこで、この5か年加速化対策終了後も、今年6月6日に閣議決定された第一次国土強靱化実施

中期計画に基づき、その実現に必要な予算財源を通常予算とは別枠で早期に確保いただきたい。併せて資材価格や人件費の高騰などの影響についても、予算編成過程で適切に反映し、必要となる予算額を満額確保していただきたい。そして、令和7年度末までの時限措置となっている緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債等の地方財政措置を継続していただきたい。さらに、予算、財源面のみならず、災害が発生した自治体に対し、迅速かつ円滑な支援を行うだけの人員面の体制強化を求めるといったものとしております。

いつなにかに本県においても災害、事故が発生するか分からず、発生してからの対応が手後れにならないよう、我々県議会としましても国にしっかりと意見書を提出させていただきたいと思いますので、委員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】ただいま説明がありました国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）についてご意見等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかにご質問、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時18分 休憩 —

— 午後 3時18分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）を提出することにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）については提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査が終了しましたので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時19分 休憩 —

— 午後 3時20分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次週6月30日月曜日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時20分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月30日

自 午前 9時59分
至 午後 0時 0分
於 委員会室 3

長野 敦志

小宮 健志

庄司 貴繁

貝淵 裕幸

久間 哲彦

川瀬 亨介

観光振興課長

インバウンド推進課長
（参事監）

物産ブランド推進課長

国際課長

国際課企画監
（平和推進・国際協力担当）

スポーツ振興課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長(分科会長)
湊 亮太	副委員長(副会長)
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	〃
浅田ますみ	〃
山口 初實	〃
中村 一三	〃
まきやま大和	〃
富岡 孝介	〃
畑島 晃貴	〃
田川 正毅	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘	文化観光国際部長
村田 利博	文化観光国際部政策監
加藤 一征	文化観光国際部次長
松尾 泰子	文化振興・世界遺産課長
野田 希	文化振興・世界遺産課企画監 （世界遺産・日本遺産担当）
小柳 剛志	ながさきピース文化祭課長
伊東 猛	ながさきピース文化祭課企画監 （国民文化祭事業担当）

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。文化観光国際部の伊達でございます。

それでは、本日、本委員会に初めて出席しております文化観光国際部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算に係る報告議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】それでは、文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会、観光生活建設分科会、関係

議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

文化観光国際部所管の補正予算の概要につきましては、2ページ中段から3ページに記載のとおりでございますが、歳入予算額は合計で2,119万3,000円の減、歳出予算額は合計で2億2,213万7,000円の減であります。歳入予算及び歳出予算の主な内容については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。よって、報告第1号のうち、関係部分は原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より、所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】観光生活建設委員会関係説明資料の2ページをお開きください。議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文化の振興について。

去る4月11日、長崎県美術館では、多くの関係者や来賓にご出席をいただき、開館20周年記念式典を開催いたしました。本館は、平成17年4月23日の開館以降、美術館という枠を超えて、呼吸しながら都市や地域を大きく活性化していく「呼吸する美術館」をコンセプトに、本年2月には、総入館者の累計が700万人を突破するなど、訪れる多くの方々に新しい発見と創造の喜びを提供してまいりました。

また、この20年間、本館においては、長崎ゆかりの作家やスペイン美術に関する作品の収集・調査研究を重ね、長崎の文化芸術の拠点として114を超える展覧会のほか、離島を含めた県内各地域における教育普及・生涯学習事業など、多彩な文化芸術活動を実施してまいりました。

現在開催中の金曜ロードショーとジブリ展では、これまでの展覧会の動員記録を塗り替えるなど、幅広い世代の方々に大いににぎわっているところであり、今後も芸術文化の発展に寄与する美術館として、また、本県の魅力を広く発

信していく文化活動の拠点として、県民の皆様
に親しまれる美術館となるよう取り組んでまい
ります。

日本遺産国境の島認定10周年について。

国境の島、壱岐・対馬・五島は、本年4月に日
本遺産に認定されてから10周年を迎えたことか
ら、県内外において情報発信の強化や記念事業
の実施に取り組むこととしております。

去る4月には、関係市町と連携して10周年を記
念したロゴマークやポスターを作成し、旅行会
社や交通機関等へ周知するとともに、認定日の
4月24日には、これまでの関係市町におけるＳ
ＮＳや公式ウェブサイトでの発信に加え、新たに
公式インスタグラムを開設したほか、原の辻遺
跡の出土品である人面石のレプリカを長崎駅構
内に展示したところであります。

今後は、首都圏・関西圏におけるメディアキ
ャラバンのほか、夏から秋にかけて、関係4市町
での講演会・展示会の開催や、構成文化財を巡
り、楽しみながら国境の島の歴史を知ることが
できるクイズラリーの実施、さらには地域の歴
史や自然、食などの特色を生かした特別な体験
ができる旅行商品の造成などにも取り組んでま
いります。

引き続き、関係市町や民間団体等と連携しな
がら、日本遺産のさらなる認知度向上と誘致促
進に努めてまいります。

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10
周年について。

明治日本の産業革命遺産は、本年7月に世界遺
産に登録されてから10周年を迎えることから、
関係する8県11市で構成する世界遺産協議会
の取組として、東京都における登録10周年記念
シンポジウムや、構成資産を有する全国8エリア
への周遊を促すカードラリー等を開催いたします。

また、各関係自治体においても記念事業を予
定しており、長崎エリアにおいては登録10周年
記念フォトコンテスト写真展の開催などのほか、
構成資産の歴史や魅力を伝えるホームページの
充実などの情報発信にも長崎市と連携して取り
組んでまいります。

引き続き、関係自治体と連携しながら、産業
革命遺産のさらなる認知度向上と保護意識の醸
成を図るとともに、誘客促進に努めてまいりま
す。

ながさきピース文化祭2025について。

9月の開催まで2か月余りとなりました「なが
さきピース文化祭2025」については、円滑な実
施に向け、市町や関係団体と最終調整を行って
おります。

また、令和5年度から、節目節目でのプレイベ
ントを実施しており、去る4月12日には、長崎
市のチトセピアホールにおいて、障害者アートの
ワークショップを開催し、約100名の方に参加し
ていただきました。5月11日には、若手育成事業
のひとつとして、佐世保市のさるくシティ4○
3アーケードにおいて、県内の中・高校生等によ
るマーチングパレードや演奏会を実施し、機
運醸成に努めたところであります。5月30日には、
県の実行委員会総会を開催し、県、市町、関係
団体が一丸となって、文化祭の成功に向けて取
組んでいくことを改めて確認したところであ
ります。

現在、アルカスＳＡＳＥＢＯで行われる「開
会式」については、6月6日に出演者の発表と併
せ、一般観覧者の募集を開始したところであり、
大会の機運もより一層高まるものと期待してお
ります。

このほか、新たに制作した文化祭の紹介映像
の放映や、ガイドブックの発行、各種媒体を活

用した広告のほか、7月21日に東京で開催される文化庁主催のPRイベントなどを通して、さらなる周知を図ることとしております。

県としましては、多くの方々にとって魅力にあふれ、心に残る文化祭となるよう、引き続き開催に向け準備に万全を期してまいります。

観光の振興について。

令和7年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、大型複合施設、長崎スタジアムシティでの県外からのスポーツ観戦者の増加や、出島メッセでの大規模大会、学会の開催効果に加え、長崎～ソウル線の運航再開等により、韓国人観光客が増加したことなどから、前年同期と比較すると7.0%増となりました。

去る4月13日には、大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開幕し、連日、国内外から多くの観光客が訪れており、関西エリアへの注目が集まっていることから、この機会を最大限に活用し、長崎の食や歴史・文化、自然・景観といった魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

具体的には、9月3日から5日までの3日間、万博会場内において、九州7県合同により、観光や物産等を発信するブースを設置するほか、9月19日から23日までの5日間、大阪駅周辺を会場に、本県独自の観光物産イベントを開催することとしております。

このほか、交通事業者や旅行会社とタイアップしたキャンペーンの実施など関西エリアでのプロモーション強化に加え、観光客のニーズやターゲットに応じた訴求力のある情報発信により、本県への誘客や周遊の促進につなげてまいります。

また、本年度計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる

5年間の計画を策定することとしており、去る4月25日に県観光審議会を開催し、有識者の皆様から骨子案についてご意見をいただくなど、策定作業を進めているところであり、7月以降は各地域において意見交換会を開催することとしております。

さらに、新たな観光振興財源の導入に向けては、専門的な見地から議論を深めるため、県観光審議会の中に設置した観光振興財源検討専門委員会を5月9日と6月6日の2回にわたり開催いたしました。

その中では、新たな観光振興財源として、宿泊税で制度設計を行い、今後、市町などの意見を聞きながら検討を進めていくことが適当というご意見をいただいたところであります。

今後は、次期観光振興計画と併せて、新たな観光振興財源の導入に関しても県議会をはじめ市町や関係団体、各地域の皆様のご意見等をお聞きしながら検討を進めてまいります。

インバウンドの推進について。

観光庁発表の宿泊旅行統計調査によれば、本県における外国人延べ宿泊者数は、2024年は約60万1,000人泊で、前年2023年の約46万3,000人泊と比較しますと約1.3倍となっており、順調に回復しております。

また、観光庁のインバウンド消費動向調査によると、訪日外国人旅行者の8割以上がFIT・個人旅行者であるとともに、8割以上がウェブサイト経由で旅行手配を行っております。

こうしたことから、インバウンドについては更なる需要の拡大を図るため、地元市町や関係事業者等と連携し、インターネットのみで取引を行う旅行会社を活用した長崎県FIT誘客インバウンド推進事業に新たに取り組むこととしております。

このほか、昨年度に引き続き、飲食店のメニュー多言語化などの受入環境整備に取り組むとともに、九州観光機構や各市町と連携し、富裕層等に訴求する観光コンテンツである「アクティビティを通じて、自然や異文化を体験するアドベンチャーツーリズム」などを活用し、誘客促進につなげてまいります。

クルーズについては、昨年の本県へのクルーズ船入港数が247回となるなど、前年2023年の133回と比較しますと約1.9倍となっており、順調に回復しております。

引き続き、県内市町や関係機関と連携し、入港拡大に向けた船会社や旅行会社に対する積極的な誘致活動をはじめ、広域周遊対策など経済的な効果を高める取組を促進し、クルーズ船入港による効果の最大化に取り組んでまいります。

国際航空路線については、SNS等を活用した情報発信や県民を対象としたパスポート取得助成のほか、長崎空港開港50周年を契機に、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進を図ることで、既存路線の安定運航につなげるとともに、新規路線の誘致についても、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの就航に向け戦略的に取り組んでまいります。

県産品のブランド化と販路拡大については、記載のとおりでございます。

中国との交流について。

本年は、中国駐長崎総領事館の開設40周年という節目の年を迎えております。県ではこれを記念して、去る6月4日、長崎市内において、呉江浩中国駐日本国特命全権大使をお招きし、総領事館との共催による祝賀会を開催いたしました。

この祝賀会の開催を通じて、本県と中国との

間に長年にわたり築かれてきた友好と信頼の絆、そしてその中で、中国駐長崎総領事館が果たしてこられた重要な役割を改めて深く認識したところであります。

この重要な節目の年を契機として、今年度はこの記念祝賀会開催のほか、知事、県議会、経済界等から成る代表団で中国を訪問し、経済、文化、観光等の様々な分野において、さらなる関係の深化を図ってまいります。

あわせて、次代を担う青少年の国際交流や、相互理解の促進にも力を入れ、本県と中国との絆を次世代へと確実に継承してまいりたいと考えております。

核兵器廃絶に向けた取組について。

去る4月27日から5月3日まで、核兵器不拡散条約再検討会議準備委員会の開催に合わせ、知事が徳永県議会議長とともにアメリカ・ニューヨーク市を訪問いたしました。

現地では、広島県やモンゴル国政府、国連訓練調査研究所等と連携し、安全保障と持続可能性などをテーマにしたシンポジウムを開催したほか、次代を担うナガサキ・ユース代表団が核軍縮と核兵器廃絶に向けた新たな戦略を考えるイベントに参加したところであります。

また、アントニオ・グテーレス国際連合事務総長やアメリカ合衆国、ロシア連邦、タイ王国などの各国軍縮関係者と面会し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の強い思いをお伝えするとともに、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけることを目指した働きかけを行ってまいりました。

県としましては、今後とも、今回のNPT参加によって得られた新たなネットワーク等も活用しながら、長崎市や広島県、関係団体等と連携の上、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和

の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

長崎ヴェルカについては、記載のとおりでございます。

新たな総合計画の策定について。

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ、誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識、力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を生かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期総合計画においては、こども、くらし、しごと創造、にぎわい、まちの5つの柱の下、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した新しい長崎県づくりのビジョンとタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ、国の政策との連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、文化観光国際部においては、主に

「地域の魅力で人を引きつける」や、「国内外とのネットワークを拡大する」に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「地域の魅力で人を引きつける」では、観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進に向け、付加価値の高い旅を提供する観光まちづくりや、戦略的プロモーション等による国内外からの誘客の拡大、観光人材の確保・育成など観光産業を支える基盤の強化に取り組むほか、「国内外とのネットワークを拡大する」では、国際交流と平和意識醸成の推進に向け、歴史的なつながりや、これまで培った人脈などを生かして、友好都市等との幅広い交流を推進するとともに、核兵器や戦争のない平和な世界の実現に向けた意識醸成の推進等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行っ

て実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業に対し明示を行った補助金につきまして、令和7年2月から5月までの実績を、6ページまでに記載をしております。

直接補助金につきましては、2ページ目記載の長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金等で計29件、間接補助金につきましても、5ページ目記載の長崎県文化芸術ブラッシュアップ事業補助金等の計17件でございます。

次に、7ページをお開きください。令和7年2月から5月までの1,000万円以上の契約状況一覧表については、記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開きください。附属機関等の会議結果につきまして、令和7年2月から令和7年5月までの実績といたしまして、第2回長崎県観光審議会のほか、5つの委員会が開催され、その概要を15ページまでに記載をしております。

次に、政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料、離島半島地域振興特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、県議会から知事に対し提出されました離島半島地域の振興対策に関する意見書の各意見の項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページの3段目の1(3)と5ページの1段目の3(1)、6ページの1段目の44(2)についての処理状況を記載しております。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、観光・I R・新幹線対策特別委員会添書分をお開きください。

昨年度、県議会から知事に提出がありました観光振興対策、国際戦略対策、I R対策、新幹

線二次交通対策に関する意見書の各意見項目に対する県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページ、3ページの1(1)から(4)についての処理状況を記載しております。

政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明は以上でございます。

続きまして、6月中旬に実施いたしました「令和8年度施策に関する提案・要望」についての文化観光国際部関係の実施結果をご説明いたします。

文化観光国際部関係におきましては、「核兵器廃絶の実現」、「観光振興に向けた取組の推進」など4項目につきまして、外務省、国土交通省などに対し要望を行いました。

このうち、「核兵器廃絶の実現」につきましては、最重点項目であることから、外務省に対し、知事、議長、文化観光国際部政策監により要望を行い、「唯一の被爆国として核軍縮、最終的には廃絶に向けた取組を一層主導していく」等の回答をいただいたところです。

また、「観光振興に向けた取組の推進」につきましては、国土交通省に対し、文化観光国際部長により要望を行い、「都市部から地方部への誘客は重要課題であり、国の目標である訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円に向けて着実に取り組んでいく」等の回答をいただいたところです。

以上が、文化観光国際部関係の要望結果であります。今回の政策に関する提案・要望の実現に向けまして、引き続き働きかけを行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、ながさきピース文化祭課長より、補足説明を求めます。

【小柳ながさきピース文化祭課長】私からは、ピース文化祭についてご説明させていただきます。

ファイルの名前といたしましては、委員会補足説明議案外（ながさきピース文化祭課）というものがございます。横長の資料になります。

文化祭は9月14日に開幕を迎えますが、開会式をはじめとした事業内容が固まりつつございますので、実施内容をご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。文化祭の主な事業構成でございます。

左上の県実行委員会主催事業というところが、ながさきピース文化祭課が事務局として進めている事業になります。右上の県主催事業、こちらは文化振興・世界遺産課や、県教育庁、それから美術館・博物館等が実施する事業ということになってございます。

一部の事業につきましては、既に募集等を開始しており、順調に進んでいるところでございます。

市町実行委員会主催事業につきましては2つに分かれておりまして、1つが地域の多彩な文化を活用して地域の情報発信していくという地域文化発信事業が134事業と書いてございますが、これまで135事業とご説明しておりました。一部の市町で事業の統合や追加がございまして、1事業減っているという状況でございます。

右側、分野別交流事業が文化の全国大会と言われるものになりまして、具体的には百人一首かるたとか、合唱、オーケストラ、茶道、詩歌、囲碁、将棋などを23事業実施するということになってございます。こちらは事業数の変更はございません。

準備につきましては、市町と、首都圏にございます中央文化団体が中心になって進めておりまして、今全国からの参加者が決まりつつある状況ということになってございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。開会式と閉会式の概要となっております。

開会式につきましては、6月6日に出演者と概要を発表したところでございまして、併せて一般観覧者の募集も開始をしております。開会式は、プロローグ、式典、フェスティバル、エピローグという順番で進むことになっておりまして、休憩時間を含み、約180分となっております。

式の中心になるフェスティバルにつきましては、総合演出家の金沢知樹さんに演出を担当いただいております。古代から現代、未来へと向かう本県の文化の創造力を演技、音楽、映像が一体となる展開でストーリー化しまして、海外交流の伝統と平和と文化への思いを、数多くの県民の出演者により表現・発信していくということになっております。

なお、総合司会に長濱ねるさん、国歌独唱にさだまさしさん、フェスティバルには水上恒司さん、TAKAHIROさん、森保まどかさんなどが出演されるということになっております。

なお、観覧の応募状況ですが、先週の金曜日の時点で既に定員800名を大幅に超える約6,000名の応募をいただいているということで、非常に高い注目を集めているものと思っております。

続いて、その下の下段のところ、閉会式の概要でございますけれども、こちらにつきましても金沢知樹さんに演出をお願いしております。オープニング、式典、次期開催県の高知県のアトラクション、そして最後にグランドフィナーレという流れで進んでまいります。こちらの方は、約105分の内容になるかと考えております。

出演者の発表、一般観覧者の募集等につきましても、現在準備中・検討中でございますけれども、なるべく早く発表できるように進めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページ目でございます。こちらの方が国文祭の県実行委員会主催事業でございます。こちらは特段変わりございませんが、会期前に一部実施している事業がございますので、こちらだけご紹介させていただきます。

左側の真ん中のあたり、「あまーい文化祭」

スイーツコンテストを、6月17日に洋菓子協会と連携して実施させていただきました。20名、26作品の応募をいただきまして、この中で金賞を取った作品が 番のスイーツトレイン、長崎電気軌道や松浦鉄道、島原鉄道でのスイーツトレインで皆様にご賞味いただくという計画でございます。

それから、右側の上の段でございますけれども、「ナガサキの未来は君に託すよ」プロジェクトというところで 番、県内高校生などによるマーチングパレードでございます。こちらにつきましても5月11日に佐世保市のアーケードで実施させていただいております。約2,000名の方々に見ていただいたということで、よいPRになったかと思っております。

4ページ目は障害者交流事業ということで、障害者芸術・文化祭の事業は、5事業ございます。こちらにつきましても準備は順調に進んでおります。記載のとおり、一部しか載せてございませんけれども、プレイベントを複数回実施しているというところでございます。ほぼ全ての事業において、出展作品や出演の募集を始めておりまして、多くの応募をいただいているという状況でございます。

また、事業の運営のボランティアも募集をし

ておりまして、そちらにつきましても定員を超える応募をいただいております。

続きまして、5ページをお開き願います。県主催事業ということで、先ほど申し上げました文化振興・世界遺産課でございますとか、美術館・博物館の事業ということで、こちらの方はもともと実施計画を皆様にお渡ししておりましたが、事業名や開催日、会場についてほぼ内容が決まりましたので、お知らせする次第でございます。

続きまして6ページ、市町実行委員会の主催事業を整理した表になっております。先ほど申し上げましたが、上段の地域文化発信事業につきましては、1事業減の134事業ということになってございます。そして、下段の方が文化の全国大会、分野別交流事業ということで23事業を実施いたします。

7ページから29ページにつきましては、6ページの市町の事業の内容になってございます。まだ一部予定というところもございますけれども、概ね全体的に内容が決まってきているという状況でございます。説明は割愛させていただきますが、昨年度の実施計画策定のときから、かなり多くの更新をしておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

ページが飛びまして、最後の30ページでございます。令和7年度のスケジュールをご説明させていただきます。

上から順に行きまして、令和7年4月に公式リーフレットを5万部作成し配布させていただいております。

5月1日には、トラベルセンターを設置しております。こちらの方で特に文化の全国大会に参加される方々の受入体制を整備しているというところでございます。

5月30日には、第4回の県実行委員会の総会を

開催いたしました。今年度の事業計画等を承認
いただいております。

6月6日は、ながさきピース文化祭開会式の出演者の発表、一般観覧者の募集を開始しております。翌6月7日は、開催100日前イベントということで、させば五番街で、「文化をみんなにミーティング」というプレイベントを開催いたしました。右側にチラシをつけておりますが、長濱ねるさんにも参加いただきまして、トータルで3,000人を超える方々に見ていただいたところでございます。

7月末には、閉会式の出演者の発表、一般観覧者の募集開始を目指しているところでございます。

8月上旬には、文化祭のガイドブック、7万部ほど作成の予定でございます。全国、県内に配布したいと思っております。

9月14日に開会式を、アルカスSASEBOで開催いたします。9月14日から11月30日までが文化祭の期間ということで、先ほどご説明いたしました各事業を実施してまいります。

11月30日、ベネックス長崎ブリックホールで閉会式の開催ということで、こちらで文化祭が終了するということになります。

令和8年に入りまして、2月から3月にかけて、公式の記録集を発刊いたします。また、全体の総括のための県実行委員会総会を開催することになってございます。

今後、開会式をはじめいたします各事業について準備を加速してまいりますので、引き続き、皆様のご指導をお願いしたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、観光振興課長より補足説

明を求めます。

【長野観光振興課長】では、私の方から、引き続き、補足説明資料として本日配付させていただいておりますファイル名としましては、議案外観光振興課というふうに記載しておりますけれども、そちらの方をご覧いただければと思います。

現在検討を進めております新たな観光振興財源の導入に向けた検討状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、1番の観光振興財源検討専門委員会の設置について、ご説明いたします。

これまでの間、人口減少に伴う国内需要減少への対応やインバウンド事業の取組に向けて観光振興施策のさらなる推進が必要となる中、県議会でございますとか、県の観光審議会から、新たな観光振興財源の検討を進めるべきといったご意見を受け、宿泊事業者の皆様との意見交換を行ってきたところでございます。

こうした意見交換を行う中で、用途を明確にし、丁寧に議論を進めていくことに一定の理解が得られたといったところから、1つ目の丸に記載しておりますけれども、観光施策の推進に必要な安定的な財源について、施策の方向性に沿った最適な観光需要や使途などの検討を深めるため、観光振興について重要事項を調査・審議しております県観光審議会の中に、専門組織として長崎県観光振興財源検討専門委員会の設置、こちらが本年3月に県観光審議会で了承されたといったところでございます。

委員には、2つ目の丸の表に記載しておりますけれども、税、財政、地方行政をはじめとして観光、宿泊に係る団体や調査分析官、経済団体の方々の8名で構成されておりまして、長崎県市長会、町村会からのオブザーバーとして参画を

いただいております。

2番の専門委員会の開催結果でございますけれども、これまで2回開催してございます。

第1回の専門委員会は、令和7年5月9日に開催しており、第1回では、事務局でございます県から、観光の現状・課題をはじめ、税や寄附金といった観光振興財源の比較・検討などをご説明させていただき、財源としてふさわしい確保策について委員の皆様にご議論をいただいたところでございます。

その際、委員からの主な意見として記載しておりますけれども、委員の皆様からは、税が適当ではないか、施策に必要な財政需要を見て検討すべき、先行自治体の制度設計のときに課題として挙げられたものをしっかりと整理すべきといったご意見をいただき、第1回の専門委員会の結果は、新たな観光振興財源の財政需要、また、他県の例を基に課題を整理し、第2回で議論を継続するというふうになったところでございます。

次のページをご覧ください。

第2回でございますけれども、令和7年6月6日に開催してございます。第1回の結果を受けまして、県内21市町に実施いたしました今後取り組む必要のある観光施策について、アンケートを実施しております。

その結果などを踏まえまして、県全体の観光施策に必要な財政需要について、少なくとも十数億円を超えるといったことをお示しさせていただいたことや、先行して観光振興財源の確保策を講じている自治体の例を参考に、以下の1から7の論点をお示しし、不足等がないかご議論をいただいたところでございます。

また、宿泊税導入に反対の立場でございます佐世保旅館ホテル協同組合からも参考人として

ご出席いただき、組合員や宿泊されたお客様からのアンケート結果についてご報告をいただいております。

その中では、組合員の大半が反対であること、また、宿泊者の方からは支払ってもいいといった回答が大体半分程度あったといったご説明をいただいております。

第2回の委員会の中では、委員の主な意見と記載しておりますけれども、宿泊事業者や宿泊者の理解を得るためにも、用途を明確にすること、内容を理解いただく丁寧な意見交換の実施、また、事業者が理解し賛同することが前提であり、意見を聞きながら進めてほしい、宿泊税の導入には総務省同意が必要であり、先行導入している長崎市としっかり調整をすることといったご意見をいただきまして、協議の結果、税を前提として宿泊税で制度設計を行い、今後市町などの意見も聞きながら検討を進めていくことが適当といった方向性が示されまして、第3回は制度素案を示して議論すべきこととなったところでございます。

最後、今後のスケジュールでございます。今回の第2回を受けまして、しっかりと今後7月中に、地域別意見交換会を実施することとしておりまして、現在準備中でございます。

また、この意見交換の結果を受けまして、第3回を8月までに開催し、第4回はあくまでも想定でございますけれども、10月に開催を予定しております。

また、検討状況によりまして、第5回目以降を開催するなど、必要に合わせた開催時期や回数を変更しながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】7ページです。

1,000万円以上の契約状況一覧表の中で、番号1、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」展示等委託業務なんですけれども、随契の理由を説明していただきたいと思います。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンターの展示委託業務の随契契約理由でございますが、当該契約は、潜伏キリシタン関連遺産及びキリスト教関連歴史文化遺産群に関する総合的な情報発信や、構成資産の概要などの展示、また教会堂や関係市町、関係団体等との連絡調整が業務内容となっております。

まず、潜伏キリシタンの総合的な情報発信や構成遺産の概要などの展示につきましては、構成資産が五島列島を含め、県内各地に点在していることを考えますと、構成資産の象徴的な大浦天主堂もあり、巡礼する際に訪れる機会が多い長崎市内に一定規模の施設があることが望ましいと考えております。

その上で、長崎市内の中心部に事務所と展示場所を持つ長崎と天草地方の潜伏キリシタン関

連遺産インフォメーションセンターが委託先の候補となりまして、また、当該センターは、行政や関係団体等で構成する世界遺産保存活用協議会の構成員として関係者と連携しており、教会堂や関係団体との連携も円滑に行えることから、業務を行うに当たり、最も効果的・効率的に実施できる団体であるため、随契契約の相手先として特定したものでございます。

【堀江委員】これは毎年更新ですよ。何年ここに随契していますか。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】平成31年度、令和元年度から随契契約で委託契約を行っております。

【堀江委員】会長が変わられましたね、今回は。今までと違う会長名だったんですけど、今回会長が変わっておりますけれども、そういう意味では、随契の相手方というのが、体制的にも同じ人たちをとということなのか、それとも今回たまたま会長が変わったというふうにしているのか。

言われるように、連絡調整、関係者と連携するというときに、同じ方がいるということも一理あるという面と、新たな視点を持つということで役員も変わっていくという両方の面があるかと思っておりますけれども、今回会長が変わっておりますけれども、内部の役員体制とかについてはずっと変わっていないのか、日々見直されているのか、その点はどのように把握していますか。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】今回会長が変わってございますが、業務の委託内容は同じでございます。県としましては、代表者が変わったということで特段何かを変えるとか、考え方をめるとか、そういうことでは認識はございません。

【堀江委員】私がお説明しているのは、会長が変わった、そして要するに7年間同じところに随契しているわけでしょう、特殊な内容での展示ということで、一定理解をする面と、同じところに7年間随契しているということで、役員がずっと変わらずにそれでいいのかという部分も一方であるわけなんですね。それで、ではどうなのかということで質問したんですけれども、会長が変わったからといって、委託の内容は変わりません、それはそれでいいんだけど、同じ団体に7年間も随契という形で、リスクの面はないのかという疑問が1つ私にはあるんです。

そのことと同時に、これまでは1,102万円ぐらいの予算が、今回1,320万、218万のプラスになっていますけれども、この増は何ですか。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】増額の理由は2点ございます。

まず、体制の強化ということで、フルタイムの職員を1人増員しております。その分で168万5,000円。

もう一点が光熱費、パソコン使用料等の維持管理費の増で49万6,000円増になっております。

以上でございます。

【堀江委員】増の内容は分かりました。

私が最初に質問した、同じところに7年間随契しているというところのリスクはないのかという点については、どのようにお考えですか。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】業務内容につきましては、情報発信ですとか、来訪者の対応がございます。あとは、こちらのインフォメーションセンターでは、教会群の事前連絡システムというようなものも、県ではないんですが、インフォメーションセンターの方で実施していただいておりますので、そういった秩序ある受入れというところの大事な部分を担ってい

ただいているということで、継続して委託する方が円滑に行くということで、継続して随意契約を行っております。

【堀江委員】質問はこの程度にしますけれども、要は、どうして随契にしないではいけないのかということ、もう少し説得力のある説明を議会にしてほしいというふうに思います。

分かりますよ、連絡調整が必要だ、関係者と連携するとか、長崎市内に事務所があった方がいいとか、そういうことだけではなくて、展示を委託しているわけですよね。展示等となるんですけれども。少なくとも私には今の答弁では、だからここでない駄目なんだという説得力がちょっと見えなかったかなという、あくまでも個人の感想ですけれども思いました。

いずれにしても、長崎の貴重な財産である潜伏キリシタン関連遺産をどういうふうに発信していくのかというのは重要な部分であると思うので、努力していただきたいというふうに思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】私も堀江委員と同じところと、あとほかの2つについてもお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、先ほど堀江委員が質問されましたけど、私もフェイスブックを今見てみると、2月の3日に散歩した際に、こんなところにあるんだと思って入ってみました。そのときは、たしか男性の方がお一人と女性の方が奥にお一人いて、対馬の方で畑島委員の話にもあったような気がするんですけども、そのとき見たのは、結構パネルがメインと何かレゴの教会があって、あと本が幾つもあるって、パネルをずっと見ていくような形と、それとビデオ、動画が流れていて、動画がちょっと古いので、こういうの何と

かなりませんかというご意見をいただいたような気がします。そこももしかしたら更新されているのかもしれませんが、ご検討をいただけたら。そこも含めて先方が決めるようなことになってるんですか、動画の更新なども、こっちで予算つけずに、先方がしてくれるようなものなんでしょう。

【野田文化振興・世界遺産課企画監】展示内容につきましては、県の方も一緒になって考えております。

以上でございます。

【富岡委員】古いというお話ですので、更新をよろしく願いできたらと思います。

あとは、2番目の長崎歴史文化博物館収蔵庫等入退室管理システム更新業務なんですけれども、こちらにつきましても契約の期間と中身の内容と、あとは随意契約とする必要性の部分、この3点についてお伺いしたいと思います。

【松尾文化振興・世界遺産課長】こちらの契約の期間は、令和7年5月28日から令和7年12月15日までとなっております。

この事業の内容が、歴史文化博物館の文書収蔵庫等の電子錠や静紋認証機器及びこれに付随する入退室の履歴を記録する管理システムを更新するといったような内容で、これは歴史文化博物館に入れている特定の機器ということになっておりまして、既存の収蔵庫の扉等の設備調整や、今の保守管理を実施している当該事業者、株式会社クマヒラというところに随意契約ということで行っているところでございます。

【富岡委員】一般的にシステム更新とかでちょっと調べてみると、ソフトウェアやシステムを最新の状態に保つための作業で、具体的には不具合の修正、セキュリティの向上、新機能の追加など様々な目的で行われますとありますけれ

ども、先ほどのご答弁ですと、そうしたことが原因であるということで、契約期間は、先ほどの話ですと約7か月ということなので、単純に計算すると、1年間ですと、もっと1.661倍とかになるみたいな感じで、結構年間で言うと、2,000万円近くになるような契約かと思います。

先ほどの話ですと、入退システムだけれども、誰が入ってどうこうという管理せず、あくまでもシステムの更新ということで、こういったシステム更新もそうなんでしょうけど、一旦入れてしまおうとなかなか、もうシステムを入れてしまっているから、もうそこに任せざるを得ないということで、これをほかのところにしてしまおうとすると、結局全部のシステムを入れ替えないといけないところなんでしょうけれども、私は金額の多寡が分かりませんが、年間で2,000万円はなかなか金額だなという感じはしましたので、その金額の交渉なりとか、あるいは総合的・長期的に見て、もっと安くできるんだったら、契約先を変えるような検討なんかできたらかと思うんですが。

【松尾文化振興・世界遺産課長】先ほどの説明で補足しますと、富岡委員の話で、年間の保守管理を委託するという業務ではございませんで、この年度に、この管理システムの更新及びシステムの再調整を行う業務となります。この年度の分だけということになります。

【富岡委員】そうしますと、ある程度の期間たったら、もう一度するという形で継続的にこのお金が発生するということですね。ちょっとその金額をできれば考えていただけたらと思います。

それと、3番目の全国の酒マニアに向けた長崎県産酒魅力発信事業業務につきましても、契約の期間と中身と、なぜ随意契約にしないといけ

ないのかというところ、中身の際にこれまでの実績というか、例えば最近ですと、選挙なんかで候補者の顔がボーンと出てきて、やっぱり広報活動頑張っているんだなと思ったりしますが、こういったところの例えばユーチューブにおいて5年間、何千再生がなされたであるとか、ホームページはこれだけの頻度更新していて、その閲覧数がどれだけであるとか、そういったところを実績が分かれば教えていただけたらと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】本業務につきましては、県産酒のコアな魅力を全国の酒マニアに届け、長崎のファンになってもらうということで、交流人口の拡大及び酒類市場の活性化につなげるものでございます。

具体的には、県産酒の魅力を発信する県内酒蔵の情報をユーチューブやInstagramで発信し、その企画運営を委託しているものでございます。

契約期間につきましては、今年度は、令和7年4月14日から令和8年3月23日までとなっております。

実績でございますけれども、昨年度につきましては、6蔵の酒蔵さんの情報を発信しております。

成果としましては、目標の11万6,500再生回数に対して、15万200回の再生回数となっております。

また、紹介いたしました酒蔵さんの方からも、動画を見て直接酒蔵の方に来られた方がいらしたり、東京にありますお酒の販売店の方にも、動画を見て買いに来ましたというようなお声もいただいているということで、ほかの酒蔵さんの方からも、今年はこちらの蔵を紹介していただけないかというような声をいただいているとこ

ろでございます。

随契の理由になりますけれども、以上のように、成果が上がっているものと我々は認識しております。今回このような動画の紹介につきましては、3年間かけて、希望される全ての酒蔵さんを紹介したいと思っておりますので、企画の内容やイメージなどについて、継続性が必要かということで、今回随意契約とさせていただいているものでございます。

以上になります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】では、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】今の説明のありました政府施策に関する提案・要望の中で、核兵器廃絶の実現について、外務大臣から唯一の被爆国として核軍縮、最終的には廃絶に向けた取組を一層主導していく等の回答をいただいた。それ以外にどういってお話があったのか、等ということは、これに書かれている以外にあったんですか。

【久間国際課企画監】政府施策要望の際に、岩屋外務大臣から、そのほかにどのような発言があったのかというお尋ねでございます。

岩屋外務大臣からは、まずは唯一の被爆国として核軍縮、最終的には廃絶に向けた取組を一層主導していかなければいけないというようなお話がありました。しかしながら一方で、国際社会の核軍縮の取組に分断が深まる中で、政府として核兵器禁止条約のオブザーバー参加も検討したが、現下の状況ではなかなか難しいというふうに判断をした。

また、核兵器国を交えずに取組を進めることが難しいことから、国際的な核軍縮・不拡散体

制の礎であるNPTの下で進めていくことがより望ましいと考えている。来年のNPT運用検討会議は大事な会議になると考えているので、政府一丸となって日本が主導的な役割を果たせるようにしたいと考えている。

また、広島、長崎の協力がなければ、核兵器廃絶・軍縮は前に進めていけないので、これからもしっかり連携を取らせていただきたいというような発言がございました。

県といたしましては、政府に対しまして被爆地の思いをしっかりと受け止めていただけるように、核兵器禁止条約の署名・批准並びに締約国会議のオブザーバー参加につきましては、引き続き、粘り強く求めていきたいと考えているところでございます。

また、国際社会におきまして、核兵器廃絶の議論が停滞しているという現状を踏まえ、日本被団協がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けた機運が高まっている中、これまで以上に非人道性の観点から、被爆の実相を発信していくとともに、持続可能性の観点からの働きかけも進めていく必要があるというふうに考えております。

つきましては、国が重視しておりますNPT再検討会議などの場面で、引き続き長崎を最後の被爆地にという県民の皆様の思いを訴えるとともに、広島県と連携いたしまして、次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられるように、市民社会の動きをつくり出す取組などを推進していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】4項目を核兵器廃絶の実現ということで要望されていますが、そうしますと、核兵器禁止条約に署名・批准するということについては、特段、国としてどうだこうだというふうな回答はなかったんですかね。

【久間国際課企画監】特段の回答はございませんでした。

【堀江委員】ありがとうございました。

いずれにしても、先ほどの答弁のように、ぜひ粘り強く被爆地の思いを伝えていただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【湊副委員長】先ほど宿泊税についてございましたけれども、宿泊税導入に反対の立場である佐世保旅館ホテル協同組合の方々、組合員と宿泊者のアンケート結果について説明いただいたとございますけれども、具体的にどのような説明があったんでしょうか、教えてください。

【長野観光振興課長】佐世保の今回旅館ホテルの組合の方から、佐世保の中でアンケートをやられたということで、ご報告をいただいております。

その内容といたしましては、先ほど少しご説明させていただきましたけれども、組合員の方々の立場としてどう思われるかといったアンケートです。それについては様々な制度がある中で、税というところについてはやはり事務負担や、不透明感、不安感、などから反対だといったようなご意見が多かったようなご説明をいただいております。

また、宿泊税に関して、ゴールデンウィーク期間中に、旅行者の方々にもアンケートを行ったということで、先ほど申し上げたように、少し金額に対していろんな抵抗感とか、そういったものがないのかというのをお聞きになってい

るといったアンケート内容になっています。

まずは、率直にアンケートの支払いの意思についてご説明をされたというふうに記憶しておりますけど、それについてはやはり半分程度は別に支払ってもいい、支払いたくないは24%、どちらとも言えないというのがそのほかというような形になってございます。

あと、金額によってというところがございましたけれども、やはり多くの金額、要するに、多額でなければ特に問題はない、数百円程度ならいいといったようなお話もございました。

今回佐世保旅館ホテル協同組合からは、変更の使途についてもしっかりと明確にしながら議論を進めていただきたいといったお話をいただいたといったところでございます。

以上でございます。

【湊副委員長】観光県の長崎県としてはやっぱり観光、しっかり力を入れてほしいですし、佐世保旅館ホテル協同組合さん、僕も地元なので、いろいろ話とかを聞いてみて、私も一緒に協力していきたいと思います。ありがとうございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】今年6月の4日に、長崎ベトナム友好協会、私も事務局の方を務めさせていただいているんですけど、そちらの方を開催して、その際に、長崎市の方からは何人かお越しいただいたんですけど、県の方もご案内いたした気がするんですけど、どなたもお越しいただけなくて、ちょっと寂しい思いをしたので、部長説明では、中国との交流についてとありましたけれども、ベトナムとの交流については今年度何か考えていることや予定があるのか、お聞かせください。

【貝淵国際課長】ベトナムについてのご質問で

ございます。

本県では、様々な産業分野において人材が不足しており、積極的に外国人材の受入れを図っているところでございます。その中でもベトナム人は最大の人数となっており、外国人材確保の観点で重要なターゲットであると認識しております。

今後さらに多くのベトナム人に本県を選んでもらうためには、本県の魅力等をより多くの人々に伝えていく必要があると考えております。

そのため、来月4日から、ベトナム、ダナン市で開催されるダナン日越フェスティバルに本県ブースを出展し、本県の観光PRを行うほか、本県で暮らすベトナム人の方々の情報を発信することとしております。

また、昨年度は、長崎県国際交流協会の外国人相談窓口に、ベトナム語が対応可能な人材を配置して、様々な相談に応じながら、ベトナムの方々が安心して暮らせる環境づくりを行ってまいりました。

引き続き、在長崎ベトナム人協会等とも連携を図りながら、本県を選ぶベトナム人のさらなる拡大を図り、経済交流の深化につなげてまいりたいと考えております。

【富岡委員】ありがとうございました。

先ほどご答弁にもありました在長崎ベトナム人会、こちらの人数が増えていきながら、今年は7月の12日に総会もされるみたいですし、また来年の、今年もしました旧正月フェスティバル、こちらについてもご協力いただいているところではありますけれども、引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】前回の2月議会において、長崎～上

海線の増便等についてお尋ねをいたしました。長崎～上海線の増便などについては、担当課長をはじめ、村田政策監、先頭に立って頑張っているという事はよく聞いております。

水曜日の増便なども対策を講じてお願いをするべきではないのかというようなことを申し上げたし、また、インバウンド・アウトバウンドの双方の取組を強化する、これがとても大事だということを申し上げております。長崎～上海線のその後においての増便等々についてはどのようなになっているのか、お尋ねをしたいと思えます。

【小宮インバウンド推進課長】前回2月議会におきまして、小林委員から、上海線頑張れということでご指摘をいただいております。

今年度4月に入りまして、村田政策監をはじめ、私ども上海を訪問し、中国東方航空本社において、水曜便の増便復活について、併せてお願いをしてまいりました。

今月に入りまして、中国東方航空から連絡がございまして、期間限定ではありますが、7月18日から8月18日までの臨時便として水曜日を増便して、週3便で運航するという連絡を頂戴しております。

以上でございます。

【小林委員】今の担当課長の説明によりますと、頑張っていた結果が、7月の18日から8月18日まで約1か月間、サマータイム、夏の季節に増便するということが決まった。

これについては何度も言うように、一生懸命お願いをしていただいたんだろうと思いますが、夏の7月18日から8月18日、この期間限定ということは何か意味があるんですか、そこはどうですか。

【小宮インバウンド推進課長】この期間限定につきましては、やはり学生をはじめ、夏季休暇、夏休みの取得期間ということで、現在、月曜日と金曜日に就航しておりますけれども、定員が約120名程度の機材であります。その機材を少し大きくして、臨時的に運航したいという中国東方航空の意向がございましたので、小林委員ご指摘のとおり、夏季の期間限定ということではありますけれども、この就航状況、搭乗の状況を見て、今後の増便を安定化するか否かの判断につながるものという認識を持っております。

【小林委員】長崎と中国というのは、歴史的に見ても大変重要な関係があるわけですね。

ずっと眺めてみると、アウトバウンド、長崎から中国行きのお客は少ないという状況がずっとありましたけれども、それを我慢して、中国側がこうやって長崎～上海の路線も維持してもらっている、堅持してもらっているということは大変ありがたいと思うわけです。

だから今回、アウトバウンドが一番多いであろうというこの季節、夏の季節において、大学生だとか、いろんな方々が中国に行っていたかなければいけない。中国に行っていて、水曜日の臨時の増便がこれからの定期便につながるようにしていかなければいけない。そのためにはやっぱり何か支援をしなければいけない。

以前から聞いているように、何かパスポートの助成をすとか、このようなことをいろいろ言っていたと思うんだけど、そういう具体的な対策は、この1か月間の状況を見て、増便につながるような結果を出さなくてはならない。これについてどういう取組をするか、こういうことについてお尋ねをしてみたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】今回県としましては、県民の皆様向けに、パスポート助成事業

をこの4月から継続事業として実施をいたしております。

受託事業者をプロポーザルにおいて決定いたしまして、既に旅行会社が募集する上海等のツアー、最近増えております個人旅行者、F I Tを対象としたパスポートの助成事業もスタートいたしております。

今年は、中国の駐長崎総領事館開設40周年、それから長崎空港が開港して50周年という節目の年でありますので、こういった機会を捉えまして、県民の皆様により多く上海を訪問していただけるよう、地元のテレビ局、それから旅行会社を対象として、「県民の翼」のプロモーション事業も実施をしてみたいと考えております。

こうした取組を踏まえて、パスポートの取得率、それから長崎～上海線の安定運航につなげてまいりたいと考えております。

【小林委員】そのパスポートの助成を4月から始めているということですが、今まだあまり日にちが経ってないけれども、順調に進んで、それがどうアウトバウンド等につながっているかということ。分かるかどうか分かりませんが、今どれくらいの方がパスポートの助成を受けてパスポートを取得して、そのパスポートを使って中国に行くとか、ソウルに行くとかいうようなことも実績としてはどうですか、現時点では。

【小宮インバウンド推進課長】5月末現在の集計ですと、既にパスポートを取得して、上海線を利用された方、又はソウル線を利用された方が、実績として今2件ございます。

このほかに、パスポート助成の取組を紹介した地元テレビ局での放映後、40件を超えるツアーの申込みがあったということで報告を受けて

います。この40件のうち、半数はパスポートのサポートを受けたいという意向だということです。今年度の取組については、積極的にプロモーションを含めて、県民の皆様に広く認知していただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

【小林委員】いずれにしても、いろんな努力をして、長崎～上海の路線を継続していく、臨時便もまた飛ばして、その成果を上げて、定期便でつながるようにしていく、こういう取組の中でぜひ頑張りたいと思っています。

それから、去年の10月に約5年半ぶりぐらいにソウル線が再開した、非常にありがたいと思っているわけですね。しかも、大韓航空という韓国を代表するような安定的会社であって、本来にフルサービス、立派な会社であるということ。

しかも韓国の仁川空港、この国際空港というのは世界的なハブ空港である、こういうふうを受け止めております。

今ソウル線の利用状況とかいうのはどういう状況になっているか、この点についてお答えをお願いしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】昨年、令和6年10月27日に、大韓航空が定期便として就航いたしました。当時は冬ダイヤで月、木、土、日の週4便で運航をいたしておりました。3月30日以降は夏ダイヤということで、今現在は週3便、月、木、土で運航されております。

利用の状況でございますけれども、大韓航空というフルサービスキャリアでの運航でございます。一定LCCとの差別化はございます。

また、インチョン空港からの乗り継ぎ便で、東アジア、東南アジア、それからヨーロッパ各国に利用ができるという利点もございます。

大韓航空から、長崎～ソウル線の利用状況に

については、8割程度で推移をしているという報告を受けてございます。

【小林委員】8割程度で推移している。これは当初の見込みから考えると、8割程度というのはどういうふうな受け止め方をしているか。また、大韓航空の方はそれをどう受け止めているか、この辺についてはどうですか。

【小宮インバウンド推進課長】当初の予定としましては、8割から8割の後半ぐらいを想定して、我々もプロモーション等を積極的に展開してまいりました。実際に冬ダイヤにおきましては、8割を超えるアベレージでございましたけれども、夏ダイヤに移行しましたときに、やはり韓国のお客様、特にソウルのお客様は、夏暑い観光地は避ける傾向があるというふうにお聞きしております。夏の時期をどう乗り越えるかということが、次の冬ダイヤの週4便の復活につながるということで、大韓航空からも意見をいただいておりますので、この6月、7月、1か月間機材のため運休となりますけれども、これ以降、しっかりとインバウンド、アウトバウンドの搭乗率を安定させて、冬ダイヤには週4便が戻るように取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】とにかく上海線でも、またソウル便でも、長崎空港においては、国際便としての定着した路線。これを結局長崎からのお客さんが少ないというような形で休便として、結局は路線がなくなってしまうというようなことが繰り返し行われている。

そのアフターケアは大変なものだと思うんですね。それをやってきていただいているわけけれども、何と言っても長崎空港の国際空港としての位置づけの中において、この上海線とソウル線というのは絶対に必要な路線であると。この2つの路線が消えてなくなるような状況だっ

たら、とんでもないことになって、長崎空港は一体何をやっているのかということになると思うんです。

本県の最大の経済基盤である長崎空港が、全然最大の経済基盤になりきってないというようなことが言われぬような取組を、大変だろうけれどもお願いをしたいと思います。

長崎空港というのは言うまでもないことで、3,000メートルの滑走路があるわけですね。3,000メートルの滑走路を持っているところは福岡空港でもないし、また、九州の各空港においても、3,000メートルの滑走路をそう簡単に持ってないわけだよ。そういうようなことからしてみれば、これは本当に就航率の高いすばらしい空港であるがゆえに、もっと定期航空路線を新たに引っ張り込んでいないといけない。

また、香港便が今のままの運休、休便のまま。

それから、前から言っていたけれども、台湾を何とか引っ張って、香港、台湾などというのは経済効果が非常に高いというふうに言われているわけですね。そういう点からしてみても、香港の再開、それから台湾と新たな定期航空路線を結ぶというところの取組については、その後どういうふうな形になっているか、お尋ねしておきたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】小林委員ご指摘のとおり、上海線、それからソウル線については、本県にとって非常に重要な航路であるということで認識をいたしております。

特に昨年10月に再開いたしましたソウル線につきましては、この10月に就航1周年を迎えますので、県民の皆様により多くご利用いただくために、上海線同様、パスポート助成事業の対象路線といたしておりますし、また、1周年を記念して、県民の皆様、経済界の皆様と一緒に、「県

民の翼」というプロモーションも実施してまいりたいと考えております。

また、今ご指摘いただきました運休となっております香港線につきましては、香港の大手旅行会社を、本県ハウステンボス、スタジアムシティ等に案内をする招聘事業、FAMツアーを今月上旬に実施したところでございまして、この10月の冬ダイヤ以降に、できるだけ早くチャーター便の運航、それから定期便の運航につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、台湾線につきましても、継続して協議を行っているところではありますけれども、韓国に次いで、台湾から多くお客様をお迎えしているという点、それから小林委員ご指摘の、より経済効果の高い地域ということで、1人当たりの観光消費額が香港、台湾は高くございますので、しっかりと粘り強く交渉を継続してまいりたいと考えております。

【小林委員】台湾の方は、新規路線ということで定期航空路線。率直に言って、過去の今までの取組をひも解いて見れば、台湾は航空路線が定期化できるのではないかと、こういうような状況にまで行っていたと思うんだよ。

残念ながら、コロナという問題が出てきて、それによって中断されて、その後コロナもこういう状況になっているし、何としても台湾の定期航路はやってもらいたいと思うわけだ。

そういう意味から言っても、チャーター便とかそういう実績をつくらなければいけないと、そういうような取組はあるのかなのか、どうですか。

【小宮インバウンド推進課長】令和元年まで、数回にわたってチャーター便の運航がございました。不幸にもコロナに入ってしまったしまして、定期便化の直前で実現しなかったという経緯で

ございますけれども、私どもも、昨年4月以降コロナが明けまして、複数の航空会社、それからチャーターを運航する旅行会社と接触を行っております。

協議・交渉の経過がございますので、個別の事業者名は控えさせていただきますけれども、やはり小林委員からご指摘がありますように、台湾からのお客様は非常に親日でもありますし、経済効果も高くございますので、私どもも、戦略的に効果的な航空路線の誘致へ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】先ほど部長説明に出ていたクルーズの客船の誘致実績についてお尋ねをしたいと思います。令和6年の入港実績を確認したいと思います。いかがですか。

【小宮インバウンド推進課長】令和6年1月から12月の年間の入港実績は247隻となっております。

【小林委員】令和6年の入港実績は247隻。

乗船客はどれくらいおるのかということと、その経済効果というのは分かりますか、試算もされておりますか。

【小宮インバウンド推進課長】令和6年の入港実績247隻の乗客数、約51万4,000人となっております。

経済効果ですけれども、観光消費額で申し上げますと、クルーズ客船の乗客1人当たりの観光消費額は、現地で使う交通費、それから飲食代、買物、お土産代などで、観光庁の統計データによりますと、1人当たり約2万円とされておりますので、令和6年の247隻入港しました1隻当たりの平均が約2,000人でございますので、1隻当たりの観光消費額で申し上げますと約4,000万円となっております。1隻当たり4,000万円で試算をしますと、247隻入港しておりますので、約98

億8,000万円の経済効果があったということで試算をいたしております。

【小林委員】よく分かるような経済効果を説明いただきました。

ただ、51万4,000人というのはどのくらいの数字なのか。これは九州で、あるいは日本でいろいろあるだろうと思うけれども、例えば九州なんかで247隻、それに対して514,000人、大体1隻2,000人というふうなこともお話がありましたが、これは量的に見たときに、長崎県のクルーズ船というのは九州では1番ですか、それとも何番目ぐらいですか。

【小宮インバウンド推進課長】令和6年で申し上げますと、沖縄県が全国で1位でございますので、本県は沖縄に次いで2番目ということで、国土交通省から公表されてございます。

【小林委員】沖縄に次いで、本県は第2位だ、これは大きいですね。

そういう点から、やっぱりクルーズ船も大体今まで考えていたときに、宿泊をしないから、経済効果が非常に薄いんじゃないか、こんなことを言われていたし、我々もそう受け止めていた。

ところがやっぱり今の数字を聞きますと、51万4,000人、沖縄に次いで第2位、1隻2,000人ぐらい。こうすることで大体観光消費額は1人2万円。こういう状況の中から、98億8,000万円と今言われたと思うけれども、これだけの大きい金額はやっぱり長崎県に効果を表しめていると。

このようなことを考えれば、やっぱりクルーズ船についても、乗客の皆さんから宿泊税を取るわけにはいかないが、観光協力金とか何かをいただくような形の中で運営をしていくと。公共交通の整備とか、あるいは上下水道とか、ごみの処理とかそんなこともよく議論されます。

だからそういう点から考えたら、観光協力金みたいな何かそういうのもこれから考えてもいいのではないかな。そういう点についてはどう考えているか、お尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】今小林委員からご指摘がありました宿泊を実際伴わないクルーズのお客様ではありますけれども、やはり一例で申し上げますと、松が枝のターミナルに多くの外国人のお客様をお迎えする中で、やはり人気な観光地として、長崎市内で申し上げますと平和公園、爆心地公園等を路面電車で訪問するお客様がもうございます。

こういった公共交通機関を利用されるお客様については、一定交通整理スタッフを配置して、混雑がないように対応するといった状況も長崎市からはお聞きをしております。

また、ご指摘がありましたごみの問題もよく話題となっておりますので、今現在どのような取組状況があるのかというところを、土木部、それから長崎市とも確認の上、今後どのような対応ができるのか、検討してまいりたいと考えてございます。

【小林委員】長崎港の松が枝ターミナルの使用料、こういうのもやっぱりいただいていると聞いているけれども、それはどうなっている。

【小宮インバウンド推進課長】土木部に再度確認いたしますけれども、クルーズ客船の総トン数に応じて、県の条例で定める額を、車で言う駐車場代、係船料として徴収しているという現状がございます。

このほか、クルーズ客船乗客お一人につき500円のターミナル施設使用料を徴収しているという状況はお聞きしておりますので、こういった取組に加えて、今ご指摘がありました公共交通の問題、それからごみの問題等をどのように加

えていくか、整理していくかというところは、今後土木部とも調整・相談をしてまいりたいと考えております。

【小林委員】そういうようなことで、観光協礼金みたいなそういうことを思って、ぜひご協力をいただくということで、観光についての受入れ体制の強化ということを考えていけば、そういう時代になってきたような感じがしますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

まだ時間いいですか。

【坂口委員長】はい。

【小林委員】先ほど湊副委員長から宿泊税の問題がありました。宿泊税というのは、今いろいろと話題を呼んでおります。とても大事な問題だと思います。その辺について、お尋ねをしてみたいと思います。

長崎県というのは、言うまでもない、歴史的に見ても、人を呼んで栄える町、観光が最も私は大事だと常々考えているわけです。そういうことで空港であろうが、新幹線であろうが、何であろうが、観光客を長崎県に呼び込むと、そういうようなことでこれからやっていくわけだけれども、何と言っても体制づくりが必要になってくるだろうとそういう考え方を持っているわけです。

最近では観光立県とか、基幹産業、観光、こういう言葉が残念ながらあまり聞こえなくなっているけれども、みんなその点については観光立県であるし、基幹産業としての観光の位置づけ、これは基本的には変わってないと思うわけです。

安定的な事業を行うための財源の確保、こんなようなことを考えていけば、宿泊のお客様から一定の宿泊税をいただく、それによって今後の対策を考えていくということであるけれども、まず県が考えている宿泊税の目的とは一体何な

のか、何を求めて宿泊税を求めようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】宿泊税を含めた新たな観光振興財源の今回導入に関する目的でございます。

先ほども少しご説明させていただきましたけれども、人口減少、これは日本人の国内需要にとっては非常に大きな問題でございます。日本人の方が本県の観光の大半を占めている、日本人の人口が減っていくということは、観光の需要のパイというものがやっぱり減ってくるといったところは避けられない状況でございます。

現在もしっかりと取り組んでいるところでございますけれども、さらなる観光振興施策をやる必要があります。

一方で、先ほどから議論になっていますインバウンドでございます。旅行需要をしっかりと取り込んでいくためには、やはり受入れ体制を含め、県内をいかに周遊していただくかといったコンテンツづくり、こういったものが必要になります。

それには今後安定的な財源が必要になってまいります。我々もしっかりと観光客を取り込んでいくための、今後もさらなるコンテンツの磨き上げ、また県内を周遊していただくための交通の便、またその受入れをしていくためのいろんな多言語化を含む受入れ環境整備、こういったものを安定的にやっていくためには、一定の財源が必要であるということで、今回検討を始めたといったところでございます。

以上でございます。

【小林委員】今観光振興課長が述べられたように、その趣旨はまさに観光立県ということを考えたときに、よくよく理解ができると、そういうふうな受け止めているわけです。

そこで、当初予算において、観光振興については幾らぐらいの予算を計上しているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】令和7年度の当初予算でございます。職員経費を除いた形の事業費ベースで申し上げますと、13億8,700万円といった金額を計上させていただいております。このうち国境離島、いわゆる国からの交付金による事業というのが大半を占めておりまして、これを除きますと、約10億2,000万円といったようなところでございます。

以上でございます。

【小林委員】今の説明でよく分かりましたけれども、实际的に10億ぐらいしかない。この10億を、今観光立県長崎県としてどのような使い方に一番重きを置いているのか、その辺はいかがですか。

【長野観光振興課長】現在でございますけれども、13億のうち、やはり国内に関しては4億5,000万円、あとは海外の様々な展開としましては5億6,000万円といったような形で、やはりこの中に先ほどから申し上げているようなコンテンツを造成するものが約1億ちょっとでございます。その支援を市町にも行っております。それ以外のプロモーションでございますとか、先ほどから申し上げている航空機の誘致の活動経費、そういったものがこの中で計上されているといったような状況でございます。

以上でございます。

【小林委員】大分観光客もいいところまできていた状況で、コロナで駄目になった。こういうところでコロナの影響は相当重かったと思います。

そういうことでコロナを乗り越えて、大体2023年頃に平年に戻ってきているのではないかと

というような感じでございますけれども、今長崎県の観光客数はどれくらいかということ、またそれと同時に宿泊者がどのくらいいらっしゃるか、こういうことについて分かれば教えてもらいたい。

【長野観光振興課長】まずは観光客数でございます。これは宿泊も含め、日帰りも含めてといったところでございますけれども、こちらは2,930万人といったような状況でございます。観光客延べ数という形で公表させていただいております。

あともう一つ、先ほど宿泊客数とお尋ねありましたけど、令和5年で732万泊ということで、泊数でございます。こちらのコロナ前が令和元年が821万泊でございますので、約9割ぐらいになっているというような状況でございます。

あと、観光消費額でございます。令和5年度が3,534億円ということで、令和元年が3,678億円ということで、大体95%ぐらいまでやっと回復をしてきている傾向ではございます。

以上でございます。

【小林委員】観光客数は延べ2,930万人ぐらい、宿泊数が延べ732万人、732万泊というのか、こういうような状況の中で、観光消費額も大分コロナ前に近づいてきたというご答弁ですね。

これから我々が考えておかなければならないことは、国内の観光客はやっぱり人口減少とともに減少していかざるを得ない、減少するであろう。こういうようなことで、そんなことを考えれば、インバウンドに自ら力を入れざるを得ない、こういう時期をこれから迎えていくのではないかと。

そういうことを考えていけば、新しい取組を実際に求められるというようなことを考えて、受入れの体制とか、あるいは交通の利便性とか、

観光公害。先ほどもごみの問題が出てきましたけれども、観光のいわゆる公害対策等々を考えれば、なかなか県全体で先ほどの予算ではちょっと厳しいのではないかと。こういう新たな取組をこれからやらないと、インバウンドでもやってこない、そういう点から考えて、これからどのくらいの予算が毎年必要となってくるか、その辺の試算はしていますか。

【長野観光振興課長】今回宿泊税といわゆる観光需要というのをどれくらい見積るかというものに関しましては、我々県とあと市町の今後の観光事業、どういったものに取り組むべきかみたいな形で、アンケート調査をさせていただいております。

全て積み上げると、かなり膨大な金額にはなっていくのですが、やはり最低限でもこのくらいはといったところを、まだ荒いものですから、精査しながら取りまとめたところ、今回観光の専門委員会でもお示しさせていただいたとおり、少なくとも十数億円が今回上乘せされるのではないかと。最低限そういったところの財源が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

【坂口委員長】

ほかに質問はありませんか。

【中村（一）委員】小林委員が宿泊税のことについてお尋ねをしておりましたけれども、今課長の方から、観光需要の増大というようなことであってまずけれども、旅館業組合とか、あるいはホテル業組合、非常に賛否はあるんですよね。

観光と言っていますけど、諫早・大村、あるいは島原半島は、仕事で泊まっている人もかなり多いんですよね。その辺も宿泊税あたりを導入するんですかね。

【長野観光振興課長】宿泊税を中心に制度設計をさせていただいております。

税という形で設定をするということになると、県税でございますので、地域をここは取らないというようなことは、やはり税の制度を運営する上ではできない。

今ビジネスというお話もございました。今大村湾では何とか観光客を呼び込まないといけないといったような動きもございます。それは地元の意見交換をこれからやっていこうと思っておりますので、どういった観光振興策を考えながらやっていくのかというのは、しっかりと意見を聞いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【中村（一）委員】そうしたら、県内では長崎市だけですかね、今宿泊税を取っているのは。

ということは、入湯税は当然温泉地から取りますよね。入湯税、市の宿泊税、県の宿泊税、3つの税金を仕事される方とか、観光客はインバウンドあたりは別に説明さえすれば問題はないわけですがけれども、そういった県内の人たちが泊まり、回遊するということに、3つの税金も取るんですかね。その辺の県の考え方をお聞きしたいと思います。

【長野観光振興課長】これは県という考え方というのを、まず税をどう設定するかといったところがございます。

おっしゃるとおり、どういったことに税を充当していくのか。例えば入湯税であれば、観光振興にも当然使える形になります。それと、宿泊税が同じものに使えるという整理は、これはあってはならないと思っておりますし、その辺りの考え方については整理をしないといけないといったところでございます。

ですので、何の目的でこういった形で使うのかというのは、これからしっかりと地元とお話をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

【中村（一）委員】分かりました。

この間、6月の10日ほど前に、長崎県の観光旅館の総会があったんですね。旅館とホテルはアンケートを採ったというようなことでありましたけど、私は持っていますけれども、ほとんど真二つなんですね。条件付きで賛成したいというのと、反対というのが分かれていますよね。でもこれは旅館業の方のアンケートですよね。

お客様に対してのアンケートはこれから取るというようなことですが、旅館業のスタッフ、経営者側は反対理由が結構あるんですよ。宿泊税の導入がある場合、ダブルでお客様から徴収となり、お客様の負担が増えるのは心苦しいとか、予約が減らないか、入湯税をもらっているのに、入湯税をそのままということで反対とか、利用者の負担になるから反対。

あるいは、大村は特に観光資源がないのに、宿泊税を取るのをおかしい、仕事関係のお客様が多いので、集客の減少になりかねない。長崎市は導入、二重課税です。観光立県なのに観光客に理解を得られない、宿泊税の二重課税になると混乱は避けられない、県内各地で徴収した税金が県内のほかの地域の観光資源に使われるのは理解し難い部分が多く、綿密な合意形成が必要というようなことで、二重取りとか宿泊代が値上げとか、ましてやシステムの改修、そういったときにも負担がかかるというようなことがありますので、やはり十数億円の財源が入るということは非常に重要なことですが、

一方では、そういった部分もありますので、十分な計画が必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】先ほどの続きなんですけれども、新しくインバウンドとか、迎え入れるための体制づくりに十数億はかかるんですよと、こういうことをおっしゃってるわけですね。そうすると、長崎県の財政を幾らか我々が知る立場で長期展望をするときに、人口は減少していくわけです。

だからさっきも言ったように、国内のお客様がやっぱり減っていくだろう、しかしインバウンドは増えていただかなければいけない。そしてまた関東圏だけじゃなくして、やっぱり地方に流れてくるような対策を講じていかなければいけない。

こういうようなことを考えるときに、今の長崎県の財源、財政で観光立県長崎をつくるためには、なかなか予算を確保することが厳しいのではないかなという考え方を持つわけです。だから宿泊税というものをやっぱり考えていかなければいけない。

これについては理解を示していただくように、いろんなことを整備しながら説明をしていかなければいけないと思うけれども、そもそも大体宿泊税というのは1人幾らぐらいを考えているのか。

今長崎あたりがやっていると言うけれども、延べ約3,000万人近くのお客様がお見えになっている、宿泊者も732万泊だというような状況になってきて、まだこれから伸びていかなければいけない。そういうときに1人1泊大体幾らぐらいを予定して、総額どれくらいになるからということの見込みは試算しているのかどうか、その辺はいかがですか。

【長野観光振興課長】まず、税額を幾らにするかといったところでございます。

先ほど中村委員からもございましたように、やはりお客様が幾ら払うのかという負担感も当然ございます。

先ほど申し上げました十数億円というものを仮に宿泊客数、先ほどご説明しました730万人泊という規模感でご説明しますと、やはり金額的に単純な割り算の話なのですが、200円程度にはなります。

ただ、先ほども申し上げた繰り返しになりますが、長崎市の当然目の前で100円であったり、200円であったり500円であったりというような税額を設定し徴収をしているわけです。これに県は幾ら乗せるのかといったときに、お客様がやはり300円というのが高いと思うのか、500円が高いと思うのか、そういったところも当然財源を確保する側にとっては、払う側の意見がありますので、そこをしっかりと意見を聞きながら調整していく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

【小林委員】単純な計算をしていけば、大体1人1泊200円程度になるのではなかろうかと。今数百円ぐらいだろうと言われて、200円とかいうことの具体的な話はまだ出てきてないけれども、大体100円か200円ぐらいであろうという推測をしていたけれども、長崎県としては200円ぐらいを考えてもいいのではなかろうかということ、決定しているわけではないと。そういうことで心積もりというか、そんなことが理解できるわけですね。

だからこの200円が高いと思うか、それとも適切と思うか、ここのとこだと思うし、それに見合うだけのサービスを提供していかなければい

けない。

私が聞くとところによると、京都なんかでは10万円以上ぐらいの宿泊代を払うお客様、宿泊税はどのくらいかというと、1万円ぐらいかかる、こういうようなことを聞いている。

そういう点から考えていけば、今の200円程度になるかもしれないという数字は、決して高くない。その分質の高いサービスを提供するようにしないと、結局お客様から選ばれないということでは困るわけだから、その辺は200円の宿泊税の価値、また新しい体制を整備する。いいところに来た、長崎県は最高にサービスの質が高い、こう言われて、その言葉が類を呼んで、さらにお客様が増えていく、こういうふうにしなければいけないと思います。

だから、長崎県の将来を考えるとときに、やっぱり財源はこれから厳しくなる、宿泊税に求めて、安定的なそれだけの財源を確保して、それに見合うだけの新しい受入れ体制をつくる。

そういう意味で、私は宿泊税については、非常に理解が出てくるような感じがするんです。だから、もっとある意味では自信を持って、まだ反対をされるということについては、中村委員からお話があって、よく理解ができましたけれども、それは説明をすればご理解をいただけるような状況になっていくのではないかと。

だから、もっとあっちこっちでそういう話をしていってもらわなければいけない。こういうようなことで、ぜひ宿泊税を私は導入する方向で頑張っていたきたい、このことを強くお願いして、終わりたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について、整理

したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11 時 58 分 休憩 —

— 午前 11 時 59 分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 0 時 0 分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月1日

自 午前 9時59分
至 午後 2時31分
於 委員会室3

渡邊 渡

荒木雄一郎

岩永 俊一

赤澤 貴光

佐藤 貞夫

山内 康生

深谷 雪雄

生活衛生課長

生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当)

食品安全・消費生活課長

地域環境課長

水環境対策課長

資源循環推進課長

自然環境課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長(分科会長)
湊 亮太	副委員長(副会長)
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
畑島 晃貴	"
田川 正毅	"

太田 彰幸

岩崎 良一

柿原 幸記

江頭 興祐

交 通 局 長

管 理 部 長

乗 合 事 業 部 長

貸 切 事 業 部 長

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

大安 哲也	県民生活環境部長
下野 明博	県民生活環境部次長
立石 寿裕	県民生活環境課長
本多 千穂	男女参画・女性活躍推進室長
石田 祐子	人権・同和対策課長
大嶋 誠之	交通・地域安全課長
谷村 重則	統 計 課 長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

4月の人事異動により、新たに就任した県民生活環境部の幹部職員で、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】お手元にお配りしております資料のうち、令和7年6月定例県議会「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料県民生活環境部」及び、「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料（追加1）県民生活環境部」をお開き願います。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第14号知事専決事項報告「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」であります。

初めに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

関係議案説明資料の2ページ目の中段をご覧ください。

歳入予算については、国庫支出金1,623万円の増、計1,623万円の増、歳出予算については、統計調査費1,623万円の増、計1,623万円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

令和7年国勢調査費について、国の交付決定に伴い、市町へ交付する国勢調査に係る経費として、1,623万円の増を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

PFI事業により整備を行う長崎県動物愛護管理センター（仮称）の施設整備及び整備後の運営等業務について、年度を超えて一括契約を締結するため、令和8年度から令和24年度までの債務負担行為として、動物愛護管理センター建設管理業務2億7,812万6,000円を計上いたしております。

続きまして、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

関係議案説明資料（追加1）の2ページ目の中段をご覧ください。

歳出予算について、環境保全費22万9,000円の増、計22万9,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

公衆浴場対策費について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要する経費であります。

以上をもちまして、令和7年度補正予算の説明を終わります。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

関係議案説明資料の3ページ目の中段をご覧ください。

まず、報告第1号知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、

関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、6,743万3,000円の減、歳出予算については、4ページ目になりますが、2億4,300万7,000円の減を計上いたしております。

歳入予算の主なものにつきましては4ページ目に、歳出予算の主なものにつきましては5ページ目に記載のとおりであります。

続きまして、報告第14号知事専決事項報告「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、5ページ目中段から6ページ目上段にかけましての記載のとおりでございます。

このほか、繰越計算書報告に関しまして、令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費及び令和6年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越しについては、6ページ目から7ページ目上段に、令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算繰越計算書及び事故繰越し計算書報告につきましては、7ページ目にそれぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、生活衛生課企画監より補足説明を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】観光生活建設委員会分科会県民生活環境部補足説明資料、長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備にかかる債務負担行為の補正についての1ページをご覧ください。

まず、概要でございます。

昭和51年に建設されたアニマルポートながさきについて、老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、新しいセンターの整備を進めている

ものでございます。

本事業につきましては、昨年9月議会において、本事業の設計、建設から維持管理、運営に係る債務負担の設定についてご承認いただいた後、今年の4月9日に入札を行いました。その後、事業者等へのヒアリングを行った結果、想定以上に物価上昇の影響があることが分かり、今回、積算の見直しを行いました。

本6月議会におきましては、積算の見直しに伴う増額部分について、債務負担の補正を行うものでございます。

次に、事業内容でございますが、建設予定地につきましては、右側の図のとおり、大村市にある県工業技術センター隣接のグラウンドでございます。

施設につきましては、「人と動物の関わりを豊かなものとする施設」を基本コンセプトに、犬60頭、猫25頭程度が収容できる施設で、表に記載の施設整備を想定しております。

次のページをご覧ください。

要求予算額でございますが、記載のとおり設計建設から維持管理、運営までの業務を一括して行う事業として、令和8年度から24年度までの債務負担の設定を行うものであり、その限度額として2億7,812万6,000円を計上しております。

施設整備費等の内訳については、この表に記載のとおりとなりますが、本事業につきましては、通常の建設工事とは違い、設計から建設、維持管理、運営までを一括して発注するものでございまして、事業費の積算を行うに当たっては、他事例の建設費単価などを参考に積算することとなります。

1の施設整備費につきましては、建物の建築工事、広場や駐車場の外構などの屋外工事、こう

いった工事などに係る経費であり、合計で10億2,436万円となり、補正前との差額は7,998万1,000円の増となっております。

次に、2の維持管理運営費です。

この経費は、15年分の経費となりますので額が大きくなりますが、人件費のほか、清掃や修繕、保守業務などに係る経費であり、合計で9億1,952万5,000円、補正前との差額は1億9,814万5,000円の増となっております。これらを合わせた事業費の合計額は19億4,388万5,000円となり、補正前との差額は2億7,812万6,000円の増となります。今回、この増額部分を計上しております。

次に、増額の主な内容ですが、表の下に記載しておりますように、施設整備費については、一般的に使われてきた建設工事費デフレーターを用いて積算しておりましたが、関係者からの意見を踏まえ、今回は、新営予算単価を用いて積算しております。

また、県の最低賃金を基に積算していた人件費につきましては、地域の実情を反映した単価で積算しました。

人件費を除く維持管理運営費については、他事例の実績を基に積算しておりましたが、物価上昇率を反映し、積算を行っております。

次のページをご覧ください。

今後の事業スケジュールでございますが、本6月議会において、この債務負担の設定についてご承認いただいた後、7月に再度入札公告を行う予定としており、その後のスケジュールとしましては、この表の「変更後」に記載のとおり予定しております。

以上で、長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備にかかる債務負担行為の補正についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよ

うお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【渡邊生活衛生課長】観光生活建設委員会分科会県民生活環境部補足説明資料1ページ、長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金についてをお開きください。

事業の概要をご説明いたします。

一般公衆浴場、いわゆる銭湯につきましては、物価の安定を確保し、国民生活の安定を図ることを目的として制定された物価統制令の適用を受ける唯一の業種であり、独自の価格転嫁が困難となっております。

エネルギー等物価高騰により、ボイラー燃料等に用いる燃油や電気代の高騰が経営を圧迫することから、一般公衆浴場の経営の健全化、衛生水準の維持・向上を図るため、対象となる全施設に対し、自らの事業に必要な燃油や光熱費等の価格高騰分に相当する経費を支援するものでございます。

次に、事業の内容といたしまして、対象施設でございますが、県内で公衆浴場法の許可を受け、入浴料金について、物価統制令による統制額の指定を受ける民営の9施設が対象となっております。

支援単価の積算根拠についてですが、燃料代におきまして、令和3年の燃油代実績に、燃油代上昇率と補助率の8分の1を掛け、また、電気代におきましては、月額令和3年の電気代実績に、消費者物価指数の高騰率、年額とするための十二月を掛け、それに補助率8分の1を掛け、積算を行っております。

なお、補助率を8分の1としたことといたしまして、当初は燃油代、電気代の価格高騰分に相当する経費の1年分を対象期間として、補助率2

分の1で支援することを検討しておりましたが、臨時交付金の減額から支援する期間について、夏期、7月から9月の3か月、4分の1を対象として支援することとし、補助率を8分の1として、県庁内で統一しております。このことにより、ボイラー等燃料使用施設に対し5万1,000円を4施設に、ボイラー等燃料不使用施設に対し5,000円を5施設に支援する事業費といたしまして、事業費22万9,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】68号議案ですね、今説明がありました長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備に係る債務負担行為の補正について、積算の見直しを行ったということなんですけれども、これは収容頭数の見直しも行っていますよね。犬が75頭だったのが60頭に変更されています。昨年6月の9月議会、観光生活建設委員会で、次のようなやり取りがされています。

収容頭数の犬75頭、猫25頭というのは、適正な規模なのかとの質問に対し、答弁としては、この施設の検討に当たりましては、学識経験者やボランティア団体などで構成する長崎県動物愛護管理センター（仮称）建設検討委員会や、同じくセンターの事業者選定委員会というものを設置しておりまして、この施設の機能や規模について検討を行っていただいておりますというふうに、この検討委員会で収容頭数は決めるんだというのが昨年の議会での答弁でした。そうしますと、この収容頭数の変更というのは、どこでされたのですか。長崎県動物愛護管理セ

ンター建設検討委員会は、今年の4月9日実施の入札において不落となった後に開かれたのか、それとも勝手に担当課で変えたのか、収容頭数の変更は、どこで行われたのか教えてください。

【荒木生活衛生課企画監】委員ご指摘のとおり、収容頭数の変更を今回、行っております。以前は75頭ということで、犬75頭、猫25頭ということで算定しておりました。今回は、犬60頭というふうに見直しを行っているところです。

検討委員会につきましては、確かに検討いただいて意見をいただき、その後、県の方でその意見を踏まえて決定するというような流れとしておりました。

今回におきましては、この犬の収容頭数というものが、今回、不落という形で供用開始というのもずれ込みますので、現時点での犬の収容数がどうなっているかというのを県の方で確認したところ、令和3年度637頭、令和4年度が541頭、令和5年が603頭、令和6年が510頭となっており、前回算定したときは犬の収容数は減っておりませんでした。今回、令和6年度の速報値ではありますが、これが510頭まで減ったということで、見直しを行わざるを得ないのではないかと、県として判断しまして、その結果60頭という、その収容頭数の変更をしておるところでございます。

【堀江委員】要するに今の答弁は、担当課で勝手に、あるいは部で勝手に変えたということを行っているわけですか。

要はね、どうやって収容の規模は決めるんですかと。昨年の委員会のときには、建設検討委員会があって、そこで専門家のいろんな意見を聞いて決めるんですと答弁しているでしょ。今回、不落になりました。それを受けて、じゃ何を根拠に見直したわけですか。議会には、検討

委員会でいろいろ検討して収容頭数の数を決めていると。今回の議案がね、それが何も変わらずに、ただ物価の高騰に応じて金額そのものが変わるというんだったら一定理解もします。けれども、内容が変わっているじゃないですか。収容面積、それからその収容頭数が変わっている。そこをしれっと分からないかのように提案して、その説明もしていない。

だから、去年のこの委員会で言っていた答弁と今の答弁の違いは何ですか。勝手に決められるの、そしたら収容頭数の数は。そこが分からない。

だから、どこで決まったんですか。少なくとも、後で出てくるんですけど、例えば長崎県動物愛護管理センター事業者選定委員会というのは4月7日ですよ。つまり、入札の前に開かれている。だから、いわゆる検討委員会なるものは、もう解散したんでしょ、多分。

けれども、大事な収容頭数が変わっている。そして、収容面積も変わっている。なのに、議会では、その変更したことは一切今説明していないじゃないですか。だからその説明を求めている。

どこで決まったんですか。いつ決めたの。ちゃんと説明してください。議案に関わる問題でしょ。去年の委員会の頭数と何で変わっているところを言わないんですか、大事なところ、答弁を求めます。

【荒木生活衛生課企画監】今回の収容頭数に関しましては、確かに検討委員会の方には諮っております。

検討委員会におきまして、この収容数に関しては、程度というようなことで諮っておりますので、そういった中で、今回その範囲というような判断で、県の方で決めております。

以上でございます。

【堀江委員】そしたら、例えばこの収容面積は、どうやって決めるんですかというやり取りも去年のこの委員会でされていて、収容頭数から算定していると。環境省から出されている動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針というものがあって、この指針で規定された基準を基に算定していると。この基準に、例えば基づいて今回の60頭というふうに決めて、その60頭に伴う収容施設の面積がこれぐらいというふうになったんですか。

【荒木生活衛生課企画監】面積につきましては、1頭当たり何平米というようなことで計算をしております。

今回の面積につきましても、その収容頭数の減に伴って、その数値、算定した結果で40平米の減というふうに算出しております。

【堀江委員】少なくともね、去年の議会に出した議案と今回の議案と、額が変わったというだけじゃないのよ。中身が変わっているでしょ。収容頭数が変わっている。何で、そこ言わないんですか。

そして、担当課がいつ、どこで決まったんですか。じゃ部内でしましたと言ったら、じゃ、いつ決まったんですか。そこも答弁していないじゃないですか。これは大事な議案の提案でしょうが。何でそこは言わないの。何か聞いてて分かりません。

検討委員会では決めていないということが分かりました。検討委員会で決めると、去年の委員会でちゃんと説明したでしょ。でも、検討委員会では決めていないと分かりました。じゃ、どこで、いつ決まったんですか。部内で決めたというのは分かりました。いつ決めたの、答弁してください。

【荒木生活衛生課企画監】この収容頭数に関しましては、入札を行って不落後、事業者のヒアリング等々を行いました。この4月の不落後に事業者のヒアリングを行いまして、物価上昇というものが、この要因、落ちなかった要因ということで、その物価上昇の分について、事業費の見直しをしてきたところです。

そういった中で、上昇分だけを見ることでいいのかというようなことで、課の中でも議論となりまして、ほかに見直せるところはないのかというようなことになりましたので、見直せるところを検討したところ、犬の収容数が減ってきていることが確認されました。であれば、やはりそこは見直す部分になるのではないかとということで、この収容頭数の減となったところでございます。

【堀江委員】犬が75頭で猫が25頭でというふうにね、これまですごく言ってきたのに、いきなり今度は犬が60頭でと、見直しましたと。今の、それこそ言葉にすると近年の実績を基に見直したと言いましたけれども、ちょっと私には納得できませんね。

次の質問ですけど、私は何でこだわるかというと、昨年の委員会に説明した内容と違うじゃないですか。一番要なところをね、今回の議会でもまず言わない。私が質問して、初めて答弁するでしょ。気付かないですよ。気付かなかつたらそのままおしまいというね、そういうやり方は、私はね、議会軽視だと思います。

次の質問にしますけれども、積算の見直しと言いました。これはPFIでしょ。設計、建設から維持管理、運営業務まで一括して契約を結ぶのよね。積算の段階で公募したいという事業者も入っているんじゃないの、違いますか。私の認識違いですか。

【荒木生活衛生課企画監】すみません、もう一度よろしいですか。

【堀江委員】PFI方式というのは、設計、建設から維持管理、運営業務まで一括して契約を結ぶんでしょ。そうすると、積算の段階で公募したいという事業者も入っているのではないんですか。

【荒木生活衛生課企画監】積算の段階で、その公募者が入ってるのではないかとということですけども、積算の段階におきましては、ほかの事例、これまでの過去の事例等でほかの団体、自治体等が設計した積算根拠というものの、平米単価というものを参考に積算しているところでございます。

【堀江委員】それが、私分かりません、企画監の答弁。

要はね、普通の契約だと長崎県が計画して、これでどうかと入札する。PFIというのはそうじゃなくて、参加したいという事業者も含めて、そういう意見を聞いて、その最初の段階から設計から全部やっていくんですよね。だから当然、積算の額はどれくらいになるかというのも、これ入っているじゃないですか、その事業者が。というふうに私は認識しているんですけど、違いますか。

【荒木生活衛生課企画監】公募者の意見は、確かに聞いております。

ただ、その意見の内容というものは、何が不落になった原因なのかというところを確認したところでございまして、そういった中で物価上昇というものがあったという意見を聞いております。ですので、積算をするときに、公募者が示した額を使うとかいうことはありません。

【堀江委員】もう一つ質問したかったのは、昨年、私はこの委員会に所属していなかったのに、

担当課が私に説明しました。そのときに、設計から運営まで事業全体を一つの事業契約として締結するので、従来の方式に比べて6から7%の事業費の削減効果がありますと説明したんですね。

そうすると、今回の積算の見直しで、これまでの事業費に対して17%増になっていますよね。事業費の削減効果はどれくらいですか。従来の方式に比べて、PFI方式にやったら6から7%事業費の削減効果がありますというのが、去年の段階だったんです。今回、だから見直しました。増額しました。そうしますと、従来の方針に比べて削減効果はどれくらいですか。

【荒木生活衛生課企画監】削減効果でございますが、まず、物価上昇しているということに関してでございますけども、PFI事業に限らず従来方式でも当然、事業コストは上がっていくというふうに考えています。

PFI事業については、先ほどから委員もおっしゃられているとおり、設計から維持管理、運営までの事業全体を一つの事業契約として締結することとなりますので、事業に対する裁量の余地が増え、効果的・効率的な事業実施が期待できます。

このPFI事業を行う場合、過去の事例から一定割合のコストの削減というものが見込まれます。そのため、今回、事業費が増額となった場合においても、その事業費の削減効果というものに関しましては、一定の削減効果があるということで、前回、6から7%という効果があるというふうにお伝えしておりましたけども、その効果というものは、引き続き変わらないというふうに考えております。

【堀江委員】削減効果は引き続き変わらない。何と変わらないの、変わるでしょうが。

従来の方式に比べて、これまでの積算だと6から7%の削減効果がありますと。今回増やしますよね、前の予算に比べて17%増えるじゃないですか。削減効果は幾らですか、明確に教えてください。そこがPFIを導入する理由でしょ。削減効果がこれだけありますと、議会にも説明しているじゃないですか。何で今回は、だから幾らですかと、私が聞いているんですから。削減効果はあります。ありますと言うんだったら何%ですかと聞いているんですから、明確な答弁をお願いします。明確な回答を、この間、いただいていない。どれくらいになるの、削減効果は。

【荒木生活衛生課企画監】その一定の削減効果、過去の事例からの一定割合のコスト削減というふうにお伝えしておりますけども、この削減率に関しましては、施設整備費では10%ほどございます。維持管理、運営費が約5%程度の削減、効果があるということですので、これを全体で見ましたときには、6から7%の削減効果になるというふうに考えているところです。

【堀江委員】あと申し訳ないんですけど、PFIの売りがそこでしょ、1つ、事業の削減効果があると。だから前回のときは、去年は従来の方式に比べて6から7%の効果がありますと説明したじゃないですか。今回、増額しますよね、増えるんですよ。そしたら、削減効果がどれくらいですかって、今回の削減効果はあるんですか、実際に。何できちんと数字で出せないんですか。同じように計算して出してくださいよ。答弁がちょっと分かりませんね、これは。部長でもいいですから。

【坂口分科会長】しばらく休憩いたします。

— 午前10時30分 休憩 —

— 午前10時30分 再開 —

【坂口分科会長】分科会を再開します。

【大安县民生活環境部長】堀江委員のご質問について、まず、冒頭ございましたお話の、いわゆる収容頭数の話です。

収容頭数につきましては、資料の方には頭数の変更という記載をしておりますが、その説明が足らなかったことにつきましては、申し訳ないと思います。

その頭数のところについて、今回減らしたものにしましては、まず、検討委員会のお話ございましたけれども、検討委員会の中では、前回75頭というのは、それまでに分かっている実績等も踏まえて、そういったところを踏まえた中で、75頭について妥当だということのお話をいただいております。ですので、まず、その実績を踏まえた中で、それを判断していくというところがあったということがございます。

今回この不落に基づいて、再度この部分を検討する際に、6年度の実績が新たに今回の時点では分かったというのもありましたので、考え方としましては、6年度の実績も踏まえると今回の頭数になったと。そこは直接、検討委員会に諮ったわけではございませんが、考え方として、そこは踏襲するような形で、こちらの方で判断をさせていただいたというところがございます。

今ありましたPFIの上昇は、コストの削減のところがございますけれども、今回の増額につきましては、やはり物価上昇というところを伴うものでございまして、これはPFI事業でなかったとしても、従来方式であったとしてもこのコストの増額というのは、必要になってきたものというふうに考えております。ですので、従来からPFIによってコスト削減が図られるといったところについては、それはいろんな過去、いろんな例等を踏まえた中で、先ほど申し上げまし

た施設整備費については約10%、維持管理、運営費については5%といったところの削減効果があるというところの判断については変わらないところでございまして、それがトータルで、今ちょっとそこの計算できませんけど、施設整備費としては10%、維持管理、運営費としては5%というところについての削減を考えているところでございます。

以上でございます。

【堀江委員】最後にしますけどね、6年度の実績に基づいて収容頭数を変えたと言いますけれども、これは、一連の契約をすると15年契約するわけですから、そうすると、昨年どうこうじゃなくて、検討委員会のときだって、15年先を見越して、じゃどうなのかということで収容頭数は決めたでしょ。それをたかだか、たかだかですよ、6年度の実績が分かったので変えましたというだけではね、どうして、じゃ検討委員会の討議、それから、その討議を踏まえてこの観光生活建設委員会に説明した内容を十分検討して、それでこの頭数を決めたんですよという割には、令和6年度が決まっただけで、いとも簡単にそうやって変わっていくのかというのは、ちょっと私は納得できないですし、それから事業費削減効果、当然、従来方式でも上がるでしょう。そうであったとしても、じゃ、今までと同じように6%から7%削減というのは、もう数字のまやかしではないかと思います。そうであるならきちんと数字を言うべきでしょ。従来方式はこういう計算で、こうやって6から7%の減でしたと。今回は、じゃ従来方式に対してどうなるか、上がりましたから、増額したでしょ。本当に6、7%かと。じゃこっちも逆に上げました。それやったら上がって、どうなのかという、そういう説明をきちんとして、議会で説明すべきでしょと

私は思います。いかにもこの提案は、総額だけ上がりましたということで、実際は、収容頭数まで変えてしまっている。そこも指摘をして、初めて説明する。こういう議案の出し方というのは、私は議会を非常に軽視していると、私自身はすごく思いました。

終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】75頭を60頭に変更していると。これについては、何ていうか、もう一回理由をね、もう一回きちんと、よく聞こえないんだよな。75を60に変えたということについての、その理由、どういう背景があるのかさ。これによって、75と60で何が違うのかと。面積が違うだけか、何か違うことがあるんですか、お尋ねします。

【荒木生活衛生課企画監】まず、収容頭数の減の根拠でございますけれども、犬の収容数、これが令和3年度637頭でございました。それから令和4年度が541頭、令和5年度は603頭、令和6年度510頭ということで、ここの、当初、出していました75頭のときよりも、今回、令和6年度510頭ということで減っているということから、今回、収容数を減らしたところでございます。

この収容頭数を減らすことによりまして、犬舎というものも、それぞれ1頭当たりに置くようにしておりますので、その分の犬舎の面積も減ったということでございます。

【小林委員】だからね、75を60にしたという根拠はね、一応背景はあるわけだ。

ただ、それを議会に説明をしなくて、そのままやっているところに今のご指摘があったわけだよ。これは反省もして、ただ理解をして、そういうことで面積が少なくなるということは狭くなるということ、これは全体的な単価にそれなりの減額というプラス面があるんじゃないか

と思うんだけど、そこはどうなんですか。

【荒木生活衛生課企画監】収容頭数の見直しを行い、面積も見直しを行いましたので、金額で言いますと約2,700万ほどの減につながったと考えております。

【小林委員】もっとそういうことをね、もっとはっきり分かりやすくおっしゃった方がいいと思うんですよ。だから、そういうことで、この15頭減にすることによって、全体の面積が少なくなったと。したがって、そういう建設単価が2,700万円、それだけ減額になったと。それなりの努力をされていて、この60頭が、まだ狭隘で、流れに沿わないというなら別けれども、それだけの背景があるわけだろう。そのところは、はっきりおっしゃった方がいいのに、なぜ言わないのかな。そういうところが分かりにくいと思うんですよ。

それからね、この物価高騰、これによって、工事費の急騰があって、それで工事単価が変わっていると。それで新しい新営予算というんですか、そういう新営の、国が出している新しい営む、新営の予算単価、こういうものが出てきて、今日の物価高に対する、それだけの見合う、工事単価というものが出ていると。こういうようなことでやった場合において、これだけのものが、これだけのものになったんだと。

いずれにしてもね、やっぱり今回、不調・不落になったということは、それだけメリットがないわけだよ。だから確かにPFIというのは、全体的に工事費が安くかかると。県としては、大事な国民、県民の税金だから、そのところを少なくするようにしていかなければいけないと。それでもって今回の物価高騰についての、そういう流れを取り込んでいなかったと。だから業者の方々が、参加していただけないと。こうい

う条件の中の反省で、こうやっているわけだね。

だから、この新営の予算単価というものが、やっぱりこの物価高騰の中を取り込んでいるわけだから、この辺のところをもっと何ではっきり言わないのかなと。どれくらい違いますか、これによって。新営予算単価において、全体において2億7,000万円のプラスになったんだよね。だから、そういうところからして、この単価を導入したことによって、業者の方が、これから参加していただけるというような見通しが立っているのかどうか、それはどうですか。

【荒木生活衛生課企画監】建設工事デフレーターから新営予算単価の方に見直しを行うということで、これに関しましては、予算単価に率を掛けるときの数値としまして、建設工事デフレーターの場合は117%を掛けておりましたけれども、新営予算単価になった場合は129.9%に上昇しております。

私どもとしましては、こういった見直しを行うことによって、この予算の増額ということで、前回、入札不落となりましたけれども、この予算を上げることによって、参加の見込みというのはあるのではないかというふうに考えております。

【小林委員】そうしますとね、第1回の入札について不落になっているんだけど、基本的に参加者がゼロじゃなかったんだな。1者だけ来たとかいうことを聞いたけれども、1者だけは来たんですか、参加されたんですか、全然なかったんですか。

【荒木生活衛生課企画監】今回の入札には参加企業はございました。その結果、不落、超過ということで不落となっております。

【小林委員】そうするとね、この2億7,800万円

というのは、それだけの増額補正なんだ。その2億7,800万円の増額については、これは県の真水から出るのか、国から補助があるのか、そういうところはどういうふうになっていくんですか。

【荒木生活衛生課企画監】財源としましては、国の方におきましては、環境省の方で一定、設計から施設整備に係る補助金、補助事業というのがございます。これは、国2分の1、県2分の1といった補助事業にはなっております。

ただし、全体額としまして1億8,900万円という少額なものでございます。これを、全国で案分するというような形になりますので、本県としましては、できる限り交付税措置等がある有利な地方債というものを財源として充てていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】何かしら国の制度で交付金等とか、何か有利になる制度、当然それを使っていたかなければいけないけれども、何かあるんですか、ありそうですか、そこはどうですか。

【荒木生活衛生課企画監】今のところ、国庫補助、環境省の国庫補助があるのみでございます。

【小林委員】環境省の国庫補助があるのみということで、今有利な展開になるかもしれないとかいう話は、どこのこと、国庫補助のことを言っているんですか。それ以外に何かあるということを行っているんですかと、どうですか。

【荒木生活衛生課企画監】先ほど申しました有利なものということに関しましては、これは設計から建設に係る経費について、その地方債、起債というものが充てられるようになっておりますので、そういった交付税措置のある有利な地方債といった財源というものを充てていきたいというふうに考えているところです。

【小林委員】だから一番願うところです。交

付税措置があるということ。後で交付税で返ってくると、そういうものを考えていただくというようなことで、たしか2億7,812万円、増額補正であるけれども、いろんなこの国の制度をやっぱり活用して、そここのところをうまくやってもらいたいと、こういうふうに思っております。

それから、先ほどの、もう一度言うが、75頭を60頭にすることについて、確かに今まで説明してきた。それをね、この検討委員会に諮ってきたと。検討委員会が、何か頭数まで決定をするのか、全体の予算が分かるのはやっぱり県の方々と思うので、それは要するに、発表して議論をするんですか。ただやっぱり皆さん方に、県から75頭にしますとか、あるいは今回60頭にしますとか、そういうことを基本的には、その検討委員会で決めるのか、あなた方が決めるのか、その辺の役割分担はどうなっていますか。

【荒木生活衛生課企画監】役割分担としましては、例えば収容頭数に関しましては、県の方で算定を行います。その算定した結果につきまして、検討委員会の方にこういうふうな収容数を考えておりますということで提示をしまして、検討委員会から意見を出してもらいます。その出された意見というものを県の方に返していただいて、最終的には県の方で決めるというような、役割分担でやっております。

【小林委員】それじゃ75頭から60頭にしますよというのは、検討委員会にはかけているんですか、いないんですか。

【荒木生活衛生課企画監】今回の75頭から60頭にやりますということに関しましては、検討委員会の方にはかけておりません。

【小林委員】今からでも遅くない。そういう検討委員会に、改めて60頭にということは、言っ

ておかないといけないのではないのか。そうしないと、やかましく言う人がいるかもしれないぞ。だからね、事前にこういう方向の中で、2,700万円ぐらいの建築費に差が出るんだと。物価高騰の折に、大事な税金で造るわけだから、そこら辺は、しっかり言わないといけない。そういうようなことで検討委員会には伝えておくべきではないかと、こう思いますから、ちょっとアドバイスをさせていただきたいと思います。

続いて、要するに問題は、この不落になったことによって、その見直しがどれくらい供用開始に遅れを出すかということです。この辺のところについてはどう考えていますか。

【荒木生活衛生課企画監】この不落ということを受けまして、事業スケジュールというものにも当然、影響が出てきております。

まず、整備スケジュールとしましては、6月議会において債務負担の補正議案についてご承認いただいた後、7月に再公募をさせていただきます。9月には、入札及び落札者の決定を行う予定としておりまして、11月議会において、事業契約の議案を上程させていただいて、承認をいただきたいと考えております。議案の承認後、12月には事業契約の締結を予定しております。

さらに建設工事の完成予定時期につきまして、令和9年8月から令和10年1月へと約5か月ほどずれ込むと考えております。このことに伴って、供用開始の時期というものも同様にずれ込むと考えておりますけれども、令和9年度中の供用開始は引き続き目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】約5か月ぐらいが、供用開始が遅れるという見込み、そういうことですね。

そうしますと、一日も早く供用開始をしていただいて、殺処分数が少なくなる。そして譲

渡が増えていく。また駐車場も広い。動物愛護の方々が、そこに集まってくる。もう本当に理想的な姿でこれからやっていくわけだから、そういう点から考えていけば大変であるけれども、供用開始を一日も早くできるように、それぞれ業者の方々にもご協力をいただき、大いに前に進めていただきたい。もう殺処分の数も少なくなった。あるいは、そういう不妊化というか、そういう対策も大いに進んでいる。もう最初から比べれば、日本で1番目の殺処分と言っていたけれども、大分それが緩やかになっているということは、それは皆さん方の努力を評価したいと思いますから、それに見合うようにしっかり頑張っていただくようお願いして終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】1点だけ、その財源の問題を確認させてくださいね。

昨年この委員会、9月議会で、企画監は、次のように答えていますね。「国との調整ということですが、国におきましては、環境省でございますけれども、この施設整備補助金、こういった動物収容関係の施設の整備補助金というものもございまして、これにつきましては全体で1億7,400万円というような金額でございますので、PFI事業というものに対しては対象にしていらないということを聞いておりまして、今回は国の補助金は充てないようしております」というふうに、補助金はないのかと議員からやって、そういう答弁をされましたね。でも今、そのやり取りでは、そうではないということなんですけれども。その後、1年たって状況が変わった。あるいは新たな情報が手に入ったということかもしれませんけれども、そうしますと、今回のPFI事業に国の補助金は、これは

充てるということでいいんですか。その点、確認させてください。

【荒木生活衛生課企画監】先ほど委員おっしゃられたように、昨年度の答弁した段階におきましては、この環境省の補助金というものは、PFI事業を対象としておりませんでした。その後、いろんな各省庁、このPFI事業を推進していくという中で対象にしていこうという動きが出ておりまして、環境省の方もこの7年度から対象とされております。ですので、7年度から対象になっております。これは単年度補助ということになりますので、その年度年度の申請が必要にはなってきますけれども、我々としては、設計から施設整備という部分に関しまして、しっかり国の補助金というものをまず取れるように申請していきたいと考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】この68号議案ですけれども、今質疑をいたしました長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備にかかる債務負担行為の補正については同意できません。

私は、動物センターを整備するということは、もちろん異論はないんですが、もともとPFI方式での整備が賛成できないということが1つです。

今回ね、前回、委員会に出された内容と違うでしょう。収容頭数も違う。それから補助金の在り方も違うでしょう。対象としませんというふうに明確に言いながら今の答弁は、いやいや単年度補助金があるんですと。どうしてそういうこともちゃんと合わないんですか。大事なこ

とじゃないですか。そういったことが質問をしないと出てこないという対応というのは、部長は申し訳ないと言いましたけれども、私は言われる前に、そこはきちんと説明で、補足説明の中でちゃんと行って、1年前とどう状況が変わったのかと。そこをすべきだというふうに私は、そういう議案の出し方が、1つは納得できません。

いずれにしても、このPFI方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律なんですけれども、もうこれができて25年、この制度を用いると事業コストが削減される。あるいは、より質の高い公共サービスが提供できると言われていますが、実際は、様々な問題があります。

そもそも公共施設や公共サービスについて、質が高くて、かつ経費も安いということはありません。経費を削減しようとすれば質は下がりますし、質を維持しようとすると経費は簡単に減りません。15年の長い期間、1つの事業者委ねるPFI方式では、本来の公共施設の役割サービスが守れるとは言い切れないとの立場で、昨年は反対をしておりますので、同じ理由で反対をいたします。

【坂口分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第68号議案のうち関係部分について採決を行います。

第68号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口分科会長】起立多数。

よって、第68号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決いたします。

第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第14号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第14号は、それぞれ原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より、所管事項の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回ご審議をお願いする議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

初めに、議案外の報告事項についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

損害賠償の額の決定について。

令和7年2月に開催を予定していました令和6年度県職員向け協働研修を、大雪の予報のためオンライン開催へ変更したことにより、講師が予約していた航空券の取消しに伴い発生した損害賠償金1万2,240円を支払うため、地方自治法

第180条の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

続きまして、主な所管事項についてご説明いたします。

人権尊重の社会づくりの推進について。

県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け県民の人権への理解を深めるため、人権教育や啓発をはじめとした施策を進めております。

県民の皆様、性の多様性についての理解や認識を更に深めていただくため、昨年度に引き続き、啓発イベントの開催や、企業等への性別記載欄見直しの働きかけ、市町職員向けの研修を実施することとしております。

このほか、地域の人権教育、啓発を担う人材を確保するため、県内各地区で研修会を開催するとともに、個々の指導者のスキルアップを図るため、市町と連携して実践の場を提供するほか、「V・ファーレン長崎」と連携・協力した人権啓発活動、企業における人権尊重の気風を高めるための人権啓発セミナー等を行い、人権教育・啓発の推進に取り組んでまいります。

続きまして、「観光生活建設委員会関係説明資料（追加1）」の2ページをお開きください。

県では、昨年度、人権施策を進めていく際の基本的な考え方等について、有識者による検討委員会でご議論いただき、本年3月末、県の人権施策のあり方に関する意見とりまとめを提出していただきました。

その中で、人権尊重を促す条例やパートナーシップ宣誓制度についてもご意見をいただいております。昨年2月には県議会から「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」をいただいております。

これらを踏まえ、今後、県におきましては、人権尊重を促す条例については、有識者会議を設置し、様々なご意見をいただきながら検討を進め、来年度中の制定を目指して検討してまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度につきましては、これまでも市町や関係団体等との意見交換や先進自治体の情報収集等、丁寧に課題整理を進めてきており、引き続き、市町や関係団体と提供されるサービス等に関して協議・調整を行い、来年度の早い時期での導入を目指してまいります。

続きまして、「観光生活建設委員会関係説明資料」の3ページをお開きください。

地球温暖化対策の推進について。

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための各種施策に取り組んでおります。

地球温暖化対策に必要不可欠である再生可能エネルギーの導入促進については、引き続き、環境省の交付金を活用し、市町を通じて住宅、事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の設置補助を行うとともに、新たに開始しました太陽光発電設備等共同購入支援事業を推進し、県内における再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目指すこととしています。

また、令和3年3月に策定しました長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画につきましては、計画期間を令和12年度までとしておりますが、中間年度を迎えることから、今年2月に改定された国の地球温暖化対策計画を参考にしながら、見直しを進めてまいります。

今後とも、県議会をはじめ、県民の皆様や市町など関係機関と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定の見直しについて。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、地域の類型ごとに基準値が定められており、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定することとなっております。

本県の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定については、県境～諫早間は平成23年に、諫早～長崎間は平成27年に告示したところですが、県境～諫早間について、沿線区域の工事計画変更や土地用途変更等が行われていることから、これを反映させる見直しを行うこととしております。

今後とも、関係部局や沿線自治体、鉄道関係者と緊密に連携を図りながら、新幹線鉄道騒音対策の推進に努めてまいります。

このほかご報告いたしますのは、4ページから、国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について、各種計画の策定について、新たな総合計画の策定について、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料につい

て、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年2月から5月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に關しまして、市町に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料2ページから4ページに記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金など計27件となっております。

また、間接補助金の実績につきましては、資料5ページから10ページに記載のとおり、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金など計55件となっております。

次に、11ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります、記載のとおり、計10件となっております。

なお、13ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、17ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県環境審議会など3件、また、私的諮問機関等については下段に記載のとおり、長崎県人権政策のあり方に関する検討委員会など5件を開催しており、会議の概要等につきましては、18ページ以降に記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望につきまして、県民生活環境部関係の要望結果をご説明いたします。

補足説明資料の「令和8年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

県民生活環境部関係におきましては、強靱な

県土づくり、インフラ老朽化対策の2つの最重点項目につきまして、国土交通省に対し、知事、議長、県民生活環境部長により要望を行いました。

このうち、強靱な県土づくりににつきましては6月6日に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に進められるよう、必要な規模の予算・財源の確保及び前倒しでの予算措置を古川国土交通省副大臣に対し、強く要望を行いました。

これに対しまして、古川国土交通副大臣からは、実施中期計画の事業規模はおおむね20兆円強程度とされておりますが、資材価格・人件費高騰等の影響分につきましては、毎年度の予算編成過程で必要な予算をさらに積み上げるようにしていきたいとのご意見をいただきました。

このほか、諫早湾干拓調整池の水質改善など、11項目につきまして、農林水産省をはじめ環境省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省に対し、県民生活環境部長、担当課長により要望を行いました。

以上が、県民生活環境部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についてご質問はありませんか。

【富岡委員】ありがとうございます。すみません、こちらも事前に確認しておけばよかったんですが、なしで失礼します。

1,000万円以上での契約状況一覧で3つご質問させていただきます。

まず1番目、令和7年度長崎女性活躍推進会議業務委託、こちらが随意契約になっております。その内容とですね、契約期間と内容と、なぜ随意契約なのかというところをご確認させていただきたいと思います。

こちらについては、数年前に神奈川県で女性の活躍応援団というのがあったときにちょっと話題になったのが、ピンク色で女性がどんどん主役になるといってホームページに、見たらずらりと11人くらいお偉い経営者の、ちょっと脂ぎった方々が並んでいて、女性が1人もいらっしゃらないような状況があったので、それとは関係ないですけど、今回も長崎県経営者協会の会長様、多分、三菱重工のお偉い方なんだろうけれども、そういった方、取引相手になっていきますけど、こういうのが、例えば女性のそういった活躍とかを推進するような団体なんかに委託することができないのか、その性質のところも含めて、内容も教えていただけたらと思います。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】お答えいたします。

ながさき女性活躍推進会議という官民一体の協議会がございまして、こちらの事務局の業務を委託する契約でございまして。

このながさき女性活躍推進会議と申しますの

が、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図るための官民連携団体ということで、平成26年12月に設置した団体でございます。県内の経済団体、国、県、市町、大学、企業等を中心として、企画委員会というのを設置いたしまして、年に1回、意思決定を行って、各団体の取組状況の共有や、情報交換などを行っております。

こちらは、女性活躍推進法という法律に基づき女性の活躍推進に有用な情報を共有し、取組について協議を行う協議会というものに位置づけられておりまして、先ほど富岡委員がおっしゃいました神奈川県、恐らく男性経営者などによる応援団かと思えますけれども、こちらとはちょっと性質が違う団体でございます。

こちらの随契の理由ということですが、本契約は、事務局運営を効率的に行うため、県内の経済団体へ事務局を委任するものでございます。

この事務局の委任する条件といたしまして、県内の企業情報を有するとともに、他の経済団体と連携をしていること、これが1つ目です。

それから2つ目として、働きやすい環境づくりを推進するための労働行政の専門性、賃金とか労務管理の調査研究ですとか、労務労働相談とか、そういったことの専門性を有しているということ、これが2点目です。

それから3点目ですが、女性の登用促進などを図るための女性活躍推進に係るノウハウを有していること、こちらを条件としておりまして、この3条件を全て備えている団体というのが、長崎県経営者協会のみということで、この団体との1者随契としております。

以上でございます。

【富岡委員】ありがとうございました。理解できました。

あと、3番目の令和7年の犬捕獲抑留等業務委託ですか、後ほどの私の質問とも絡む部分でもありますので、先ほど長崎県動物愛護管理センター（仮称）ですか、そちらのご質問はありましたけれども、これがどういうものなのかということと、あとは随意契約の理由を教えてくださいなと思います。あと、相手方の性質みたいなところもですね。

【渡邊生活衛生課長】犬捕獲抑留等業務委託に関してですが、この業務につきまして、狂犬病予防法に基づいた犬の捕獲抑留、それから動物愛護管理法に基づいた、引き取られた犬猫の回収と動物管理所における収容、それから先ほどご説明した、二つで収容した犬猫につきまして、飼い主や譲渡先を探す。譲渡先が見つからなかった場合については、殺処分、焼却を行う業務となります。

随意契約の理由なんですけど、平成25年から平成28年までは一般競争入札を行っていましたが、業務の内容から、1者応札となっております。それにより、平成29年から随意契約となっております。

以上です。

【富岡委員】業務の内容ということでしたけど、捕まえるのもそういう技術が必要ですしとか、殺処分というお話もありましたけど、そういうところも場所も限られているしとか、そういうのと何かつながりがあるのがそこだけみたいなイメージですかね。

【渡邊生活衛生課長】やはり委員おっしゃられるとおり、犬を捕まえるというのは大変技術が必要な仕事ということと、やはり殺処分を行うという特殊性、そういったところから、随意契約になっているというところでございます。

以上です。

【富岡委員】ありがとうございます。

あと最後に、9番の令和7年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業委託ですね。こちらについては、一般的にNCCAとかというんですかね、こちらでも随意契約となっておりますけど、ここの業務の委託の内容と相手方の性質みたいなところを含めて、教えていただけたらと思います。

【赤澤地域環境課長】令和7年度の地球温暖化防止対策普及事業の委託についてですが、契約の相手方としては、一般社団法人長崎交流センターとなっております。

これは地球温暖化対策の推進に関する法律がございますが、これに基づきまして、地球温暖化対策の啓発や広報を確実に行うことができるということを認められるものとして、県から1者に限って指定できる制度があります。これに基づきまして、令和5年4月1日から3か年このセンターを指定させていただいております。

業務の内容につきましては、地球温暖化対策の重要性に鑑みまして、啓発活動や広報活動を実施しているほか県内に69名、地球温暖化防止活動推進員がおられますが、そういった方への研修会、また、この研修会を通じた県民への温暖化防止の活動支援、啓発資料として、温暖化防止かわら版、ウェブかわら版の発行、事業者向けのセミナーや小学生を対象にしたわが家の省エネ日記について、委託をさせていただいたところでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。法律に基づくものということで、ちょっとホームページの方を見させていただくと、お知らせを毎月、一応、大体1か月1回、ながさきデコ活ゼロカーボンアクションということで、6月のテーマ、5月のテーマで上げられていますが、例えば、そのホームページを見るSNS、インスタグラムの

方がもう去年の12月に止まっていて、最近は、多分、活動されているんでしょうけど、なかなか更新がないようで、私も、1か月、2か月に一遍どばっと更新とかして支援者の方に怒られたりしますが、しっかりと先ほどのお話ですと、業務委託内容として広報啓発活動ということでしたので、こうした更新も積極的に行っていたできるようにしていただけたらと思います。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】先ほどの富岡委員のご質問に対して、1点答弁漏れがございました。委託契約の期間ですけれども、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの契約となっております。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】次に、政府政策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山口委員】本日、部長より追加としてご説明があった関係になります。

人権施策の関係になりますけれども、この件につきましては、今回の6月議会の一般質問で、それぞれ質疑が知事との間で交わされたということ踏まえて、ここにも記載されてあるというふうな理解はいたしているところでありますけれども、今後、県においては、いわゆる人権尊重に関する条例の制定を求める意見書を踏まえて、人権尊重を促す条例については、有識者

会議を設置し、様々なご意見をいただきながら検討を進め、来年度中の制定を目指して検討してまいりますというふうに記載されてありますし、そのように答弁もあったというふうに理解しているところであります。

そういうことで、具体的に質問をさせていただきますけれども、いずれにしましても、本件を進める上においては、有識者会議を設置するということです。そういうことで、その有識者会議のメンバーについても、どのような方々がその関係に入っていくのか。女性、子ども、高齢者、障害のある人や、あるいは部落問題、性的マイノリティなど、人権擁護課題に関わる当事者の方も、どのような形になっているのかを含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】人権尊重を促す条例の制定に基づきます有識者会議のメンバーの件についてなんですけれども、現在どういった方をメンバーにするかということを検討中でございまして、他県の状況を見ますと、学識経験者ですとか弁護士の方、そういった方たちでの構成ということになっておりますので、私もそういった構成で選定をしていきたいと思っております。

【山口委員】そういうことで、有識者会議が開催されるというふうに理解します。具体的に、その有識者会議にどのようなテーマといたしますか、諮問をなされるのかというのが1つ。

そして、有識者会議での検討課題の期間といえますか、あとその答申、その取りまとめといふことの具体的な目途についてはどのように考えられているのか、お尋ねします。

【石田人権・同和対策課長】まず、有識者会議への諮問内容になりますけれども、こちら、人権尊重を促す条例、こちらのこういった内容を

規定するかというところを諮問させていただこうかと考えております。

有識者会議につきましては、今年度から令和8年度にかけて開催を予定しておりまして、必要に応じて回数を重ねていきたいと考えております。

【山口委員】有識者会議で具体的ないろいろな議論がなされるというふうに思います。そういう中で、それぞれ答申が出るというふうに思いますが、それを踏まえて、具体的な本当の意味の条例制定の時期というのは具体的に、今少しどのような時期になるのかお尋ねいたしますし、また、その条例案というのでできると思うんですが、それぞれ皆さんにそれを周知していくということになると思うんですが、パブリックコメント等も必要になってくると思いますが、そのことについて、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

【石田人権・同和対策課長】有識者会議での諮問後の最終案の制定時期なんですけれども、こちら、何回か会議を重ねまして、最終案をいただいた段階でパブリックコメントを実施するという形にしておりますので、現在のところ、令和8年度中で条例の方の見通しを立てたいと考えております。

【山口委員】具体化していく上においては、具体化ができますと同時に、議会への提案も当然必要になってくるわけですね。議会に提案する時期、当然、パブリックコメント等々が終えて、一定の成案を見てということになると思いますが、そのところの考え方、時期、それから、具体的に発効といいますか、条例を具体的に、それを進むと発効するという形になるわけですが、最終目途という形になるんですが、いつまでにこの案件について終えようとされてい

るのか、その計画について、お尋ねしておきたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】人権尊重を促す条例につきましては、有識者会議を数回重ねた後、素案を議会の方に報告させていただきます。その後、また有識者会議で検討して最終案という形、最終案が出たところでパブリックコメントと議会への上程ということで、現在予定しておりますのは、大体議会は、遅くとも令和9年の2月議会になるかなと考えております。そちらの議会への上程が終わりまして、制定という形になりますので、令和8年度中には制定をさせていただきたいと考えております。

【山口委員】手順・手続きがきちっとすることも大事ですから、それを踏まえて、できるだけ早めに、もうこれ昨年の2月から持ち上がった案件で、意見書として議会としても提出している案件になっておりますので、速やかに、しかし確実に、具体的に進めていただきたいと思いますので、ご要望しておきます。よろしくお願いします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】山口委員の質問に重ねて、質問させていただきます。

有識者会議の設置の時期を教えてください。

【石田人権・同和対策課長】現在、有識者のメンバーの方を選定中でして、目標としましては、7月中に設置をしたいと考えております。

ただ、委員の選定状況次第ですので、今のところ目標という形にしております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】大きく3点、20分の持ち時間で質問したいと思います。

まず、パートナーシップ宣誓制度の早期導入について質問いたします。

これは、本議会の中で一般質問で、知事が導入に向けて検討を進めたいと、令和8年の早い時期にというふうに答弁がありました。大いにその方向でお願いしたいと思いますが、私としては、今年4月の3日の日にパートナーシップ宣誓制度の早期導入についての申入れを行いました。そのときに石田課長は、「真摯に受け止めている。導入するかどうか検討する。県内の連携、民間との協力であったりとか、意見交換等を行いながら検討する」というふうに回答いたしました。

申入れから2か月、どのように検討し、今回の方向性になったのか。その経緯について、この機会に明らかにしていただきたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】パートナーシップ宣誓制度の導入、検討につきましては、混乱が生じないように丁寧な課題整理が必要と考えておりまして、市町や関係団体との意見交換ですとか、有識者による検討委員会からのご意見を踏まえまして、検討を行ってきております。

検討委員会からは本年3月28日に人権施策のあり方について取りまとめたご意見をいただきまして、この中には、パートナーシップ宣誓制度についても様々なご意見がございました。それで4月以降、いただきました意見に関して、既に導入している自治体の状況などの確認を行ってまいりました。

また、市町や関係団体等との意見交換につきましては、検討委員会から、市町や関係団体との連携に関する意見もございまして、市町に対して、4月以降も県の制度導入に関する意見の確認を行ってきております。

また、関係団体に対しましては、4月から5月にかけて関係団体を訪問し、県が導入した場合の関係団体の対応について意見交換を行っ

てきております。

このように4月以降も導入、検討に向けた課題整理を行ってきておりまして、今回、検討委員会からのご意見ですとか、市町や関係団体との意見交換の結果などを総合的に判断し、今回の制度導入という判断をさせていただいたものでございます。

【堀江委員】ありがとうございました。ぜひ知事の答弁を了としますので、令和8年度の早い時期に、導入に向けて、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

大きく2点目は、令和6年度の包括外部監査の結果報告についてです。

今年の3月28日に県議会議員に対し、令和6年度の包括外部監査の結果報告が届けられました。令和6年度は、県の出資団体について、本県の行政にとって必要不可欠な存在なのか、その設立目的ないし、設立趣旨に則って、適正に設置、運営されているか、費用対効果の面において適正に運営されているかということで、4つの県出資団体が監査対象となり、そのうちの 하나가、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会が対象となっています。

これは、令和5年度の内容なので、決算審査でも論議することができませんので、この場でお尋ねしたいというふうに思います。

この協会に対しましては、指摘事項が2点、それから意見書が3点されておりますけれども、その内容と、それから、その対策ですね、改善してほしいということの指摘については、どのような方向になっているのかということで、報告書を受けての、結果報告を受けてのその後の対応を、この機会に明らかにしていただきたいと

【渡邊生活衛生課長】長崎県食鳥肉衛生協会は、

食肉としての食鳥がとさつされる場合、都道府県が行う検査が義務づけられた国の法律の制定に伴い、県の指定検査機関として県が全額出資し、平成4年に設立したものでございます。

長崎県食鳥肉衛生協会への包括外部監査では、2件の指摘事項、3件の意見がございました。

1件目の指摘ですが、食鳥検査の指定検査機関は、当月分の検査報告を翌月の月末までに県へ報告するよう法で規定されており、協会も法に則り、翌月の10日をめどに報告をしているところでした。

しかし、協会の業務規程では、毎月末において、その月に係る検査月報を知事に提出しなければならないと規定していたため、指摘を受けたものです。

現在は、協会の方で業務規程を法の施行規則に合わせた内容に改正を済ませております。

2件目の指摘ですが、評議員会及び理事会において、みなし決議、いわゆる書面決議を行った際の議事録作成については、法律により作成しておりましたが、協会の規定には、みなし決議の際の議事録作成について定めていなかったことから、指摘を受けたものです。

現在は、協会の方で評議委員会規程及び理事会規程にみなし決議を行った場合の議事録作成について、追記した内容に改正を済ませております。

また、意見といたしまして、協会の監事職について、少なくとも1名は公益法人会計に精通した者の就任が望ましいこと、評議員の選任については、長期継続した選任を控えることが望ましいこと、検査手数料について、県と共に今後も引き続き値上げのための取組、検討を続けていただきたいことなどの意見がございました。

いただきました意見につきましては、業界団

体への影響、対応の機会や食鳥肉衛生協会を取り巻く状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

【堀江委員】包括外部監査を議会として受けたので、所管の委員会で、その後の対応はどうかということをはっきりさせるのも私どもの仕事だと思っておりますので、指摘された内容、意見についても対応しているということを理解いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、最後に再生可能エネルギーについて質問をしたいというふうに思います。

実は、五島市の洋上風力発電につきまして、うちのしんぶん赤旗の日刊紙で、6回に分けて、どういう状況になっているのかということ、実際現地に伺って、記者が取材をし、その新聞に掲載されたことが非常に大きな反響を呼んだというか、呼びましたので、そのことについて、どういうふうな記事に書いたかということも、担当課には事前に届けてあるんですけども、まずは、洋上風力発電について、太陽光発電を推進して、市内の電力需要の60%を再生可能エネルギーで地域経済の発展を目指しているというこの五島市の取組なんですが、その取組の内容を簡潔に、まず、説明していただきたいと思います。

【赤澤地域環境課長】まず、五島市の取組の前に国全体の話になりますが、国では2050年カーボンニュートラルに向けて意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体などに対し、交付金を交付し、おおむね5年程度にわたって継続的に支援する制度として、脱炭素先行地域づくり事業を進めているというところでございます。

2025年までに環境省では、全国で少なくとも100の地域を選定することにしており、五島市は、

令和6年6月にこの脱炭素先行地域づくりに応募され、9月に認定されているところでございます。現在、地域脱炭素につながる様々な取組を進められているところでございます。

具体的な取組内容としましては、来年1月に予定されているようですが、洋上風力発電を島内で使うことで、再生可能エネルギーの創出であるとか、太陽光パネルと蓄電池をセットにして、五島市内の需要家のレジリエンスの向上、電力系統の混雑の回避、出力抑制に対応、それから地域アグリゲーター、このアグリゲーターというのは電力会社と需要家との間で電力の調整をしながら需要と供給のバランスをコントロールする会社になりますが、このアグリゲーターによって、五島産の再生可能エネルギー電力を地産地消することの最大化を行っているところでございます。

また、これらの取組の副次的な効果としまして、例えばこの洋上風力発電所であれば、基盤部に漁礁としての役割なども期待されているところでございます。

五島市の取組の特徴としましては、この再生可能エネルギーを地域資源という形で捉えて、その電気を地産地消ということ、資金を島内で循環し、島内で裨益、要するにメリットとして使っていくということにあるのではないかと考えております。

地域脱炭素の実現には、住民や事業者、それから産業団体、こういったものの多様な関係者での合意形成というものが要ということになりますので、この地域課題を解決しながら、住民の暮らしの質の向上、そういったことを実現しながら、脱炭素に向かうこの取組の方向性を示すことが重要だと考えておりますが、五島市での取組は、こういった様々なステークホルダー

ーを巻き込んで、大きなプロジェクトとしてやられるということです。地域脱炭素を実現する上での大きなモデルケースになるのではないかと考えております。

【堀江委員】大きな地域のモデルケースというふうに説明がありました。日本環境学会元会長の和田さんも同じような指摘をされていて、五島が、協議会に自治体や地域団体等が参加をして、計画や建設に関わっていることであるとか、地域新電力ということで立ち上げ、自治体などが電力事業を行い、地産地消が可能になっているということでありまして、さっき言ったように洋上風力発電が魚礁の役割を果たして、漁業が発展にもつながっているということで、農林漁業と再エネが、共存・共栄できるということで、地域が主体となって豊かになっていくという、こうした取組というのは、全国津々浦々でやっぱり広がってほしいというふうな見解も述べられています。

そこで、質問なんですけど、県内でこうした洋上風力だけではない脱炭素の取組、先進的な取組ということではどうなんでしょうか。

【赤澤地域環境課長】洋上風力発電に限って言いますと、再エネ海域利用法のスキームで動いているということで、五島市のほかに、西海市江島沖、この2か所が現在、促進区域という形で指定されているところでございます。

西海市江島沖については、令和4年9月に促進区域に指定され、現在工事なども行われており、令和11年には運転開始を予定していると聞いております。

この西海市の方では、再エネ海域利用法に基づく協議会を設立されて、事業実施に係る合意形成を協議会で議論されていると伺っております。

また、ほかの自治体の脱炭素化を進めている県内での例でいきますと、長崎市が、歴史文化、夜景観光、脱炭素、この三つが融合した長崎市版のサステナブルツーリズムの世界発信と題しまして、五島市と同様に、脱炭素先行地域に指定されているところでございます。現在、歴史的建造物が現存する地域における省エネ、再エネ、脱炭素化、それから夜景を形成する夜景観光ランドマーク施設群の省エネ、脱炭素化を図ることを検討されており、民間企業や関係団体と現在具体的な協議を進められているところでございます。

【堀江委員】最後にいたしますが、一般質問の中でも取り上げられましたが、長崎県の現状、その再生可能エネルギーの進捗状況といえますか、目標に対してどうなのかということも、最後に教えてください。

【赤澤地域環境課長】県では、令和3年3月に地球温暖化対策実行計画を策定しております。県内の再生可能エネルギー導入量について、2013年度までに約400メガワットであり、最終的に2030年度までに1,360メガワットを目指そうという形になっております。

2024年12月現在で、1,209メガワットまで拡大しているところでございます。2030年度の目標が1,360メガワットということになりますと、現在の進捗率は89%程度となり、県内の再エネの導入量は順調に拡大していると考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】せっかく長崎動物愛護管理センターのお話が出ましたので、動物愛護管理関係についてご質問させていただきます。

私も犬派なんですけど、犬しか飼ってなかったんですけど、先日の6月4日、三、四週間前に、当日は、私も事務を務める長崎ベトナム友好協

会の総会と、それが4時からで、2時から中国の40周年のイベントがあって、私もいろいろ準備で、名札とかをたくさん用意していなくて、それを忘れてしまって、結構急いでホテルの方まで向かっていたところだったんですけど、松山のところで、目の前に何か物体が現れて、それよく見たら子猫で、子猫が4車線のど真ん中に丸まっているイメージ、いつも漫画なんかで丸まっているイメージなんですけど、ぺたんとなってミャアミャア鳴いていて、もうこれ踏んじやうと思って、でも踏んじやうとなと思って避けようとしたら、後ろがもう大きなトラックで、このまま行ったら絶対引かれて死ぬなと思ったので、もう通常は安全性を考えてそういうことはしないんですけど、当日は、ぱっと車を降りてから、ミャアと言われましたけど、シャーと言われただけで、つかんで車の中へ放り投げて、そこからどうすればいいか分からなかったんです。ただ分からなかったけれども、そのホテルまで一応着いて、当日暑かったので日陰のところに駐車場入れて、さあどうすればいいか分からなかったんですけども、その、まずはどうすべきだったのかというところを、県民の目線で質問させていただいています。まずは、どうすべきだったのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

【渡邊生活衛生課長】お尋ねのような場合におきましては、交通事故の防止や子猫の命を守る意味で、子猫を安全な場所に退避させることがその場できる行動だと考えております。

仮に、公共の場所において負傷した動物がいる場合は、動愛法36条に基づき、都道府県知事が収容することになっておりまして、長崎市や佐世保市であれば市の動物愛護センターに、それ以外であれば県立保健所にご相談いただくこ

とになります。

通常、負傷などしていない場合、親猫が近くで子猫を探していることも多く、人の匂いがつくことで世話をしなくなることもございますから、安全を確保しつつ、元の場所、安全な場所に戻すということも大切でございます。

以上です。

【富岡委員】ありがとうございます。事前にその辺りも聞いていたんですけど、当日は、なかなかそんな状態の場合、もう車が行き来していて、多分、最適解は、先ほどのご答弁ですと、爆心地公園の方に車を入れて、多分そこら辺にいるかなというところで、ばいと置くようなイメージだったんでしょう。当日は、やっぱりそういうことは思いつきませんでしたね。

一応何人かの知り合いに電話したら、警察に持っていくのかなと言ったら、警察は今引き取っていないみたいな話で、保健所はと言ったら、保健所へ行ったら、保健所も受け取ってもらえないとか、殺されちゃうのかなとか、何かそんな感じで、本当に初めての経験としては分からなかった部分があります。

ネットで見ても、例えば今、グーグルで調べたら、午前中のうちは、まずは警察へみたいなのが書いてあって、警察へ届出かな、今は動物病院へとか、保護と保温とか、そっちが最初に来て、なかなかその統一したところが分かりませんでした。

この間のお話ですと、市とか県とか、その地域によって、私の場合は市で拾ったので市の方になるんですけど、時津町とかで拾うと、県のところに、さっきの管理センターの方に持っていくとか、なかなかそこら辺が分かりません。

法律も2019年改正されて、5年ほど前から保健所が安易に引取りをしないことは分かっています。

すけれども、そうした、保護してくれるような動物愛護団体がないのかというのを確認させてください。

当日は、私は結局、下条前県議に電話して、下条前議員、今8匹飼っているんですけども、そういうつながりあるので探してみるよと言ったけど、結局駄目でした。最終的には、知り合いのMさんという人が、13匹飼っているんですけど、13匹というと、さっきの愛護管理センターの収容頭数が25匹でしたよね、もうその半分は飼っていただいている状況になるんですけど、そういう人に、今預けているんですけど、保護してくれるような動物愛護団体がないのか確認させてください。

【渡邊生活衛生課長】委員がおっしゃられるように、県にも動物愛護団体の保護を依頼されるご相談を多く寄せられております。

県内でも動物愛護ボランティアされている団体がございますが、団体も数多くの動物を抱えていることが多く、行政から団体に対して引取り相談を持ちかけることは行っておりません。

以上です。

【富岡委員】そのご答弁ですと、結局は自分たちの負担ですね。ネットとかも見ても、飼育放棄は法律違反ということで、結局、一遍受け取ってしまったら、それを先ほどみたいに、さっきのところに戻そうとして、戻したら、多分もう保護違反みたいな形、保護義務違反みたいな感じになってしまうんですかねとか。今となっては、最初、子猫、鼻の頭あたりが白かったの、一応、Mさんにお預けする際には白かったんですね。女の子が男の子か聞いたら、分かりませんということなので、ユキちゃんと名前つけて、それが女の子だったらユキちゃん、男の子だったらユキチということで、どっちでも

いけるようにユキチ、ユキちゃんと呼んでくださいと言っていたんですけど、今、男の子と判明したので、ユキチと言っているんですけど、時々会いに行って、シャーと言われますけど、ちょっとやっぱり愛着が湧いて、いろいろと、拾った瞬間はそういうふうで、何かそこらに放っていけという話になりますと、愛着が湧いたらそういうふうになって、義務が生じて、ずっと費用もということで。

今回、場面に直面してネット検索したら、どうすれば分かりませんでした。こうした場合は、どこに相談すればいいのか、連絡先で一目で分かるものはないのか。あるいは先ほどですと、こんな場合はこうというお話でしたけど、樹形図というのかな、何か分かれて、どの場合はどうすればいいのか、犬の場合、猫の場合、子猫の場合、親猫の場合、何とかなる場合みたいな、何かそういうものがないのか、今のところ県のホームページ見る限りはそこまで分かりやすいものはなかったの、ご質問させてください。

【渡邊生活衛生課長】「長崎 野良猫」で検索いたしますと、「野良猫を見つけたら」という県のホームページがございます。子猫を見つけたら、見かけても触らないでや、あなたは猫をどうしたいなど、分かりやすく説明しております。

県民の皆様からいただいたお電話には、分かりやすく対応させていただいているところではございますが、動物に関するご相談の多くは、決まった内容であることも多いということから、サイトをご覧くださいことで、電話より簡単明瞭にご理解いただけるものと考えております。

また、動物愛護団体と協力しながら、猫のためのサポートブックといった資料なども作成し、イベントなどで配布しながら啓発を進めている

ところです。

管轄保健所がどこになるのかも含め、委員のご意見も踏まえながら、より分かりやすいサイト運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

【富岡委員】そうですね、やっぱり今の時代は、まずはネット検索とかすると思います。私の場合、いろんなところへ電話したけれどもなかなか分かりづらかったところがあったので、すぐ検索した一番上に、そういう分かりやすいものが出てくるようにご努力いただけたらと思います。

以上です。すいません。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11 時 54 分 休憩 —

— 午前 11 時 55 分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き、交通局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、13時30分から委員会を再開します。

— 午前 11 時 56 分 休憩 —

— 午後 1 時 34 分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより交通局関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。交

通局長より予算に係る報告議案の説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設分科会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第13号知事専決事項報告「令和6年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

さきの令和7年2月定例県議会の本分科会におきまして、令和6年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいておりますが、令和6年度の収入支出の状況を踏まえ、令和7年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要を報告いたします。

収入については、運輸収入が見込額より増収となったことなどから、増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で56億8,900万円を計上しております。

また、費用については、人件費等の減額補正を行い、補正後の事業費用の総額で54億8,100万円を計上しております。

以下補正の主な内容につきましてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正。

事業収益については、合計で6,315万5,000円の増を計上いたしております。事業収益の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

事業費用については、合計で8,257万8,000円の減を計上いたしております。事業費用の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出の補正。

資本的収入については、合計で276万6,000円の減を計上いたしております。

資本的支出については、合計で1,305万6,000円の減を計上いたしております。資本的支出の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時37分 休憩 —

— 午後 1時41分 再開 —

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、報告第13号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号は原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行い

ます。

議案を議題といたします。

まず、交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係議案説明資料交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」であります。これは、乗合旅客運賃について、現行の基準額33円の範囲内を43円の範囲内に変更するとともに、定期旅客運賃の見直しを行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化等に伴う利用者の減少に加え、慢性的なバス運転士の不足、燃料費等の物価高騰の影響、さらには老朽化が進むバス車両の更新など、様々な課題への対応が求められており、極めて厳しい状況にあります。

今回の改定につきましては、消費税率の引上げに伴う改定を除いて、平成9年12月以来、約27年ぶりの本格改定となります。

バスを利用される県民の皆様には大きな負担をおかけすることになりますが、交通局におきましては、今後、バス運転士の確保に向けた給与等の処遇改善や老朽化したバス車両の更新等に伴い、費用の大幅な増加が見込まれるところであり、将来にわたり、地域生活路線をしっかりと維持していくためには、運賃の見直しが避けられないとの判断に至ったものであります。

また、運賃改定の時期については、議会の議決をいただいた後、国に認可申請を行い、本年9月1日の実施を目指してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、令和6年度は子会社である長崎県中央バス株式会社の交通局への統合や貸切バスの運賃改定の効果などにより、乗合バス、高速バス及び貸切バスのいずれの部門においても増収となり、営業収益は前年度に比べて2億8,000万円の増となりました。

一方で、営業費用については、バス車両の更新に伴う減価償却費の増や職員の処遇改善に伴う人件費の増などから、前年度に比べ2億円の増となりました。

この結果、補助金収入などの営業外収支を含めた経常収支（税抜き）は、前年度と同程度の1億8,000万円の黒字を見込んでおります。また、最終の事業収支（税抜き）は、旧矢上営業所の解体工事費等の特別損益を含め、1億7,000万円の黒字を見込んでおります。

令和7年度においては、運賃改定の効果等を注視しつつ、人材確保や計画的な車両更新等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、引き続き県内他社と連携し、効率的な路線運行に取り組むとともに、営業所再編や老朽化しているバスターミナル等の再整備を進めるなど、経営計画後期5か年行動計画を踏まえた経営改善策の着実な実施により、経営基盤の安定・強化に努めてまいります。

バス運転士の確保について。

交通局におきましては、運転士の確保のため、これまで処遇改善等を実施してまいりましたが、今年4月時点で欠員が生じるなど、その不足の解消までには至っておりません。また、運転士の

年齢構成が高齢層に集中することから、運転士確保とともに、在職者の離職防止についても喫緊の課題と認識しております。

そのため、今後も高齢層を含む給与等の処遇改善や正規職員としての採用を継続して進めるとともに、新高卒者を採用し、運転士として養成する制度の活用や、バス運転体験会の開催、県内外の合同企業説明会への参加など、新たな人材確保対策にも取り組んでまいります。

新高卒者運転士養成制度においては、昨年採用された職員1名が、営業所やターミナル等での1年間の研修期間を経て、今年5月にバスの運転に必要となる大型二種免許を取得し、現在、運転技術等の研修に取り組んでいるところです。交通局としては、新高卒者のバス運転士が地域の公共交通を支える若い世代のバス運転士養成につながるものと期待しており、引き続き新高卒者の採用に努めてまいります。

今後も、職業としてバス運転士を選択していただけるよう、バス運転士の確保に向けた各種取組を推進してまいります。

貸切バスの状況について。

貸切バスについては、昨年4月に実施した営業所再編の中で、これまでの各営業所への分散配置を見直し、集約化を行いました。この取組により、貸切バス車両数は減としたものの、実働台数は増え、集約の効果があったものと考えており、今後、さらに貸切バスの集約化を進めていきたいと考えております。

昨年1月に国の貸切バスの運賃基準に沿い運賃改定を実施したことで、令和6年度は、令和5年度と比較して約15%の増収となりました。今後は、貸切バス車両の更新を進めるなど、お客様へのサービス向上を図ってまいります。

旅行業を活用した「周遊観光バスぶらりん」

につきましては、西九州新幹線開業に合わせて、県民の皆様や個人の観光客の方々にバスガイド付の貸切バスをご利用いただき、県内の観光振興及び交流人口促進を図ることを目的に実施してまいりました。令和6年度は国の補助金が終了したため、催行本数が24本となり、前年度と比較し、4割程度減少しましたが、大村湾クルーズや萱瀬ダム内部見学など、新しい要素も取り入れながら実施し、180名程度の方々にご利用いただきました。令和7年度以降も関係機関と連携し、内容の見直しやPRの強化等も図りながら、引き続き取り組んでまいります。

長崎県行財政運営プラン2025に基づく取組については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、乗合事業部長より補足説明を求めます。

【柿原乗合事業部長】それでは、第75号議案「長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例」につきまして、補足して説明をさせていただきます。

観光生活建設委員会説明資料交通局の2ページ目をお開きください。

今回の改正につきましては、乗合バスの運賃改定を行うに当たりまして、条例で定めております上限運賃等を改正しようとするものでございます。

上限運賃と申しますのは、バス事業者の経営に必要な原価に基づいて算定をされるものでございまして、お客様から収受できる運賃の上限額でございます。その決定に当たっては、国の認可を経て決定をされるということになってございます。

一方で、実際にお客様から収受する、こちら実施運賃と申しますけれども、実施運賃は、認可された上限運賃の範囲内で設定をして、国に届け出ることで適用される運賃となっております。

なお、今回の改定に伴いまして、予定しております実施運賃につきましては、後ほどご説明をさせていただきますと思います。

それでは、今回の条例改正の概要についてご説明をさせていただきます。

の乗合旅客運賃の基準額についてでございますけれども、こちらは運賃計算を行う上での基準となる1キロメートル当たりの運賃額でございます。その上限を、現行の33円の範囲内から43円の範囲内に改定しようとするものでございます。

次に、長崎市内中心部において適用しております特殊区間制運賃の上限額につきまして、現行の190円の範囲内から1区220円、2区230円、3区280円、4区290円の範囲内に改定しようとするものでございます。

なお、今回の改正に合わせまして、1区から4区の各運賃額の上限額を条例に定めることとしたしております。

次に、3ページをご覧ください。

定期旅客運賃の割引率につきまして、現在、通勤定期券につきましては、1か月、3か月、6か月の設定がございます。このうち6か月定期券の割引率につきまして、現在の45%割引から40%割引に引き下げようとするものでございます。

なお、通学定期券につきましては、割引率の変更は行いません。

でございます。通勤・通学定期券と団体発売定期券につきましては、ご利用の実態が少ないこと等から、制度そのものを廃止しようとする

るものでございます。

以上4点が、今回の条例改正の主な内容となっております。

次に、条例で定めようとする上限運賃の範囲内で、実際にお客様から収受しようといたします。実施運賃の予定額、これをどのように考えているかにつきまして、続いてご説明をさせていただきます。

なお、これから申し上げます運賃額につきましては、実施運賃の予定額を申し上げますので、これまでご説明しました上限運賃額とは異なる点につきまして、ご了承をお願いいたしたいと思いをします。

また、国の今後、認可手続等の過程において、これからご説明する運賃額等については、今後、変更が生じる可能性もありますことを併せてご了承くださいたいと思いをします。

それでは、観光生活建設委員会補足説明資料の1ページ目をお開きください。

1、運賃改定の概要につきましてでございます。今回の改定は、本年9月1日の実施を予定しております。

対象路線につきましては、県外高速路線を除く一般乗合バス全線を予定しておりまして、平均改定率につきましては、上限運賃36.07%、実施運賃17.43%となる見込みであります。

2の普通旅客運賃につきまして、初乗り運賃は、現行150円から180円に、長崎市内で適用しております特殊区間制運賃につきましては、1区が160円から190円に、2区が170円から200円に、3区が180円から230円に、4区が190円から260円に、それぞれ改定を予定してございます。

また、基準賃率につきましては、1キロメートル当たり現行33円から37円50銭に改定を予定してございます。

なお、現在、長崎バスさんと同水準の運賃に設定をしております長崎市内の運賃につきましては、引き続き同じ水準となるように調整して設定をしていきたいと考えております。

3、定期旅客運賃、こちらは通勤定期券の6か月定期券のみ割引率を45%から40%に引き下げようとするものでございます。

2ページをお開きください。

路線バスの主な区間の運賃や定期券の改定後の額をお示ししております。

普通旅客運賃につきましては、おおむね、これは区間によっても異なりますが、おおむね30円から50円程度の値上げとなる見込みでございます。

また、これらの路線バスで適用いたします定期券につきましては、これは1か月、3か月、6か月、通用期間が異なりますので、1か月当たりの値上げ額ということで申し上げさせていただきますけれども、通勤定期券で、おおむね一月1,500円から3,000円前後の値上げとなります。

通学定期券で、おおむね1,000円から2,000円前後の値上げとなる予定でございます。

また、今回の改定に合わせまして、企画乗車券につきましても、制度の見直しを予定しております。

5番の企画乗車券のところをご覧ください。

まず、65歳以上の方を対象といたしました高齢者向けのフリー定期券（プラチナパス65）につきましては、現在利用区域を限定したエリア限定版というのがございますけれども、こちらを廃止いたしまして、全線フリー版に制度を一元化した上で、運賃の改定を予定しております。

なお、プラチナパス65の運賃は、消費税改定時も据え置いておりましたので、平成30年の制

度創設以来、初めての改定となります。

今回の改定に伴いまして、75歳以上でのお客様が、現行の利用者の中のおおよそ半数以上を占めるに至ってきたことであるとか、あと、75歳以上でのお客様の利用動向を見ますと、朝夕のピーク時間帯の利用頻度が少ないという現状も踏まえまして、新たに75歳割という割引価格を新設いたしまして、おおむね現行価格の水準を引き継いで設定をする予定としております。

また、運転免許証を自主返納後1年以内の方を対象にいたしました免許返納パスという制度がございますけれども、この購入者の全てがもう現在65歳以上の方であること等から、今回、免許返納パスを廃止をいたしまして、新たにプラチナパスの免許返納割を新設いたしまして、現行の価格水準で設定をすることで高齢者向け企画定期券制度の集約及び再編を図りたいというふうに考えております。

このほか、ご利用の少ない高速シャトルフリーパス、団体発売通勤定期券、通勤・通学定期券の廃止を予定しております。

次に、3ページをお開きください。

高速道路等の有料道路を走行する都市間高速バスについても、運賃の改定を予定しております。

まず、空港のリムジンバスにつきましては、現行の1,200円から1,400円に改定をする予定でございます。

次に、長崎佐世保間を走ります長崎佐世保線は、現行1,550円から1,800円に改定する予定でございます。

また、nimocaやSuicaなどの交通系ICカードご利用の際に適用されますIC割引運賃というのがありますが、現行の1,450円から1,550円に改定を予定しております。

それから、高速シャトルバス長崎諫早線につきましては、現行680円の一律運賃から、乗車距離に応じた3区分の運賃に改定をする予定でございます。また、近年、ICカードの利用が多くなっているという現状を踏まえまして、今回の改定に合わせて、IC運賃を新設いたしまして、一律710円で設定をする予定としてございます。

それから、高速シャトルバス長崎大村線におきましても、現行920円の一律運賃から、乗車距離に応じた3区分の運賃に改定いたしまして、あわせてIC運賃を口新設し、一律970円で設定をする予定としております。

それから、最後に今回の改定を契機に、利便増進を図るための施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

7番の利用促進を図るための取組をご覧ください。

ICカードを使って乗り継ぎをした場合に、乗継割引は現行ございますが、この適用条件につきまして、これまで30分以内としていた乗り継ぎ時間を60分以内に拡充するとともに、割引金額につきましても、これまでの30円から50円に引き上げることで運賃改定に伴う乗り継ぎ負担増の軽減を図ってまいりたいと考えております。また、定期券等の高額商品を購入する際のクレジットカード決済やQRコード決済への対応ができるように、定期券の発券が多くなる時期に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

このほか、最近、海外のお客様が多くなってきたということもございますので、よく海外のお客様がご利用される空港リムジンバスにクレジットカードのタッチ決済の対応ができるように、今年度中の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせてい

たきます。よろしくご審議いただきますようお願いします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堀江委員】今説明がありました第75号議案、長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例について質問いたします。

説明の中で、慢性的なバス運転手の不足など、公共交通を取り巻く環境が非常に厳しいので、将来にわたり地域生活路線をしっかりと維持していくためには、運賃の見直しが避けられないとの判断に至ったという説明がありました。

乗合バスをどう守るかというのは、全国的にもやはり大きな課題・問題だと私も認識しております。特に乗合バス路線の廃止、撤退、それから減便ということで、生活の足をどう守るかということでは、国会でも大きな論議になっています。

その中で、例えば運転士不足ということを上げたときに、日本共産党の議員が国会で質問したときに、例えば2012年には8万2,634人いた運転手が2021年には7万4,340人ということで大きく減少していると。長時間労働、それから低賃金ということも大きな要因となって、なかなか運転手の待遇改善が一つのキーワード、鍵になっているということも、私も認識しているところです。

そこで、この条例改正に関わって、1つは、公共交通を取り巻く状況が厳しいと。その中にバスの運転手の不足というのがあると。所管外になりますけれども、例えば今年4月の時点で欠員が生じるということで、なかなかその定員まで確保できていない状況があるということですが、県営バスの運転手の場合、最近の運転手の数、

それから手元にある数字で減っているのかどうか、そこら辺の数字が分かるのが、まず、ありますか。

【岩崎管理部長】欠員の状況でございます。

令和7年4月1日、本年4月1日の欠員の状況につきましては、24名が不足しているという状況でございます。これは必要な人数が392名なんですけれども、実員が368名ということで、24名欠員状況となっているという状況でございます。

令和6年、昨年度の数で申し上げますと、4月時点で19名の欠員という形になってございまして、こちらが定数、必要な数が382、実員が363ということで、採用について努力をしている状況ではございますけれども、現時点におきましては、昨年度と比べまして欠員が拡大しているという状況にございます。

【堀江委員】そこで、まず、国との関係ですよね。要は、国会でもこうした論議は随分されていて、じゃ国の支援がどうかということで、例えば地域公共交通確保維持事業とかという補助金があると。でもなかなかそれは、全国から申請が多くて十分に補助金を確保できない。逆に言えば、国の予算が十分取られていないという側面もあるかと思うんですが、今回のバスの運賃改定に当たって、国との関わり、要するにもちろん今後のいろんな歳入歳出含めてバスの運賃改定を避けられないと判断したんだけれども、国に対する要望、あるいは国の予算の確保の状況、そういった努力はどうだったのか、この点を教えてください。

【岩崎管理部長】バス事業を支える国の制度につきましては、日本バス協会という団体がございまして、こちらを通じて全国のバス事業者として要望を上げさせていただいているという状況でございますし、私ども公営交通でござい

ますので、全国の公営交通事業者が、公営交通事業協会というのを構成しておりまして、こちらでも別途、国土交通省をはじめ、国の方に要望させていただいているという状況でございます。

【堀江委員】要望していることは理解いたしました。

予算の確保という場合はどうなんですか。例えば分かりやすく言うと、長崎県は10要望したんだけど、実際に補助金としてきたのはどれぐらいなのかとかいうことの、実際に要望しているのは分かりました。実際に確保できた予算というのはどういうふうに捉えたらいいですか。

【岩崎管理部長】申し訳ありません。全体の予算の資料は手元にございませんけれども、先ほどおっしゃっていただきました公共交通の改善、改善事業でありますとか、そういった総額の確保については、強く日本バス協会、公営交通事業協会を通じて要求をしておりまして、一定、枠としては確保されているというふうに認識はしてございます。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】今の説明を聞きますと、この乗合バスの運賃の改定を27年ぶりに行おうとしていると。これもいろいろとこの局長並びにそれぞれ部長の方々から話を聞いておりますと、なかなか並大抵のことではないと。相当な決意がね、それぞれ経営に対する、また県民の皆さん方の足を守る、あるいは生活暮らしを守るとこういう視点に立って、並々ならぬ熱意というものが伝わってきます。

今回、改定をなぜするのかということについては、まず、車両更新をしている。それから、人材確保のための処遇改善、路線バスの維持を

行くと。すべからく必要なことだと。こういうようなことから、今改定という形になろうとしているわけですよ。

私は、正直言って27年間も改定がなかったのかと。消費税の改定のときはまた別だろうけども、本当にそんな形で、経営があまりうまくないところにおいて、歯を食いしばって頑張ってきているという感じは率直に受けます。私もいささか経営をやっているからよく分かるわけだけれども、よく本当に27年間、料金の値上げをせずに何とか経営をうまく持っていきたいと。並々ならぬ取組については、改めて敬意を表しておきたいと思います。

それで、大体、実質的な運賃、改定率が17%という説明がありました。この17%の改定によって、どの程度の増収効果が見込まれるのかと、この点についてお尋ねします。

【柿原乗合事業部長】今回、実施運賃の改定率17%ということで、今回の改定で予定している効果額について、お答えさせていただきたいと思います。

値上げによって利用者の減少なども一定、生じてくると想定されることから、そういった利用者減も踏まえまして、通年ベースでこちら約4億円程度の増収効果というものを見込んでおります。

また、改定後、こうした想定とおりの効果が生じるかというのは、しっかりと注視をしてみたいと考えております。

【小林委員】改定効果を4億円ぐらい見込んでいます。しかし、それもしっかり頑張ってやらなければ、果たして、見込みであるけれども4億円まで到達できるかということについては、やっぱりそれなりに取組が大事という、それなりの固い決意を聞くことができました。

そうすると、我々が考えるときに、年間4億円の改定効果、これがあるということで、新たに4億円の収入が出てくるわけですね。そうすると、人材確保とか、あるいは車両の更新とか、そういうようなことについては分かる。人材を確保するためには、やっぱり給料、人件費の見直し、処遇改善もいろいろあるけれども、やっぱり働きやすい環境をつくり、一定の収入が得るような、そういう経営を、運営をやっていかなければいけないと、こういうことでありますけれども、やっぱり4億円を新たな収入として取り込んで、これからこの4億円を使って、どれだけのプラス効果をもたらそうと考えているのか。この運営方針、経営方針、どういうものであるかということをお尋ねしたいと思っています。

【柿原乗合事業部長】運賃改定の効果額、今後どのように使ってまいるかということで、まずは車両更新について、私の方からお答えをさせていただきますと思います。

車両更新について、今後しっかりと対応していかないといけないということがございまして、特に今年度から、現経営計画の最終年度でございます令和9年度までの3か年で、乗合貸切車両を含めて、合計82台の更新を予定してございます。それにより減価償却費というものが、昨年度3億4,000万円だったところが、約2倍程度となる6億円から7億円程度になる見込みでございます。

ただ、この82台の更新につきましては、使用年数の25台を超える車両を中古車による更新も交えて全て更新をしていきたいという計画でございまして、現在、車両が老朽化している状況から大きく改善をするものと考えておりますので、以降も計画的に車両更新を行ってまいりたいと考えております。

【岩崎管理部長】人材確保に向けた給与の見直しでございます。

これまで交通局の職員の給料につきましては、基本的に人事院勧告等を使ってやっているんですけれども、経営状況から改定を見送るであるとか、そういったことをずっとやってきた経過がございます。令和4年度から徐々に改定というのを、経営状況を見ながら取り組んでいる状況でございます。

今後、どれぐらい上げていくかというのは、他社の状況でありますとか、他社、他のバス会社の状況でありますとか、あとはその職員組合をはじめとした内部の職員の意見も丁寧に聞きながら検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにしても、人員確保につながるようにはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】バスの82台と、思い切った数字が出てきたと思うんだよ。そう4億円ぐらいで82台、それから減価償却についても相当前進するわけだね。経営の実態は非常に力強くなると、安定した経営母体になってくるというようなことで、それがゆえにやっぱり人材確保、そして、その給与の一定というようなことで、ひょっとしたらこの状況によって4億どころか、やり方如何によっては4億5,000万とか、あるいは5億円になるとか、そういう改定効果も考えていただかないといけないと。やっぱりこの経営というのは、お客様あってのことだから、そういうところをやっぱり考えてもらわないといけないと。

それで、改定によってお客様が離れてしまうというようなことはないような料金設定になっているだろうと、そういうことを考えていくときに、やっぱり会社の経営母体を安定させて、それで人材確保をやり、それからバスも大分古

くなっている、そういう老朽化しているようなものを取り替えていく。お客様に対するサービス、しかも一番大事な安心・安全、こういう面からいろいろと会社で取り組んでいただくということであるけれども、一番私が申し上げたいことは、お客様あっての、我々でないといけない、会社でないといけないと、こう考えるわけですよ。

そうすると、今回の改定によって、どれだけお客様に対するサービスが向上するのかと。この辺をもっとどんどん言っていたかなければいけないと。そののところについてはどうですか。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘のとおり、運賃の値上げの一方で、やはり利用者の利便向上を図るという視点は、非常に重要だと考えております。

先ほどと少し説明した内容も若干かぶりますが、利用者から、これまでは定期券など高額な商品を購入される際に、今までは現金のみの取扱いでございました。やはりクレジットカード等を利用したいというご要望がやはり多かったということもありまして、今回、定期券の発券が多くなる、10月頃には多くなりますので、それを目途にクレジットカード等の決済を窓口で可能にするように取り組んでいきたいと考えております。

それから、インバウンドの需要というのがやはり多くなってまいりました。ですから海外のお客様が多い空港線におきまして、今年度中になりますけれども、クレジットカードタッチ決済を導入してまいりたいと考えております。

それから、今待合の中で、乗り継ぎをされるときに次のバスがどこにいるんだろうというところの、接近情報というところを、こちら昨年

からバスナビを導入をいたしましたので、今年度中になりますが、乗り継ぎ利用者が多い東長崎営業所や大村ターミナルの待合所の中にデジタルサイネージを設置いたしまして、県営バスナビによる、バスの接近情報というものを表示して、皆さんにバスの利用がしやすくなるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【小林委員】今の話を聞いてね、やっぱりお客様の利便性の向上、これを考えて、第一義にやっていくと、お客様ファーストというような形で考えていただいていることは大変心強いし、また、インバウンドの対策、またクレジットカードとか、そういう新しい時代が求めるようなことを経営の中に考えていただいて、そういう諸々併せた利便性の効果、これが、今回考えておられるということは非常に安心をいたします。

先ほども言ったように、お客様あっての経営でありますから、この辺のところを、なお一層手厚くやってもらうことをお願いしたいと思います。

それでは最後に、県営バスといえば、基本、経営母体が、なかなか安定的なものではないと。今までは、県庁からいろいろ支援を相当差し伸べなければならなかったというような経過もあって、今独自でやっていただいていると、こういう状況でございます。

今回、改定効果が4億円見込まれる中において、これからの改定後の経営の見通しをどのように考えておるのか、その辺のところを局長にお尋ねしてみたいと思います。

【太田交通局長】ただいま小林委員から経営状況どうかという話がございました。

令和2年から始まりましたコロナによりまして、大幅な赤字になりましたけれども、令和4年

以降、3年黒字が続いております。

ただ、これも先ほど言いました車の更新を控えた結果ということで、今後、運賃改定を実施できるということになりますと、やはり一定の収入を確保して、そして人と車と、それをきちっと継続できるような格好で回していけるのではないかというふうに思っております。ですから、運賃改定も含めまして、行動計画を策定しておりますので、それを具体的にきちっと一つ一つ実施をしながら経営の安定に努めていきたいというふうに思います。

【小林委員】局長をはじめ皆さん方ね、しっかり県民の皆様方の足を確保して、県民の皆様方に理解をいただけるように、そういう取組をしっかりとやってもらうことをお願いしておきたいと思います。頑張ってください。

終わります。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第75号議案について、公共交通を取り巻く環境は、慢性的なバス運転手の不足等、極めて厳しい状況にあることは私自身も認識しているつもりです。国会でも、会派としてバス路線の運行維持について十分な予算を確保することを強く求めています。

本条例のバス運賃改定、バス料金値上げについては、物価高騰の中で、バスを利用される県民の皆様には大きな負担をかけることであり、反対の態度を取らせていただきます。

【坂口委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案について採決を行います。

第75号議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口委員長】起立多数。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎管理部長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上での契約案件につきましては、資料の2ページから記載をしてございまして、本年2月から5月までの実績は、計10件となっております。

また、附属機関等会議結果報告につきましては、長崎県営バス経営評価委員会の1件となっております。

その内容につきましては、資料の12ページ目から記載のとおりでございます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料についてご質問はありませんか。

【富岡委員】2ページの1,000万円以上での契約のうちの7番、インタンク軽油購入なのですけれども、こちらについて、4月から5月分ということで、なぜ随意契約になっているのかということについてお聞かせいただけたらと思います。

【岩崎管理部長】4月、5月分のインタンク軽油でございますけれども、こちら一般競争入札によりまして入札を行ったのですけれども、予定価格超過という形になりまして、落札者がございませんでした。そのため、この分につきましてはWT0の案件ということで、再度の入札に時間がかかるものですから、今回、緊急的な措置という形で随意契約とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時26分 休憩 —

— 午後 2時27分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして交通局関係の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退出のためしばらく休憩いたします。

— 午後 2時27分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時30分 再開 —

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

— 午後 2時31分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 75 号 議 案	長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 79 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決
第 80 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 81 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 82 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 83 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 84 号 議 案	財産の取得について	原 案 可 決

計 7 件 (原案可決 7 件)

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 湊 亮 太

署 名 委 員 堀 江 ひとみ

署 名 委 員 富 岡 孝 介

書 記 林 田 直 浩

書 記 和 田 周 也

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配 付 資 料

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会 関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第68号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告（令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号））

のうち関係部分

報告第10号 知事専決事項報告（令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号））

であります。

はじめに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、公共事業に対する国の内示に伴う調整及び崎戸港ターミナル浮桟橋連絡橋落下事故に係る損害賠償に要する経費について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	9,582万4千円の増
国庫支出金	13億222万円の増
合 計	13億9,804万4千円の増

となっております。

歳出予算は、

土木管理費	625万円の増
道路橋りょう費	1.0億9,436万円の増
港湾空港費	13億1,712万1千円の増

合 計 24億1,773万1千円の増
となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、
992億7,412万2千円
となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく調査費)

国の内示に伴い、

公共事業 625万 円の増
(交通安全施設費)

国の内示に伴い、

公共事業 4億4,055万5千円の増
(橋りょう補修費)

国の内示に伴い、

公共事業 6億5,380万5千円の増
(港湾改修費)

国の内示に伴い、

公共事業 13億1,376万 円の増
(港湾施設管理費)

崎戸港ターミナル浮桟橋連絡橋落下事故に係る損害賠償に要する経費として、

単独事業 336万1千円の増

を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置すること
について、あらかじめご了承いただいております。令和6年度予算の補正を令和7
年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要を
ご説明いたします。

まず、報告第1号知事専決事項報告(令和6年度長崎県一般会計補正予算(第10
号))のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算の総額は、

歳 入	1億5,789万5千円の減
歳 出	15億7,557万 円の減

であります。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,072億8,794万7千円

となります。

補正予算の内容を歳入、歳出別にご説明いたしますと、

歳入予算では、

分担金及び負担金	3億1,907万5千円の増
使用料及び手数料	3,789万6千円の増
国庫支出金	6億 407万8千円の減
財産収入	2,593万8千円の減
諸 収入	1億1,515万 円の増

合	計	1億5,789万5千円の減
---	---	---------------

歳出予算では、

企	画	費	1千円の増
土	木	管 理 費	4,386万6千円の減
道	路	橋 り ょ う 費	8,010万7千円の減
河	川	海 岸 費	1億4,965万6千円の減
港	湾	空 港 費	2億9,834万7千円の減
都	市	計 画 費	1,709万6千円の減
住	宅	費	1億1,510万2千円の減
公	共	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8億7,139万7千円の減
合	計		15億7,557万 円の減

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(港湾災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業	4億	円の減
------	----	-----

(河川等災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業	3億	393万8千円の減
------	----	-----------

(港湾改修費)

国の内示に伴い、

公共事業	2億2,826万3千円の減
------	---------------

などをそれぞれ補正いたしております。

次に、報告第10号知事専決事項報告（令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号））についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴い、

歳入、歳出それぞれ、	10億2,096万5千円の減
------------	----------------

を計上いたしております。

次に、令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

企	画	費	3億1,297万1千円
土	木	管 理 費	1億2,680万3千円
道	路	橋 り ょ う 費	223億6,701万6千円
河	川	海 岸 費	158億6,430万5千円
港	湾	空 港 費	29億5,739万1千円
都	市	計 画 費	16億6,867万7千円
住	宅	費	2億6,730万3千円
公	共	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4億2,219万8千円
合	計		439億8,666万4千円

であります。

繰越の主な理由は、国の経済対策や地元関係者との調整難航、用地補償交渉の難航、設計・工法等の変更などによる工期不足により、年度内執行が困難になったことによるものであります。

次に、令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

港 湾 費	1,840万 円
財 産 管 理 費	8,903万5千円

であります。

繰越の主な理由は、想定していなかった工事の追加による工期不足により、年度内執行が困難になったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和7年6月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第79号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

第80号議案 契約の締結について

第81号議案 契約の締結について

第82号議案 契約の締結について

第83号議案 契約の締結の一部変更について

第84号議案 財産の取得について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第79号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、県管理港湾崎戸港の港湾施設の浮桟橋連絡橋において、台風接近に伴い連絡橋を吊上げ、支柱に固定する作業中にワイヤーが破断したことにより連絡橋に乗っていた作業員が落下し、怪我を負ったことに対する損害賠償の額を決定しようとするものであります。

第80号議案「契約の締結について」は、一般国道251号道路改良工事（4、5号橋上部工）の請負契約を締結しようとするものであります。

第81号議案「契約の締結について」は、主要地方道平戸生月線橋梁補修工事（生月大橋P5橋脚補修工）の請負契約を締結しようとするものであります。

第82号議案「契約の締結について」は、浦上ダム建設工事（貯水池掘削工1工区）

の請負契約を締結しようとするものであります。

第83号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和5年11月定例会で可決された浦上ダム建設工事（仮設工3工区）について、施工条件の変更に伴い仮設鋼管杭の打設長が増加したことにより、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

第84号議案「財産の取得について」は、老岐空港へ配備する空港用化学消防車を取得しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定6件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、道路法面からの倒木や落石等によるものが6件であります。

各事案の相手方へ支払った賠償金は合計で1,716,168円であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（石木ダムの推進について）

石木ダムについては、漏水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方で、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることが最善であるという考えに変わりはなく、去る4月20日と6月1日に川棚町で開催しました「石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会」では、川原地区にお住まいの皆様にもご参加いただき、「川棚川における計画流量の算定方法」や「ダム予定地の地盤」「環境への影響と対策」など、皆様の疑問にお答えさせていただいたところであります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、広くご意見を伺ったところであります。

今後、いただいたご意見や地元説明会の結果等を踏まえ、国へ計画を提出する予定としております。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

(幹線道路の整備について)

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路をはじめとする幹線道路の整備を進めております。

本年4月1日に発表された国土交通省関係の令和7年度予算においては、島原道路のうち、唯一の未事業化区間であった諫早市小野町から長野町間について、計画段階評価に着手されることとなりました。このことは、当該区間の事業化に向けた大きな前進であると捉えております。

また、島原半島地域の道路網については、計画の具体化に向けた検討が進められる

こととなりました。今後も国と連携し、関係市のご意見を伺いながら、検討をさらに深めてまいります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する高規格道路など、幹線道路の整備推進に全力で取り組んでまいります。

(長崎駅前バスターミナルの再整備について)

長崎駅前バスターミナルの再整備につきましては、事業化に向け、県及び長崎市により市街地再開発事業などの都市計画の手続きを進めてきたところですが、県及び長崎市の都市計画審議会での審議を経て、去る5月30日、都市計画決定がなされました。

県としましては、次の手続きである事業計画の認可に向け、再開発準備組合を支援するとともに、長崎の陸の玄関口である長崎駅前交通拠点の整備に向け、引き続き国や市と連携して取り組んでまいります。

(西海橋公園の再整備について)

西海橋公園の再整備につきましては、公園への集客力向上を図り、広域周遊の促進や県内外からの交流人口拡大に繋げるため、官民連携手法の導入を視野に入れた再整備の検討に着手いたしました。

まずは、民間事業者の皆様の理解を深めるとともに、アイデアや意見を求めるため、サウンディング型市場調査として、現地説明会や個別対話を行ったところであり、引き続き、民間事業者と意見交換しながら、官民連携手法の導入可能性の検討を進めてまいります。

(長大橋維持管理事業について)

特殊構造で延長の長い橋梁の維持管理においては、高度な技術力・ノウハウを要するとともに、ライフサイクルコストの縮減や補修予算の平準化が課題であることから、PFI事業を導入し、PFI法に基づき実施方針の公表を行うものでございます。

今回の取組は国内に前例がなく、長期契約による官民双方の課題・効果を検証するために、2橋・5年契約でのスモールスタートで試行するものでございます。

(西諫早団地建替事業について)

諫早市堂崎町に立地しております県営西諫早団地の建替をPFI事業として実施することとし、本年7月に入札の公告を行う予定でございます。

(盛土規制法の運用開始について)

これまで県では、規制区域(案)の指定や手数料条例の制定など、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の運用開始に向け準備を進めてまいりましたが、本年7月5月23日に予定どおり法の運用を開始いたしました。

これによりまして、県内全域で一定規模以上の盛土等が許可又は届出の対象となり、同日から許認可事務を開始したところであります。

また、危険な盛土等が造成されることを防止するための取組についても併せて進めており、盛土等による災害から生命や財産を守り、県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略

的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごとと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、土木部においては、主に「国内外とのネットワークを拡大する」や「災害に強い県土をつくる」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「国内外とのネットワークを拡大する」では、「道路・港湾・空港等の交通ネットワークの充実」に向け、高規格道路や港湾の整備などに取り組むほか、「災害に強い県土をつくる」では、「災害に備えたインフラ施設の整備」に向け、県民の暮らしと命を守るインフラの整備やメンテナンスの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に基づく取組について)

令和7年6月定例県議会

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる土木部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、「地方公社の経営健全化」につきましては、長崎県土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社の三公社の業務を統合し、効率的な組織体制の強化を図っております。

なお、土地開発公社においては、令和8年度に解散・清算を行う方針としており、時津第10工区の住宅用地が完売するなど、課題解決に向けて取り組んでおります。

また、特定調停から経営再建中の住宅供給公社においては、令和6年度決算で約6,200万円の当期利益を計上し、調停成立以降21期連続の黒字経営となり、経営再建は順調に進捗しております。

今後とも、公社の経営の健全化を図るため、適切な指導監督に努めてまいります。

このほか、「環境変化に対応した公営事業サービスの提供」に取り組み、その内容及び効果はお配りしております資料のとおりでございます。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	11万 9千円の減
国庫支出金	518万 2千円の減
財産収入	43万 5千円の増
寄附金	5万 6千円の増
繰入金	164万 3千円の減
諸収入	1,474万 円の減
合 計	2,119万 3千円の減

歳出予算では、

企画費	1億5,252万 1千円の減
障害福祉費	7万 6千円の減
生活対策費	1,087万 5千円の減
商業費	621万 8千円の減
観光費	4,280万 5千円の減

社会教育費	964万 2千円の減
合 計	2億2,213万 7千円の減

となっております。

歳入予算の主な内訳についてご説明いたします。

諸収入の主なものは、

・文化施設改修等整備に係る長崎市及び佐世保市の負担金

1,357万 4千円の減

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、

- ・文化施設改修等整備費 5,901万 4千円の減
- ・国際定期航空路線維持・拡大事業費 3,415万 2千円の減
- ・日本スポーツマスターズ2024長崎大会開催事業費 1,522万 9千円の減

であります。

観光費の主なものは、

- ・インバウンドプロモーション強化事業費 731万 7千円の減
- ・ディスカバーNAGASAKI・周遊促進事業費 644万 2千円の減
- ・「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費 608万 6千円の減

であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

観光生活建設委員会関係説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

去る4月11日、長崎県美術館では、多くの関係者や来賓のご出席をいただき、開館20周年記念式典を開催いたしました。

本館は、平成17年4月23日の開館以降、美術館という枠を超えて、呼吸しながら都市や地域を大きく活性化していく「呼吸する美術館」をコンセプトに、本年2月には、総入館者の累計が700万人を突破するなど、訪れる多くの方々に新しい発見と創造の喜びを提供してまいりました。

また、この20年間、本館においては長崎ゆかりの作家やスペイン美術に関する作品の収集、調査研究を重ね、長崎の文化芸術の拠点として、114を超える展覧会のほか、離島を含めた県内各地における教育普及・生涯学習事業など多彩な文化芸術活動を実施してまいりました。

現在開催中の「金曜ロードショーとジブリ展」では、これまでの展覧会の動員記録を塗り替えるなど、幅広い世代の方々に大いに賑わっているところであり、今後も、芸術文化の発展に寄与する美術館として、また、本県の魅力を広く発信していく文化活動の拠点として、県民の皆様親しまれる美術館となるよう取り組んでまいります。

(日本遺産「国境の島」認定10周年について)

「国境の島 奄岐・対馬・五島」は、本年4月に、日本遺産に認定されてから10周年を迎えたことから、県内外において情報発信の強化や記念事業の実施に取り組むこととしております。

去る4月には、関係市町と連携して10周年を記念したロゴマークやポスターを作成し旅行会社や交通機関等へ周知するとともに、認定日の4月24日には、これまでの関係市町におけるSNSや公式ウェブサイトでの発信に加え、新たに公式インス

タグラムを開設したほか、原の辻遺跡の出土品である「人面石」のレプリカを長崎駅構内に展示したところであります。

今後は、首都圏・関西圏におけるメディアキャラバンのほか、夏から秋にかけて、関係4市町での講演会・展示会の開催や、構成文化財を巡り、楽しみながら「国境の島」の歴史を知ることができるクイズラリーの実施、さらには地域の歴史や自然、食などの特色を活かした特別な体験ができる旅行商品の造成などにも取り組んでまいります。

引き続き、関係市町や民間団体等と連携しながら、日本遺産の更なる認知度向上と誘客促進に努めてまいります。

（「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年について）

「明治日本の産業革命遺産」は、本年7月に、世界遺産に登録されてから10周年を迎えることから、関係する8県11市で構成する世界遺産協議会の取組として、東京都における「登録10周年記念シンポジウム」や、構成資産を有する全国8エリアへの周遊を促す「カードラリー」等を開催いたします。

また、各関係自治体においても記念事業を予定しており、長崎エリアにおいては、「登録10周年記念フォトコンテスト写真展」の開催などのほか、構成資産の歴史や魅力を伝えるホームページの充実などの情報発信にも、長崎市と連携して取り組んでまいります。

引き続き、関係自治体と連携しながら、産業革命遺産の更なる認知度向上と保護意識の醸成を図るとともに、誘客促進に努めてまいります。

（ながさきピース文化祭^{にせんにじゅうご}2025について）

9月の開催まで2か月余りとなりました「ながさきピース文化祭2025」については、円滑な実施に向け、市町や関係団体と最終調整を行っております。

また、令和5年度から節目節目でのイベントを実施しており、去る4月12日には、長崎市のチトセピアホールにおいて、障害者アートのワークショップを開催し、約100名の方に参加していただきました。5月11日には、若手育成事業のひとつとして、佐世保市の「さるくシティ^{よんまるさん}403アーケード」において、県内の中・高校生等によるマーチングパレードや演奏会を実施し、機運醸成に努めたところであります。

5月30日には、県の実行委員会総会を開催し、県、市町、関係団体が一丸となって文化祭の成功に向けて取り組んでいくことを改めて確認したところであります。

現在、アルカスSASEBOで行われる「開会式」については、6月6日に出演者の発表と併せ、一般観覧者の募集を開始したところであり、大会の機運もより一層高まるものと期待しております。

このほか、新たに制作した文化祭の紹介映像の放映や、ガイドブックの発行、各種媒体を活用した広告のほか、7月21日に東京で開催される文化庁主催のPRイベントなどを通して、更なる周知を図ることとしております。

県としましては、多くの方々にとって魅力にあふれ、心に残る文化祭となるよう、引き続き開催に向け準備に万全を期してまいります。

（観光の振興について）

令和7年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、大型複合施設「長崎スタジアムシティ」での県外からのスポーツ観戦者の増加や「出島メッセ」での大規模大会・学会の開催効果に加え、長崎〜ソウル線の運航再開等により韓国人観光客が増加したことなどから、前年同期と比較すると7.0%増となりました。

去る4月13日には、大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開幕し、連日、国内外から多くの観光客が訪れており、関西エリアへの注目が集まっていることから、この機会を最大限に活用し、長崎の「食」や「歴史・文化」、「自然・景観」といった魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

具体的には、9月3日から5日までの3日間、万博会場内において九州7県合同により観光や物産等を発信するブースを設置するほか、9月19日から23日までの5日間、大阪駅周辺を会場に、本県独自の観光物産イベントを開催することとしております。

この他、交通事業者や旅行会社とタイアップしたキャンペーンの実施など関西エリアでのプロモーション強化に加え、観光客のニーズやターゲットに応じた訴求力のある情報発信により、本県への誘客や周遊の促進につなげてまいります。

また、本年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる5年間の計画を策定することとしており、去る4月25日に県観光審議会を開催し、有識者の皆様から骨子案についてご意見いただくなど、策定作業を進めているところであり、7月以降は各地域において意見交換会を開催することとしております。

さらに、新たな観光振興財源の導入に向けては、専門的な見地から議論を深めるため、県観光審議会の中に設置した観光振興財源検討専門委員会を、5月9日と6月6日の2回にわたり開催いたしました。その中では、新たな観光振興財源として「宿泊税で制度設計を行い、今後、市町などの意見も聞きながら検討を進めていくことが適当」というご意見をいただいたところであります。

今後は、次期観光振興計画とあわせて、新たな観光振興財源の導入に関しても県議会をはじめ、市町や関係団体、各地域の皆様のご意見等をお聞きしながら、検討を進めてまいります。

(インバウンドの推進について)

観光庁発表の宿泊旅行統計調査によれば、本県における外国人延べ宿泊者数は、2024年は約60万1千人泊で、前年2023年の約46万3千人泊と比較しますと、約1.3倍となっており、順調に回復しております。

また、観光庁のインバウンド消費動向調査によると、訪日外国人旅行者の8割以上がF I T・個人旅行者であるとともに、8割以上がウェブサイト経由で旅行手配を行っております。

こうしたことから、インバウンドについては、更なる需要の拡大を図るため、地元市町や関係事業者等と連携し、インターネットのみで取引を行う旅行会社を活用した長崎県F I T誘客インバウンド推進事業に新たに取り組むこととしております。

このほか、昨年度に引き続き、飲食店のメニュー多言語化などの受入環境整備に取り組むとともに、九州観光機構や各市町と連携し、富裕層等に訴求する観光コンテンツである「アクティビティを通じて自然や異文化を体験するアドベンチャーツーリズム」などを活用し、誘客促進につなげてまいります。

クルーズについては、昨年の本県へのクルーズ船入港数が247回となるなど、前年2023年の133回と比較しますと、約1.9倍となっており、順調に回復しております。

引き続き、県内市町や関係機関と連携し、入港拡大に向けた船会社や旅行会社に対する積極的な誘致活動をはじめ、広域周遊対策など経済的な効果を高める取組を促進し、クルーズ船入港による効果の最大化に取り組んでまいります。

国際航空路線については、SNS等を活用した情報発信や県民を対象としたパスポート取得助成のほか、長崎空港開港50周年を契機に、インバウンド・アウトバウンド双方の利用促進を図ることで、既存路線の安定運航に繋げるとともに、新規路線の誘致についても、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの就航に向け戦略的に取り組んでまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、3月に開館9周年の記念イベントとして、ながさき未来応援ボケモン「デンリュウ」との写真撮影会や

「デンリユウ」の長崎カステラ販売などを実施し、多くの方々にご来館いただきました。引き続き、アンテナショップの役割である本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信してまいります。

また、県産品のブランド化の推進については、3月に東京において日本イタリア料理協会と協力した、食材勉強会を開催し、首都圏のシェフに対して本県の優れた食材の紹介や生産者とのマッチングを行ったほか、千葉県内でスーパーを展開している株式会社京北スーパーにおいて、本県の農水産品や加工品を販売する長崎フェアを実施し、本県の食の魅力を発信いたしました。引き続き、SNSを活用した情報発信などと併せ、更なる県産品のブランド化の推進に取り組んでまいります。

県産品の愛用については、「長崎県県産品愛用運動推進協議会」を設置し、民間団体や行政関係者、消費者団体や生産者団体等が一体となって取り組んでいるところであります。特に6月と11月については、「県産品愛用運動推進月間」としてテレビCMの放映や懸垂幕を掲出するなど、県内における県産品の優先利用の推進と消費拡大に取り組んでいるところであり、今後とも市町や関係機関と連携しながら、県産品の普及・啓発に努めてまいります。

（中国との交流について）

本年は、中国駐長崎総領事館の開設40周年という節目の年を迎えております。県ではこれを記念して、去る6月4日、長崎市内において、呉江浩中国駐日本国特命全権大使をお招きし、総領事館との共催による祝賀会を開催いたしました。

この祝賀会の開催を通じて、本県と中国との間に長年にわたり築かれてきた友好と信頼の絆、そしてその中で中国駐長崎総領事館が果たしてこられた重要な役割を、改めて深く認識したところであります。

この重要な節目の年を契機として、今年度は、この記念祝賀会開催のほか、知事、県議会、経済界等から成る代表团で中国を訪問し、経済、文化、観光等の様々な分野

において、さらなる関係の深化を図ってまいります。

あわせて、次代を担う青少年の国際交流や相互理解の促進にも力を入れ、本県と中国との絆を次世代へと確実に継承してまいりたいと考えております。

（核兵器廃絶に向けた取組について）

去る4月27日から5月3日まで、核兵器不拡散条約再検討会議準備委員会の開催に合わせ、知事が徳永県議会議長とともにアメリカ・ニューヨーク市を訪問いたしました。

現地では、広島県やモンゴル国政府、国連訓練調査研究所等と連携し、安全保障と持続可能性などをテーマにしたシンポジウムを開催したほか、次代を担う「ナガサキ・ユース代表团」が核軍縮と核兵器廃絶に向けた新たな戦略を考えるイベントに参加したところであります。

また、アントニオ・グテーレス国際連合事務総長やアメリカ合衆国、ロシア連邦、タイ王国などの各国軍縮関係者と面会し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の皆様の高い思いをお伝えするとともに、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置付けることを目指した働きかけを行ってまいりました。

県としては、今後とも、今回のNPT参加によって得られた新たなネットワーク等も活用しながら、長崎市や広島県、関係団体等と連携のうえ、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

（長崎ヴェルカについて）

プロバスケットボールB1^{ビートン}長崎ヴェルカは、長崎スタジアムシティのハピネスアリーナを新たな本拠地とした2024-25^{にせんにじゅうよん にじゅうご}シーズンを、26勝34敗という成績で終えました。

目標に掲げていた「チャンピオンシップへの進出」は叶いませんでした。ホーム

ゲームはチケット完売の状況が続くなど、シーズンを通して大きな盛り上がりを見せたところであります。

監督、選手の皆様の健闘を称えとともに、来シーズンでの更なる活躍を期待しております。

地元プロスポーツクラブである長崎ヴェルカの存在は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化に大きく寄与するものであることから、県としても、引き続き、市町や関係者の皆様と一体となって、長崎ヴェルカを応援する環境づくりに努めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期総合計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、

地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、文化観光国際部においては、主に「地域の魅力で人を惹きつける」や「国内外とのネットワークを拡大する」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「地域の魅力で人を惹きつける」では、「観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進」に向け、付加価値の高い旅を提供する観光まちづくりや戦略的プロモーション等による国内外からの誘客の拡大、観光人材の確保・育成等、観光産業を支える基盤の強化に取り組むほか、「国内外とのネットワークを拡大する」では、「国際交流と平和意識醸成の推進」に向け、歴史的なつながりやこれまで培った人脈などを活かして友好都市等との幅広い交流を推進するとともに、核兵器や戦争のない平和な世界の実現に向けた意識醸成の推進等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会 関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第68号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

報告第14号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算
（第5号）」

であります。

はじめに、第68号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関
係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

国庫支出金	1,623万	円の増
計	1,623万	円の増

歳出予算については、

統計調査費	1,623万	円の増
計	1,623万	円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（令和7年国勢調査費について）

国の交付決定に伴い、市町へ交付する国勢調査にかかる経費として

1,623万 円の増

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明します。

PFI事業により整備を行う長崎県動物愛護管理センター（仮称）の施設整備及び整備後の運営等業務について、年度を超えて一括契約を締結するため、令和8年度から令和24年度までの債務負担行為として、

動物愛護管理センター建設管理業務 2億7,812万6千円
を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

使用料及び手数料	4万2千円の増
国庫支出金	2,947万4千円の減
財産収入	227万6千円の増
寄附金	25万 円の増
繰入金	2,935万1千円の減
諸収入	1,117万6千円の減

計

6,743万3千円の減

歳出予算については、

防 災 費	678万7千円の減
統 計 調 査 費	2,291万8千円の減
生 活 対 策 費	2,217万7千円の減
環 境 保 全 費	1億5,162万7千円の減
農 地 費	3万6千円の減
都 市 計 画 費	946万2千円の減
県有施設等災害復旧費	3,000万 円の減
計	2億4,300万7千円の減

を計上いたしております。

歳入予算の主なものは、

産業廃棄物税基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

2,610万1千円の減

統計調査事務地方公共団体委託費の確定に伴う委託金

1,100万6千円の減

長崎県流域下水道事業会計調整費の確定に伴う雑入

922万4千円の減

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の確定に伴う国庫補助金

843万9千円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(運営費について)

環境保健研究センター空調設備改修工事に係る事業費の確定等により、

4, 8 2 7 万 9 千円の減

(浄化槽対策費について)

市町が行う浄化槽設置整備事業に対する補助金の確定等により、

3, 1 6 1 万 円の減

(県有施設等災害復旧費について)

自然公園施設に係る災害復旧費の確定により、

3, 0 0 0 万 円の減

などをそれぞれ計上いたしております。

続きまして、報告第14号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県流域下水道事業
会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

収益的収入については、営業収益の減等により、

3, 4 3 1 万 5 千円の減

収益的支出については、営業費用の減等により、

2, 7 9 7 万 3 千円の減

を計上いたしております。

資本的収入については、企業債の減等により、

2, 2 2 5 万 6 千円の減

資本的支出については、建設改良費の減等により、

2, 0 8 2 万 2 千円の減

を計上いたしております。

次に、令和6年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、県民
生活環境部関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

運営費 4, 3 7 8 万 円

地球温暖化対策推進費 2, 2 5 0 万 9 千円

生活基盤施設耐震化等交付金事業費 8 9 8 万 1 千円

産業廃棄物対策費 5 億 4, 0 6 3 万 円

自然公園管理費 1 億 2, 0 0 0 万 円

であります。

繰越の主な理由は、国の経済対策予算の活用により年度内に適正な事業期間が確保
できなかったこと等であります。

次に、令和6年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち、関係
部分についてご説明いたします。

繰越額は

自然公園管理費 2 億 7, 3 9 6 万 6 千円

であります。

繰越の理由は、本工事に先行して実施した仮設道路整備において切土法面の崩壊が
発生し、その対処に不測の日数を要したため、年度内に完成することができず、事故

繰越に至ったものであります。

次に、令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

処理場建設改良費	1億 642万6千円
----------	------------

であります。

繰越の理由は、資機材の調達に不測の日数を要したためであります。

次に、令和6年度長崎県流域下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額は

処理場費	646万5千円
------	---------

処理場建設改良費	1,563万6千円
----------	-----------

であります。

繰越の主な理由は、資機材の調達に不測の日数を要したためであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年6月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料（追加1）

県民生活環境部

【予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部の2ページ3行目の次に、次のとおり挿入】

する経費であります。

第86号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

【予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部の3ページ8行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第86号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算について、

環 境 保 全 費	22万9千円の増
計	22万9千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（公衆浴場対策費について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要

令和7年6月定例県議会

観光生活建設委員会関係説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

令和7年2月に開催を予定していた令和6年度県職員向け協働研修を、大雪の予報のためオンライン開催へ変更したことにより、講師が予約していた航空券の取消に伴い発生した損害賠償金12,240円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づき、去る3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

続きまして、県民生活環境部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け県民の人権への理解を深めるため、人権教育や啓発をはじめとした施策を進めております。

県民の皆様には性の多様性についての理解や認識を更に深めていただくため、昨年度に引き続き、啓発イベントの開催や、企業等への性別記載欄見直しの働きかけ、市町職員向けの研修を実施することとしております。

このほか、地域の人権教育、啓発を担う人材を確保するため、県内各地区で研修会を開催するとともに、個々の指導者のスキルアップを図るため、市町と連携して実践の場を提供するほか、「V・ファーレン長崎」と連携・協力した人権啓発活動、企業における人権尊重の気風を高めるための人権啓発セミナー等を行い、人権教育・啓発の推進に取り組んでまいります。

(地球温暖化対策の推進について)

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための各種施策に取り組んでおります。

地球温暖化対策に必要な不可欠である再生可能エネルギーの導入促進については、引き続き、環境省の交付金を活用し、市町を通じて住宅、事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の設置補助を行うとともに、新たに開始しました太陽光発電設備等共同購入支援事業を推進し、県内における再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目指すこととしています。

また、令和3年3月に策定しました長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画につきましても、計画期間を令和12年度までとしておりますが、中間年度を迎えることから、今年2月に改定された国の地球温暖化対策計画を参考にしながら、見直しを進めてまいります。

今後とも、県議会をはじめ、県民の皆様や市町など関係機関と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定の見直しについて)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、地域の類型ごとに基準値が定められており、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定することとなっております。

本県の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定については、県境～諫早間は平成23年に、諫早～長崎間は平成27年に告示したところですが、このうち県境～諫早間について、沿線区域の工事計画変更や土地用途変更等が行われていることから、これを反映させる見直しを行うこととしております。

今後とも、関係部局や沿線自治体、鉄道関係者と緊密に連携を図りながら、新幹線

鉄道騒音対策の推進に努めてまいります。

(国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について)

県では、令和3年8月の大雨により被災した雲仙温泉地区において、国及び雲仙市と連携して災害復旧・再生に取り組んでいるところです。

昨年度発注した上部斜面を安定させるための1工区に続き、4月9日にその下部の2工区について契約したところであります。

また、国立公園雲仙の上質化に向けた取組として、今年度は主要な利用地点である仁田峠エリアの再整備に向けた設計業務等を実施いたします。

引き続き、関係機関と連携して、早期の災害復旧及び国立公園雲仙の活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

(各種計画の策定等について)

県民生活環境部におきましては、長崎県総合計画に掲げる基本戦略のうち、「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」「みんなで支えあう地域を創る」「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」「安全安心で快適な地域を創る」ことを目的とした各種計画等を策定し、県としての取組方針等を県民の皆様に明らかにするとともに、目標や計画期間を定め、各種施策を推進しております。

これらの多くは本年度を計画期間の最終年度としている、または、中間年度として見直しを計画していることから、

- ・長崎県環境基本計画
- ・長崎県環境教育等行動計画
- ・長崎県男女共同参画基本計画
- ・長崎県交通安全計画

- ・長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画
- ・長崎県食育推進計画
- ・長崎県消費者基本計画
- ・長崎県食品の安全・安心推進計画
- ・長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画
- ・県庁エコオフィスプラン
- ・島原半島窒素負荷低減計画
- ・大村湾環境保全・活性化行動計画
- ・諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画
- ・長崎県廃棄物処理計画
- ・長崎県食品ロス削減推進計画
- ・長崎県生物多様性保全戦略

について、次期計画等の策定等を進めてまいります。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様や関係機関等のご意見を伺いながら、本県の実情に即した計画等を策定し、県民の皆様が豊かに、安全で安心して暮らせる社会の実現に努めてまいります。

（新たな総合計画の策定について）

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・

チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、県民生活環境部においては、主に「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」や「安心して生活できる環境づくりを推進する」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、「男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり」に向け、あらゆる分野における男女共同参画の推進や共家事・共育での促進等に取り組むほか、「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、「カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり」に向け、県民、事業者、行政等が連携・協力し、温室効果ガス排出削減のための取組を通じて持続可能な県民のくらし・企業活動を推進し、気候変動による影響を予防・軽減するための適応策の普及促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる県民生活環境部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「県民、企業、NPO等との協働の推進」を図るため、NPO団体や企業等からの協働に関する相談や、事業化に向けた情報・意見交換などを行う協働サポートデスクを設置しており、令和6年度は36件の相談に対応しました。また、職員の協働意識醸成のための研修を開催し、県とNPOなど多様な主体との協働実施件数は168件となっており、目標値の176件を達成できていないため、引き続き、協働サポートデスクの活用に加え、企業・NPO等への働きかけや研修の開催などにより、多様な主体との協働を推進してまいります。

審議会等における女性委員の積極的な登用については、令和2年度末に策定した女性委員登用計画に基づき、進捗管理を実施し、関係部局と情報共有を図るとともに、委員改選時における事前協議の実施等により、令和6年度実績で37.3%の登用率となっております。達成率は90.9%であるものの、目標値の41.0%には届いていないため、目標達成に向けて、引き続き庁内全体で登用促進の強化に努めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年6月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

県民生活環境部

【観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部２頁の２１行目の次に、次のとおり挿入する。】

また、県では、昨年度、人権施策を進めていく際の基本的な考え方等について、有識者による検討委員会でご議論をいただき、本年３月末、県の人権施策のあり方に関する意見とりまとめを提出していただきました。

その中で、人権尊重を促す条例やパートナーシップ宣誓制度についてもご意見をいただいております。昨年２月には県議会から「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」をいただいているところです。

これらを踏まえ、今後、県におきましては、人権尊重を促す条例については、有識者会議を設置し、様々なご意見をいただきながら検討を進め、来年度中の制定を目指して検討してまいります。

また、パートナーシップ宣誓制度については、これまでも市町や関係団体等との意見交換や先進自治体の情報収集等、丁寧に課題整理を進めてきており、引き続き、市町や関係団体と提供されるサービス等に関して協議・調整を行い、来年度の早い時期での導入を目指してまいります。

令和７年６月定例県議会

予算決算委員会 観光生活建設分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

報告第13号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)」
であります。

先の令和7年2月定例県議会の本分科会におきまして、令和6年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいておりますが、令和6年度の収入支出の状況を踏まえ、令和7年3月31日付けをもって専決処分させていただきますので、その概要を報告いたします。

収入については、運輸収入が見込み額より増収となったことなどから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で56億8千9百万円を計上しております。

また、費用については、人件費等の減額補正を行い、補正後の事業費用の総額で54億8千1百万円を計上しております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明いたします。

(収益的収入及び支出の補正)

事業収益については、

営業収益	5,442万 6千円の増
営業外収益	1,599万 4千円の増
特別利益	726万 5千円の減
計	6,315万 5千円の増

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

運輸収入	6,750万 9千円の増
県・市からの路線バス補助金等	702万 5千円の増

であります。

事業費用については、

営業費用	8,093万 4千円の減
営業外費用	164万 3千円の減
特別損失	1千円の減
計	8,257万 8千円の減

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

人件費、委託料等の減に伴う運輸費	4,490万 6千円の減
資産減耗費等の減に伴う車両管理費	2,217万 4千円の減

であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入については、

企業債	2,700万 円の減
建設補助金	523万 6千円の増
固定資産売却代金	711万 円の減
投資返還金	2,610万 8千円の増
計	276万 6千円の減

を計上いたしております。

資本的支出については、

建設改良費	1, 2 7 6 万 6 千円の減
投 資	2 9 万 円の減
計	1, 3 0 5 万 6 千円の減

を計上いたしております。

資本的支出の主なものは、

入札等による実績確定に伴う建設費	5 1 5 万 6 千円の減
バス改造工事費等の実績確定に伴う改良費	7 6 1 万 円の減

であります。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第75号議案 長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例
であります。

これは、乗合旅客運賃について、現行の基準額「33円の範囲内」を「43円の範囲内」に変更するとともに、定期旅客運賃の見直しを行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

公共交通を取り巻く環境は、少子高齢化等に伴う利用者の減少に加え、慢性的なバス運転士の不足、燃料費等の物価高騰の影響、さらには老朽化が進むバス車両の更新など、様々な課題への対応が求められており、極めて厳しい状況にあります。

今回の改定につきましては、消費税率の引き上げに伴う改定を除いて、平成9年12月以来、約27年ぶりの本格改定となります。バスを利用される県民の皆様には大きな負担をお掛けすることになりますが、交通局におきましては、今後、バス運転士の確保に向けた給与等の処遇改善や老朽化したバス車両の更新等に伴い、費用の大幅な増加が見込まれるところであり、将来にわたり地域生活路線をしっかりと維持していくためには、運賃の見直しが避けられないとの判断に至ったものであります。

また、運賃改定の時期については、議会の議決をいただいた後、国に認可申請を行い、本年9月1日の実施を目指してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経営状況について)

交通局の経営状況につきまして、令和6年度は、子会社である長崎県営バス株式

会社の交通局への統合や、貸切バスの運賃改定の効果などにより、乗合バス、高速バス及び貸切バスのいずれの部門においても増収となり、営業収益は、前年度に比べ2億8千万円の増となりました。

一方で、営業費用については、バス車両の更新に伴う減価償却費の増や、職員の処遇改善に伴う人件費の増などから、前年度に比べ2億円の増となりました。

この結果、補助金収入などの営業外収支を含めた経常収支(税抜)は、前年度と同程度の1億8千万円の黒字を見込んでおります。また、最終の事業収支(税抜)は、旧矢上営業所の解体工事費等の特別損益を含め、1億7千万円の黒字を見込んでおります。

令和7年度においては、運賃改定の効果等を注視しつつ、人材確保や計画的な車両更新等を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、引き続き県内他社と連携し、効率的な路線運行に取り組むとともに、営業所再編や老朽化しているバスターミナル等の再整備を進めるなど、経営計画後期5か年行動計画を踏まえた経営改善策の着実な実施により、経営基盤の安定・強化に努めてまいります。

(バス運転士の確保について)

交通局におきましては、運転士の確保のため、これまで処遇改善等を実施してまいりましたが、今年4月時点で欠員が生じるなど、その不足の解消までには至っておりません。また、運転士の年齢構成が高齢層に集中することから、運転士確保とともに、在職者の離職防止についても喫緊の課題と認識しております。

そのため、今後も高齢層を含む給与等の処遇改善や正規職員としての採用などを継続して進めるとともに、新高卒者を採用し運転士として養成する制度の活用や、バス運転体験会の開催、県内外の合同企業説明会への参加など、新たな人材確保対策にも取り組んでまいります。

新高卒者運転士養成制度においては、昨年採用された職員1名が、営業所やター

ミナル等での1年間の研修期間を経て、今年5月にバスの運転に必要となる大型二種免許を取得し、現在、運転技術等の研修に取り組んでいるところです。交通局としては、新高卒者のバス運転士が地域の公共交通を支える若い世代のバス運転士養成につながるものと期待しており、引き続き新高卒者の採用に努めてまいります。

今後も、職業としてバス運転士を選択していただけるよう、バス運転士の確保に向けた各種取組を推進してまいります。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、昨年4月に実施した営業所再編の中で、これまでの各営業所への分散配置を見直し、集約化を行いました。この取り組みにより、貸切バス車両数は減としたものの、実働台数は増え集約の効果があったものと考えており、今後さらに貸切バスの集約化を進めていきたいと考えております。

昨年1月に国の貸切バスの運賃基準に沿い運賃改定を実施したことで、令和6年度は令和5年度と比較して約15%の増収となりました。今後は、貸切バス車両の更新を進めるなど、お客様へのサービス向上を図ってまいります。

旅行業を活用した「周遊観光バスぶらりん」につきましては、西九州新幹線開業に合わせて、県民の皆様や個人の観光客の方々に、バスガイド付の貸切バスをご利用いただき、県内の観光振興及び交流人口促進を図ることを目的に実施してまいりました。令和6年度は、国の補助金が終了したため催行本数が24本となり、前年度と比較し4割程度減少しましたが、大村湾クルーズや、萱瀬ダム内部見学など、新しい要素も取り入れながら実施し、180名程度の方々にご利用いただきました。令和7年度以降も、関係機関と連携し、内容の見直しやPRの強化等も図りながら、引き続き取り組んでまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる交通局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「人員・給与の適正管理」については、コロナ禍等を踏まえ、共同経営方式による路線バスの再編や労働規制強化に対応した職員配置を行っており、引き続き需要等の変化に対応した適切な人員配置等に取り組んでまいります。

「環境の変化に対応した公営事業サービスの提供」については、収支改善対策として、路線バス網の再編やダイヤ編成等の効率化、資産の有効活用等に取り組んでおり、引き続き経営計画後期5か年行動計画に基づき、収支改善の取組を着実に推進してまいります。

「公共施設等総合管理の推進」については、計画的なバス車両の更新や老朽化しているバスターミナル等の再整備を適切に進めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。